

第5期習志野市障がい者基本計画 (障がい者施策に関する基本計画)(案) — 令和6(2024)～令和11(2029)年度 —

(抜粋)



習志野市イメージキャラクター
「ナラシンドロ」

令和6年3月

習志野市



習志野市は、持続可能な開発目標「SDGs」に取り組んでいます。

はじめに

習志野市では、平成29年度に「第4期習志野市障がい者基本計画」（平成30（2018）年度～令和5（2023）年度）を策定し、障がいへの理解を基礎に、地域で暮らす誰もが互いに尊重し合い、安心感と自己肯定感を持って暮らすことのできる「共生社会」を実現するために、障がい者支援施策の充実に向け取り組んでまいりました。



近年、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の改正をはじめ、障害者雇用促進法の改正による障がい者の雇用の一層の推進、バリアフリーの促進などが図られています。

本市におきましても、医療的ケア児の個別避難計画作成や基幹相談支援センター設置による柔軟で総合的な地域の相談支援体制の強化、障害福祉サービス充実に向けた共生型サービス提供事業所の確保などの環境整備を図ってまいりました。

このような社会環境の変化を反映させ、地域で暮らす誰もが互いに尊重し合い、安心感と自己肯定感を持って暮らすことのできる誰一人取り残さない「共生社会」を実現するために、第5期障がい者基本計画を策定いたしました。

本計画では、「自立と共生」「障がいへの正しい理解と権利擁護」「切れ目ない支援」の3つの基本視点を設定いたしました。

また、取り組む施策には、令和5年度に整備した障がいのある人が地域で安心して生活ができるよう支援する地域生活支援拠点等（ならとも拠点システム）の充実や重度の障がいのある人への支援、精神保健に課題を抱える人への相談支援の充実等に加え、誰もが障がいのある人の尊厳を重んじ、互いに人格と個性を尊重し、地域で自分らしく暮らすことができるまちをめざしてまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、多大な御尽力を賜りました習志野市障がい者基本計画等策定委員会の皆様をはじめ、貴重な御意見や御提言をいただきました、すべての皆様に心から感謝申し上げます。

令和6年3月

習志野市長

宮本泰介

第5期習志野市障がい者基本計画
(障がい者施策に関する基本計画)(案)
— 令和6(2024) ～ 令和11(2029)年度 —

令和6年 月

習志野市

目 次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1. 計画策定の目的	1
2. 計画の位置づけ.....	4
3. 計画の期間	5
4. 計画策定・推進体制	6
第2章 障がいのある人を取り巻く現状.....	7
1. 人口の動向	7
2. 障がい者の動向	8
3. サービスの利用状況	11
4. アンケート調査結果の概要	13
第3章 めざすべき将来像と基本視点.....	15
第4章 計画の重点課題	16
第5章 施策の体系	17
第6章 施策の方向性と展開	19
重点課題1. 障がいのある人への理解と権利擁護の推進	19
基本施策(1) 差別解消、合理的配慮の普及・啓発	20
基本施策(2) 成年後見制度の利用促進.....	24
基本施策(3) 障がい者虐待防止の取り組みの推進.....	26
基本施策(4) 障がい(者)理解のための取り組みの推進	28
基本施策(5) さまざまな手段による情報コミュニケーション保障	30
重点課題2. 暮らしを支えるサービスの充実	32
基本施策(1) 障害福祉サービス等の提供体制の充実.....	33
基本施策(2) 地域生活支援事業等の充実.....	37
基本施策(3) 地域生活支援拠点等の充実.....	39
基本施策(4) 保健・医療と連携した健康維持・増進活動の充実.....	42
重点課題3. 就労と社会参加の促進.....	45
基本施策(1) “働ける・働きたい”の意識醸成につながる支援	46
基本施策(2) 就業環境の整備	50
基本施策(3) 障がい者就労支援施設等からの調達の拡充	52
基本施策(4) 余暇活動充実のための支援	54

重点課題4. 障がい児支援・発達支援の充実	58
基本施策(1) 障がい児等へのサービスの充実	59
基本施策(2) 発達相談・支援、療育の充実	61
基本施策(3) 特別支援教育の充実	64
基本施策(4) 保健・医療・福祉・保育・教育など分野を超えた連携	66
基本施策(5) 発達障がいの支援強化	67
重点課題5. 相談支援の充実	69
基本施策(1) 相談支援体制の整備	70
基本施策(2) 当事者団体等における相談活動	75
基本施策(3) 地域移行の推進	77
重点課題6. 社会資源の充実	80
基本施策(1) バリアフリー・ユニバーサルデザインの充実	81
基本施策(2) 地域における支援体制の充実とネットワーク構築	84
基本施策(3) 市民団体・ボランティア団体等との連携	87
基本施策(4) 防災・災害対策等の整備	89

資料編

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の目的

わが国では、昭和 56（1981）年に国際連合において、この年を「国際障害者年」と定めて以来、そのテーマである「完全参加と平等」の実現をめざし、保健・医療・福祉・教育・就労等の各分野で障がい者施策が展開されてきました。

平成 23（2011）年には、国連の「障害者の権利に関する条約」の批准に向けた法整備の一環として、「障害者基本法」を改正し、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」を基本理念とし、障がいのある人について、必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体と規定されました。

また、平成 27（2015）年9月には、国連サミットにおいて、全会一致で「誰一人取り残さない」ことを理念とする SDGs（持続可能な開発目標）が採択され、国際社会全体の開発目標が設定されました。

平成 30（2018）年には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 25（2013）年施行）（以下、「障害者総合支援法」という。）」と「児童福祉法」が改正され、障がいのある人が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や、高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用の促進、障がい児支援のニーズの多様化に伴う障がい児への支援の拡充等の取り組みが図られ、令和2（2020）年には「障害者雇用促進法」の改正による障がい者の雇用の一層の推進と、バリアフリー法の改正による「共生社会の実現」及び「社会的障壁の除去」に向けた、更なる取り組みの強化が図られることとなりました。

習志野市では、「文教住宅都市憲章」をまちづくりの基本理念として定め、この基本理念のもと、「未来のために～みんながやさしさでつながるまち～習志野」を将来都市像とした新たな「習志野市基本構想」を平成26（2014）年4月よりスタートさせました。

また、平成30（2018）年度には、『誰もが互いに人格と個性を尊重し、地域で自分らしく暮らすことができるみんなのまち習志野』を基本目標に掲げた第4期習志野市障がい者基本計画を策定し、障がいへの理解を基礎に、地域で暮らす誰もが互いに尊重し合い、安心感と自己肯定感を持って暮らすことのできる「共生社会」を実現するために、市民、事業者、行政が一体となって取り組むべき基本的な方向性と施策を示し、取り組んでまいりました。

主な実績としては、平成 30 年度より開催している医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場での協議等を通じた、医療的ケア児の避難プラン作成や共生型サービス提供事業所の確保、令和3年の基幹相談支援センター設置による地域の相談支援体制の強化、また、令和5年の障が

【第1章 計画の策定にあたって】

いのある人の地域での生活を支援する地域生活支援拠点等（ならとも拠点システム）の整備等です。

近年の障がい者福祉を取り巻く状況をみると、障害福祉サービスへのニーズも多様化・増加しています。特に、「親なき後」問題などへの対応や複合的な支援体制の構築なども必要になっています。

この「第5期習志野市障がい者基本計画」（障がい者施策に関する基本計画）は、これらの国の動きや社会情勢、地域の課題を踏まえ、今後6年間に於いて充実すべき施策や事業を示した、障がい福祉施策に関する総合的な計画として策定したものです。

≪ 障がい者福祉施策に関する国の動向 ≫

年	関連法令等
平成 23 (2011) 年	障害者基本法の一部改正 ・目的規定や障がいのある人の定義の見直し等 (障がいのある人:身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む。)その他の心身の機能の障がいのある人であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの)
平成 24 (2012) 年	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)の施行 ・障がいのある人の虐待の防止に係る国等の責務規定、虐待の早期発見の努力義務など
平成 25 (2013) 年	障害者総合支援法の施行 ・障害者自立支援法を改称、障がい者の範囲に難病を加える等 国等による障害者就労支援施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律(障害者優先調達推進法)の施行 ・公的機関の物品等の障がい者就労施設等からの優先的・積極的な購入の推進
平成 26 (2014) 年	障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)を批准
平成 28 (2016) 年	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)の施行 ・不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供義務など 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律の施行 ・不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供義務など
平成 30 (2018) 年	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」の施行 ・障がいのある人の望む地域生活の支援、障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律(障害者文化芸術推進法)の施行 ・障がいのある人により文化芸術の鑑賞及び創造の機会の拡大、文化芸術の作品等の発表の機会の確保など
令和元 (2019) 年	視覚障害者等の読書環境の整備に関する法律(読書バリアフリー法)の施行 ・視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進
令和 3 (2021) 年	医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(医療的ケア児支援法)の施行 ・国・地方公共団体や保育所・学校の設置者等の責務の明文化、医療的ケア児支援センターの指定など
令和 4 (2022) 年	障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律(障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法)の施行 ・障がいのある人の情報の取得利用・意思疎通に係る施策の総合的な推進

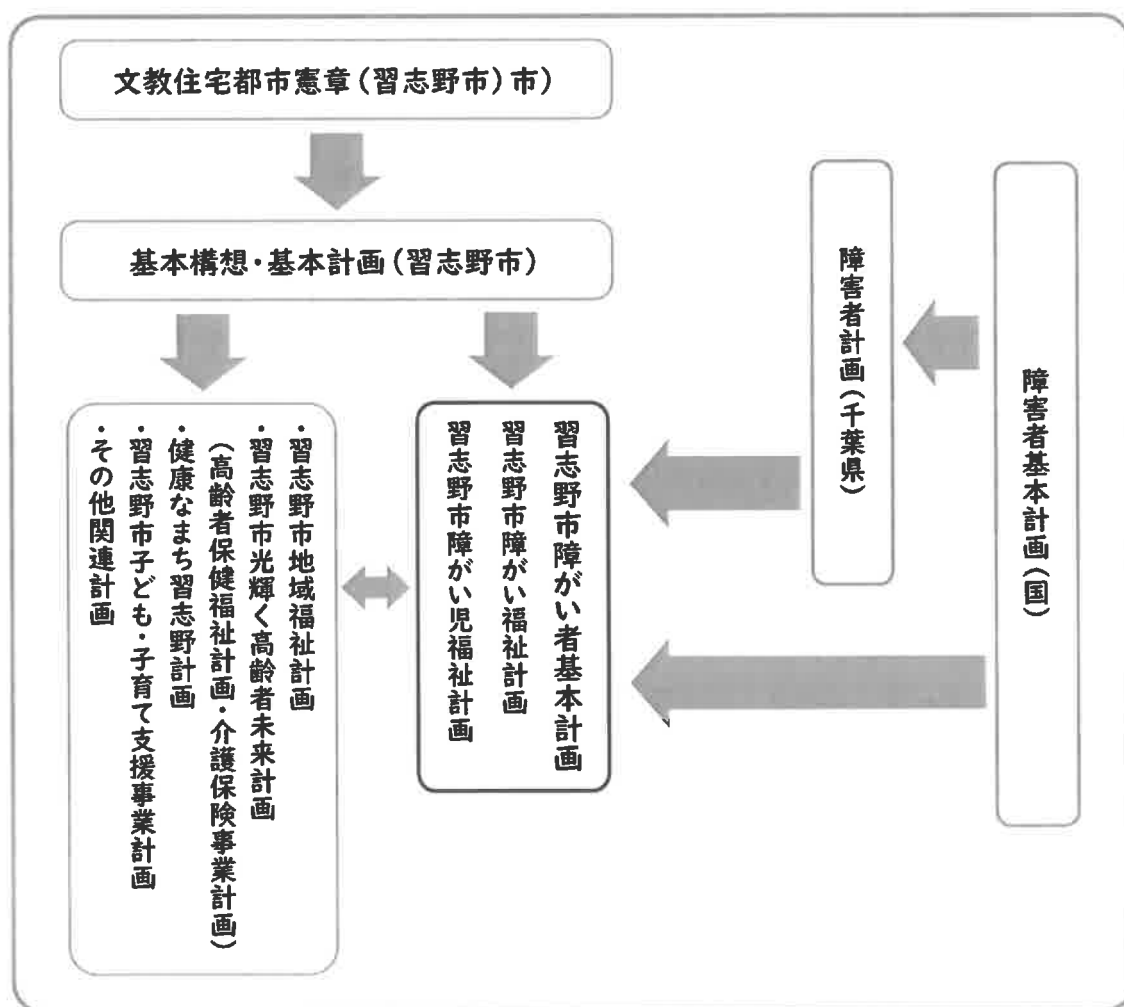
2. 計画の位置づけ

習志野市障がい者基本計画（障がい者施策に関する基本計画）

習志野市障がい者基本計画は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づき策定する障がいのある人のための施策に関する基本的な計画です。

国における障害者基本計画及び県の障害者計画を基本とし、本市における障がいのある人の状況等を踏まえた障がい者施策の総合計画として策定しました。また、平成28(2016)年4月から施行された「習志野市手話、点字等の利用を進めて、障がいのある人もない人も絆を深め、互いに心を通わせるまちづくり条例」（以下「習志野市心が通うまちづくり条例」といいます。）に定める施策の総合的かつ計画的な推進に資する計画を含むものとしています。

《 各計画の関連 》



3. 計画の期間

今回の「第5期障がい者基本計画」の計画期間は、第4期と同様の6年間として策定します。

なお、障がい者基本計画は、国の障害者基本計画、本市基本構想及び基本計画の策定により計画期間の途中でこれを見直す場合があります。

区分	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度	令和 6 (2024) 年度	令和 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度	令和 9 (2027) 年度	令和 10 (2028) 年度	令和 11 (2029) 年度
国	障害者基本計画 (第4次) (平成 30(2018)～ 令和4(2022)年度)		障害者基本計画(第5次)						
県	第六次千葉県障害者計画			第七次千葉県障害者計画			第八次千葉県障害者計画 (予定)		
習志野市	習志野市基本構想 (平成 26(2014)～令和7(2025)年度)					次期習志野市基本構想(予定)			
	第4期障がい者基本計画 (平成 30(2018)～ 令和 5(2023)年度)			第5期障がい者基本計画					
	第 6 期障がい福祉計画			第 7 期障がい福祉計画			第 8 期障がい福祉計画		
	第 2 期障がい児福祉計画			第 3 期障がい児福祉計画			第 4 期障がい児福祉計画		

4. 計画策定・推進体制

(1) 計画の策定体制

1) 習志野市障がい者基本計画等策定委員会の設置

計画策定にあたり、当事者や専門的視点からの検討のため、障がい当事者・家族、福祉事業関係者、学識経験者などで構成する「障がい者基本計画等策定委員会」で協議し、計画を策定しました。

2) 習志野市障がい者基本計画検討委員会の設置

計画の具体的施策について、市関係部署の立場から検討するため、市関係部署の次長で構成する「障がい者基本計画検討委員会」を設置し、検討・調整の上、計画を策定しました。

3) 計画策定の基礎資料

・施策の点検

前回計画に掲げた施策及び障害福祉サービスについて、進捗状況を確認するとともに、課題を整理し、新規事業を含め、今後の取り組みの方向性を検討しました。

・アンケート調査の実施・分析

障がい者施策に関する現状や課題、要望について、対象者を5つに区分してアンケート調査を実施し、課題の分析のための基礎資料として活用しました。

4) パブリックコメントの実施

「広報習志野」等でパブリックコメントの実施について周知し、「習志野市障がい者基本計画等策定委員会」で協議された計画案を令和5(2023)年12月1日から12月28日まで、市ホームページ等で公表し、市民から意見を募集しました。

(2) 推進体制

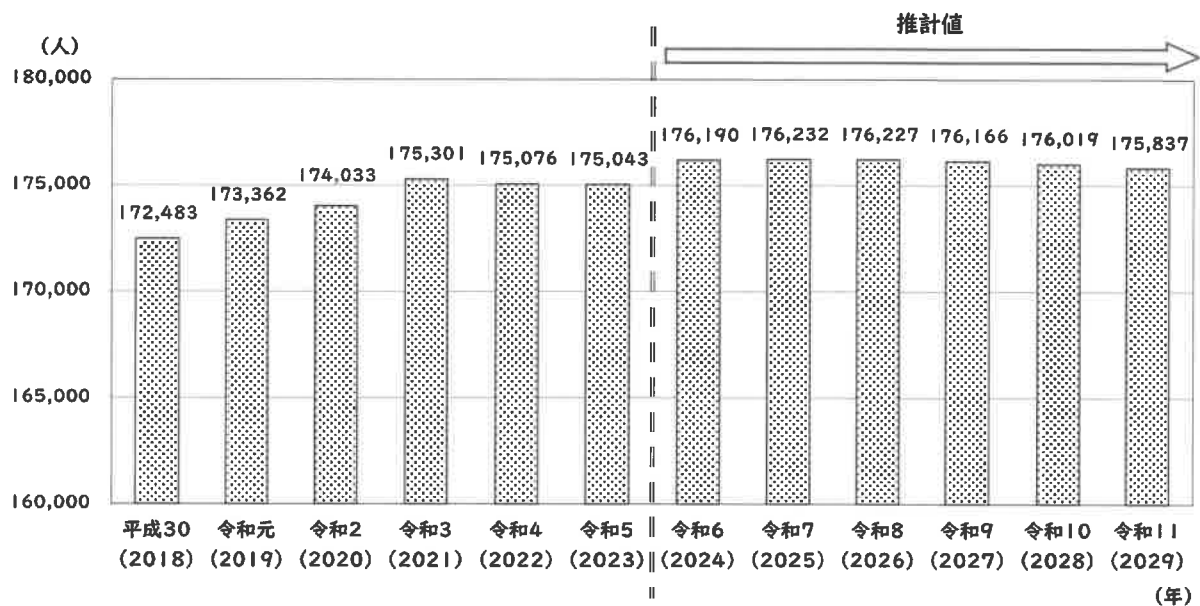
障がい者基本計画は、毎年度、「施策の展開」として記載した取り組みごとに、担当所属において達成度を評価し、この評価結果をもとに、習志野市障がい者基本計画検討委員会を中心として、進捗状況を確認、検討し、各施策の推進に努めます。重点課題ごとの数値目標は、計画期間の終了までに再度アンケート調査を実施し、目標の達成度について評価、分析を行います。

第2章 障がいのある人を取り巻く現状

1. 人口の動向

本市の人口は、令和5(2023)年3月31日現在175,043人となっており、令和3(2021)年までは増加を続けていましたが、令和4(2022)年以降、減少しています。

なお、令和元(2019)年度に行った、コーホート要因法※による人口推計では、本市の総人口は令和7(2025)年までは増加が続き、その後、減少に転じる見込みとなっています。



※平成28(2016)～令和5(2023)年は住民基本台帳(3月末現在)、令和6(2024)年以降は「習志野市人口推計結果(令和元(2019)年6月)」

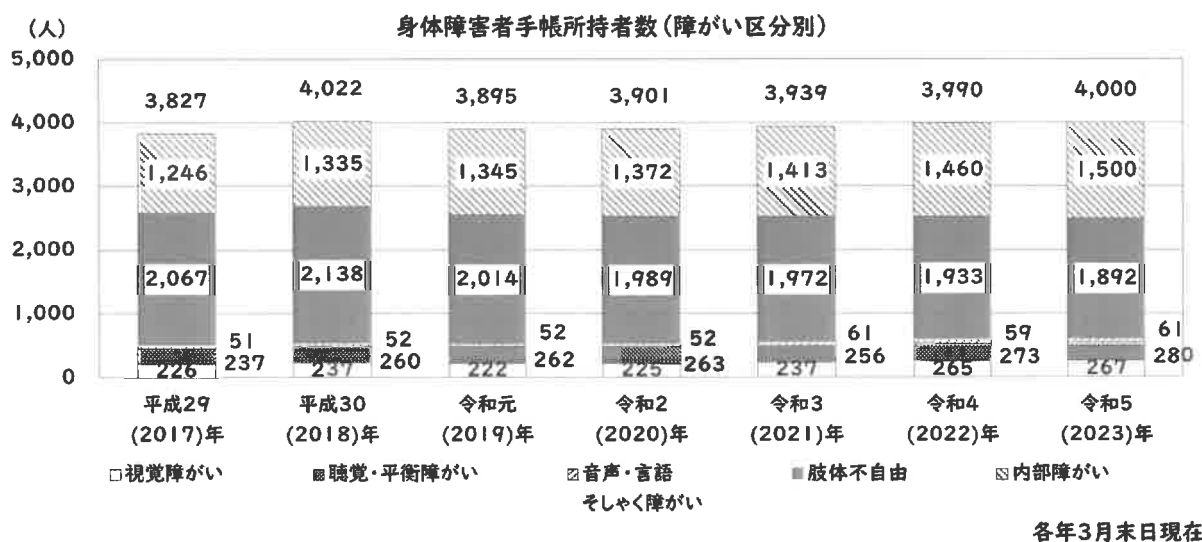
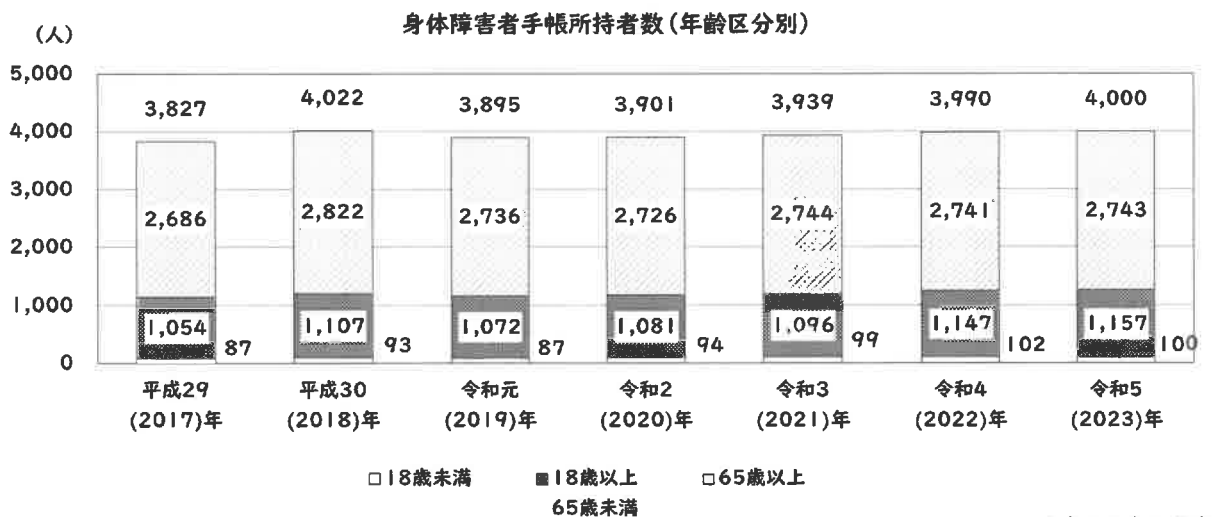
※コーホート要因法とは、各コーホート(同じ期間に生まれた人々の集団のこと)の人口変化要因として「生存率」「移動率」「出生率」「出生男女比」の4つを想定し、それぞれの将来値を設定した上で、各男女別・年齢別の人口を推計する方法です

2. 障がい者の動向

(1) 身体障がい者の状況（身体障害者手帳所持者数）

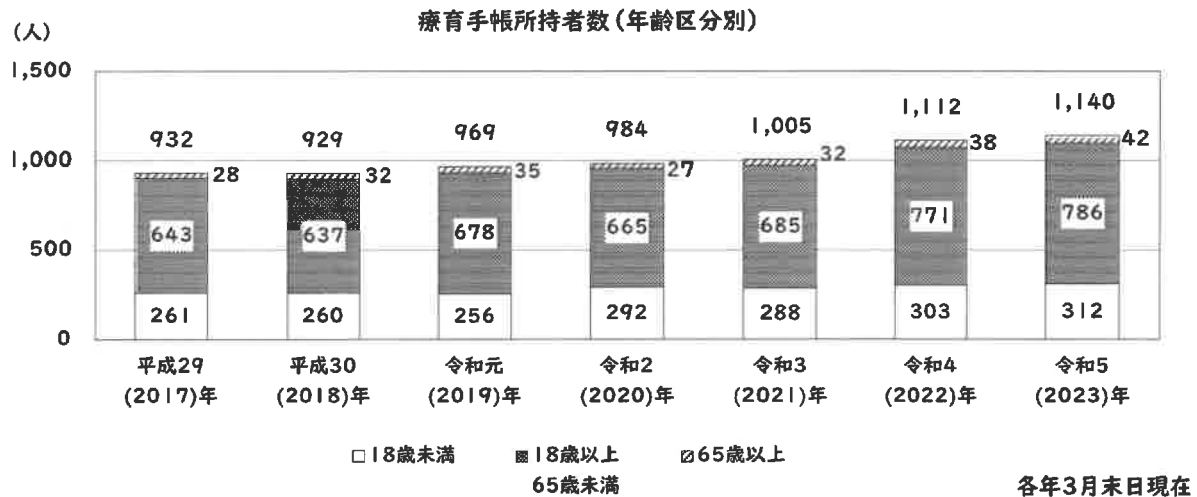
身体障害者手帳所持者数の推移は、令和2（2020）年以降増加が続き、令和5（2023）年で4,000人となっており、年齢区分別に見ると「65歳以上」が最も多く、令和5（2023）年では2,743人と全体の約7割を占めています。

また、障がい区分別にみると、肢体不自由については、令和元（2019）年以降、減少傾向が続いていますが、他の障がい区分では、視覚障がい及び内部障がいでは増加傾向が続いており、聴覚・平衡障がいでは令和3（2021）年に、音声・言語・そしゃく障がいでは令和4（2022）年に減少が見られた以外、増加傾向となっています。



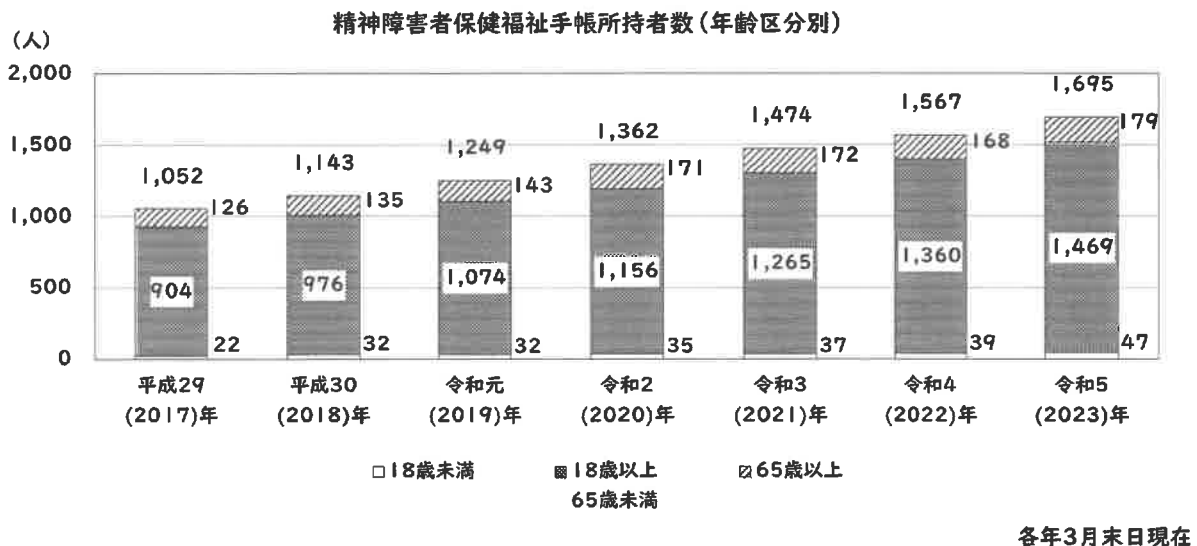
(2) 知的障がい者の状況(療育手帳所持者数)

療育手帳所持者数の推移は、令和元(2019)年以降増加が続き、令和5(2023)年で1,140人となっています。年齢区分別に見ると、「18歳以上 65歳未満」が最も多く、令和5(2023)年で786人と、全体の約7割を占めており、令和3(2021)年以降、増加が続いており、「18歳未満」についても、年による増減は有るものの、増加傾向となっています。



(3) 精神障がい者の状況(精神障害者保健福祉手帳所持者数)

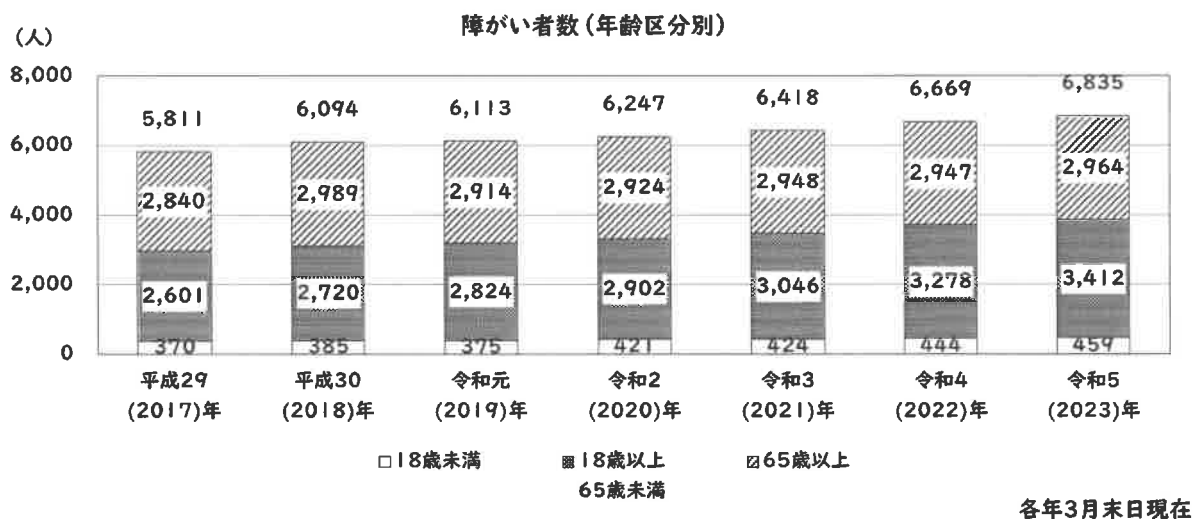
精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移は、毎年増加が続き、令和5(2023)年で1,695人となっており、平成29(2017)年と比較して約1.6倍となっています。年齢区分別に見ると、「18歳以上 65歳未満」が最も多く、令和5(2023)年で1,469人と、全体の8割以上を占めています。



(4) 障がい者数の状況

障がい者手帳を取得している人の状況を見ると、全体では、令和5(2023)年で6,835人と平成29(2017)年の5,811人より1,024人、約18%増加しています。

年齢区分別に見ると、「65歳以上」では、増減は有るもののほぼ横ばいで推移していますが、「18歳以上65歳未満」及び「18歳未満」では増加傾向となっています。

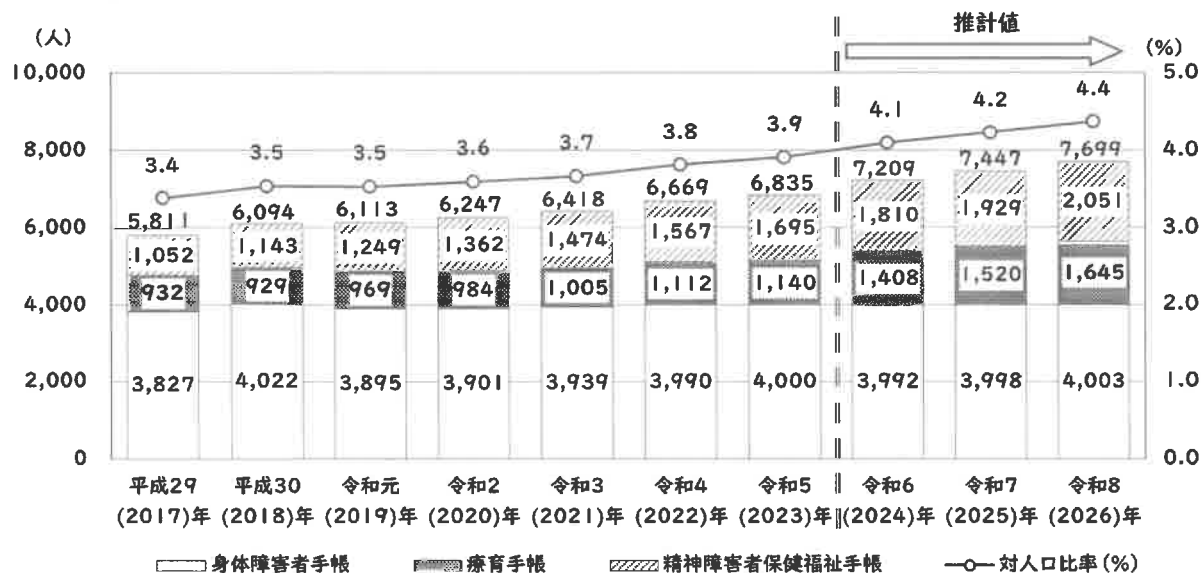


(5) 将来の推計

本計画期間におけるサービスの見込量及び事業量に反映させることを目的として、過去の障がい者数の推移を基に、将来の障がい者数の推計を行いました。

障がい者数が人口※に占める割合は増加傾向にあり、令和8(2026)年には4.4%と推計されます。障がい者数の内訳として最も多数を占める身体障がい者数は横ばいで推移する一方で、知的障がい者数及び精神障がい者数の増加が予測されます。

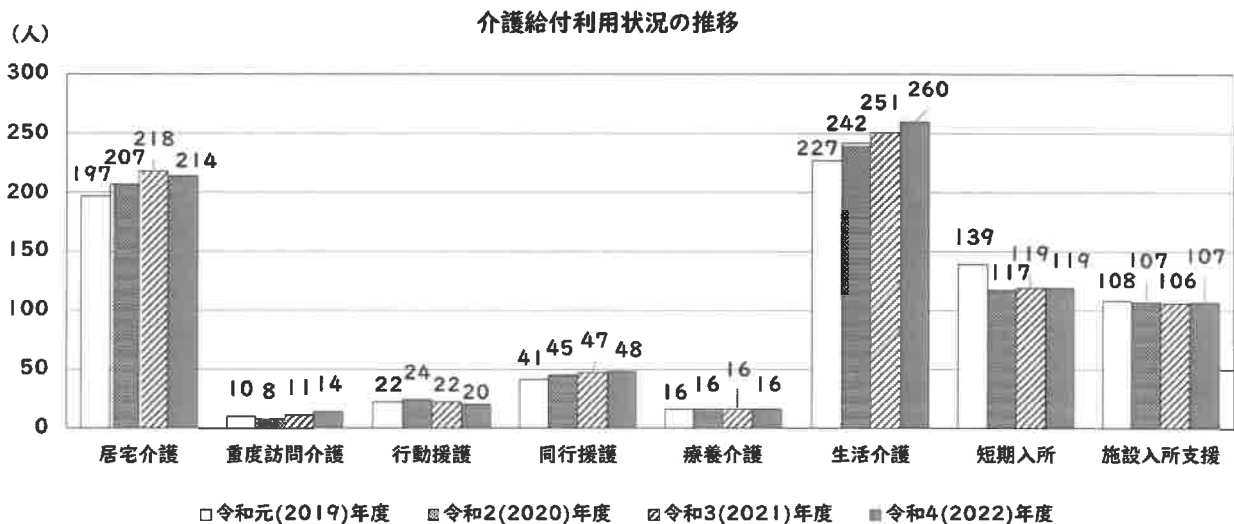
※平成29(2017)～令和5(2023)年は住民基本台帳(3月末現在)、令和6(2024)年以降は「習志野市人口推計結果(令和元年(2019)6月)」



3. サービスの利用状況

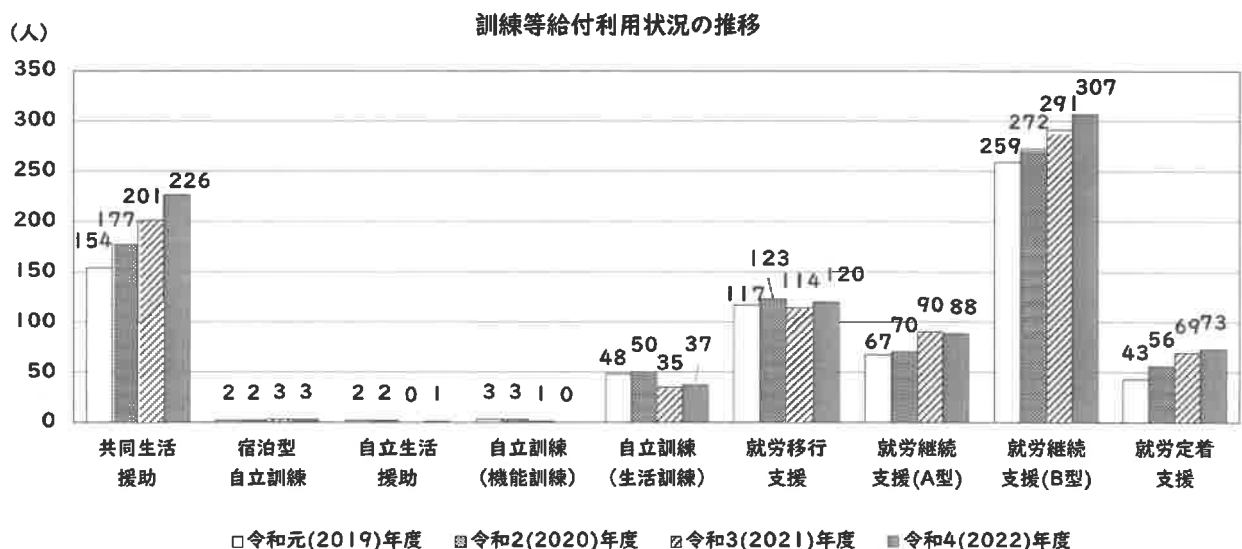
(1) 介護給付利用状況の推移

障害者総合支援法に基づく介護給付では、生活介護の利用が最も多く、年々増加しています。次いで、居宅介護の利用が多く、令和4(2022)年度では前年度と比較して減少しましたが、近年は増加傾向となっています。



(2) 訓練等給付利用状況の推移

障害者総合支援法に基づく訓練等給付では、就労継続支援(B型)の利用が最も多く、次いで、共同生活援助が多く、どちらも増加傾向が続いています。

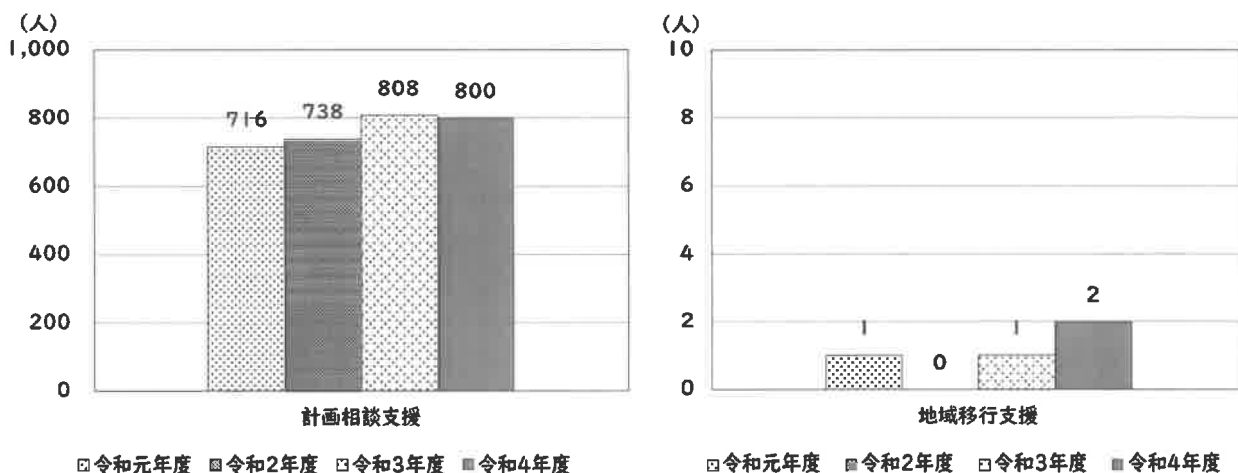


(3) 相談支援給付利用状況の推移

障害者総合支援法に基づく相談支援給付では、計画相談支援の利用が多く、令和4(2022)年度では前年度と比較して減少しましたが、近年は増加傾向となっています。

一方で、地域移行支援の利用は0~2人の利用にとどまっています。

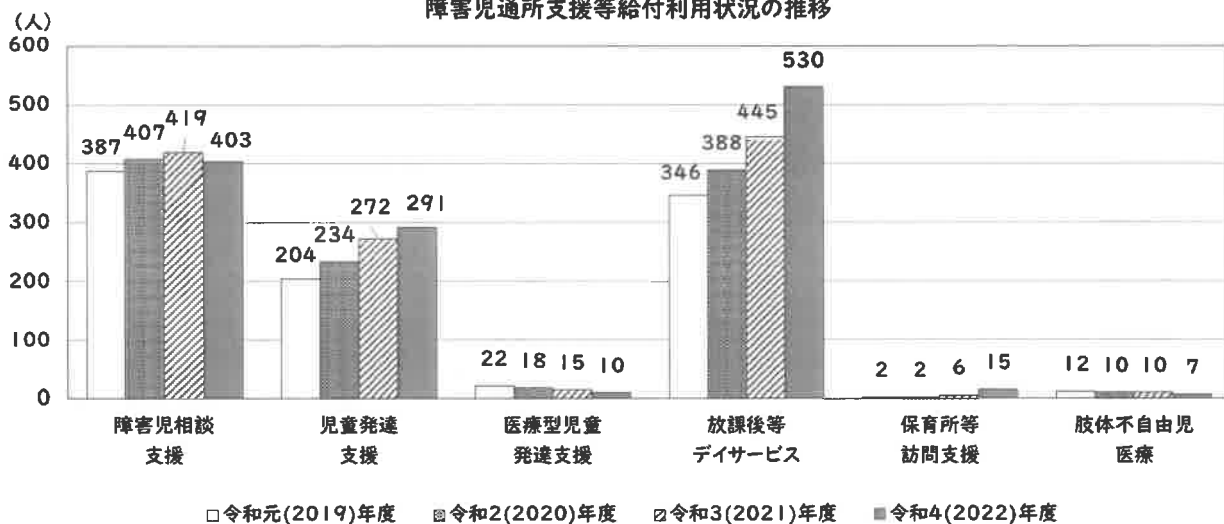
相談支援給付利用状況の推移



(4) 障害児通所支援等給付利用状況の推移

児童福祉法に基づく障害児通所支援等給付では、放課後等デイサービスの利用が最も多く、年々増加しています。次いで、障害児相談支援が多く、令和4(2022)年度では前年度と比較して減少しましたが、近年は増加傾向となっています。

障害児通所支援等給付利用状況の推移



4. アンケート調査結果の概要

(1) 調査の目的

習志野市の障がい者施策全般にわたる『第5期習志野市障がい者基本計画』と、障害福祉サービス等の提供に関する『第7期習志野市障がい福祉計画』及び『第3期習志野市障がい児福祉計画』の策定に向けて、障がいのある人の生活実態やご意見・ご要望などを把握することを目的として実施しました。

(2) 調査の概要

調査では、対象者を5つに区分して、障がい者施策に関する現状や課題、要望等についてアンケートを実施しました。

《 令和4年度実施のアンケート調査概要 》

区分	概要		
①調査の対象者	I 在宅の人 (18 歳以上)	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者及び自立支援医療(精神通院医療)利用者のうち、18 歳以上の在宅の人	1,700 件
	II 施設や病院に入所・入院している人	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者で障がい者施設、介護保険施設、精神科病院等に入所・入院している人	150 件
	III 18 歳未満の人と保護者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者及び自立支援医療(精神通院医療)利用者のうち、18 歳未満の人	401 件
	IV 発達に懸念のある人または発達に関する制度を利用している人と保護者	発達障がい等の理由で、市内小中学校の特別支援学級または通級指導教室利用者及び、「ひまわり発達相談センター」利用者	296 件
	V 障がいのない人	手帳を持っていない 20 歳以上の市民	1,000 件
②調査方法	郵送配布、無記名で郵送回収(特別支援学級及び通級指導教室に通う児童については、学校を通じて配布、ひまわり発達相談センター利用者には施設を通じて配布、無記名で郵送回収)		
③調査期間	令和4(2022)年9月20日～10月21日		
④回収結果	I 在宅の人(18 歳以上)	1,070 件	62.9%
	II 施設や病院に入所・入院している人	109 件	72.7%
	III 18 歳未満の人と保護者	268 件	66.8%
	IV 発達に懸念のある人または発達に関する制度を利用している人と保護者	104 件	35.1%
	V 障がいのない人	505 件	50.5%
	合計	2,056 件	58.0%

＜ アンケート調査大項目 ＞

I 在宅の人(18歳以上)を対象とした調査	
1	はじめに
2	ご本人について
3	医療について
4	ご家族や介助者について
5	生活状況について
6	防災について
7	就労について
8	社会参加について
9	障害福祉サービスについて
10	生計について
11	今後の生活について
12	障がい者施策について
13	自由意見
II 施設や病院に入所・入院している人を対象とした調査	
1	はじめに
2	ご本人について
3	施設や病院への入所・入院について
4	施設や病院での生活について
5	社会参加について
6	今後の生活について
7	障がい者施策について
8	自由意見
III 18歳未満の人と保護者を対象とした調査	
1	はじめに
2	ご本人について
3	医療について
4	ご家族や介助者について
5	生活状況について
6	防災について
7	保育・教育について
8	社会参加について
9	障害福祉サービスについて
10	今後の生活について
11	障がい児・障がい者施策について
12	自由意見
IV 発達に懸念のある人または発達に関する制度を利用している人と保護者を対象とした調査	
1	はじめに
2	ご本人について
3	医療について
4	ご家族について
5	生活状況について
6	防災について
7	保育・教育について
8	社会参加について
9	福祉制度について
10	今後の生活について
11	発達支援施策について
12	自由意見
V 障がいのない人を対象とした調査	
1	ご本人について
2	障がい者との関わりについて
3	ボランティア活動について
4	障がい児の教育について
5	障がい者の就労について
6	障がいに関する意識について
7	ひきこもりについて
8	障がい者施策について
9	自由意見

第3章 めざすべき将来像と基本視点

めざすべき将来像

**誰もが互いに人格と個性を尊重し、
地域で自分らしく暮らすことができる
みんなのまち習志野**

第5期習志野市障がい者基本計画（障がい者施策に関する基本計画）は、障がいへの理解を基礎に、地域で暮らす誰もが互いに尊重し合い、安心感と自己肯定感を持って暮らすことのできる「共生社会」を実現するために、「誰もが互いに人格と個性を尊重し、地域で自分らしく暮らすことができるみんなのまち習志野」をめざすべき将来像として掲げます。

また、本計画を策定するにあたり、アンケート結果等に基づく現状分析を踏まえ、めざすべき将来像を実現するために、次の3つの「基本視点」を設定しました。

この視点をポイントとして、重点課題以下の計画体系を構築しています。



習志野市は、持続可能な開発目標「SDGs」に取り組んでいます。

基本視点1 自立と共生

障がいのある人が社会の一員として自立することで、自己肯定感を持って生きていくことは大切なことです。そのためには、周囲の理解に基づいた就労や地域参加が重要であることから、自立と共生は不可分な関係にあります。

例えば、企業や障がい者就労支援施設等での就労のための支援や、相談支援体制の整備等の課題に対応していくことが求められます。

⇒重点課題1、3、5へ

基本視点2 障がいへの正しい理解と権利擁護

めざすべき将来像に掲げた「誰もが互いに人格と個性を尊重し、地域で自分らしく暮らす」ためには、社会における障がいへの理解を基礎とした、差別等の解消など、障がいのある人の権利擁護の推進が重要です。

また災害時を含めたあらゆる場面で障がいのある人が不自由なく生活するために、情報の的確な取得と障がいへの理解に基づいた具体的な配慮がなされることが不可欠です。

例えば、教育の場や地域における周知啓発の実施及び差別解消や合理的配慮につながる障がいへの正確な理解の推進等の課題に対応していくことが求められます。

⇒重点課題1へ

基本視点3 切れ目ない支援

障がいのある人が生涯を通して幸せに暮らしていくためには、人生の各時期・節目、いわゆるライフステージに合わせて適切な支援（サポート）を得ることが重要です。

例えば、福祉サービスの提供体制の充実や、さまざまな社会資源の充実、また幼児期の支援や発達支援における連携強化等の課題に対応していくことが求められます。

⇒重点課題2、4、6へ

第4章 計画の重点課題

本計画の重点課題は、誰もが互いに人格と個性を尊重し、地域で自分らしく暮らすことができるまちをめざすために、「自立と共生」「障がいへの正しい理解と権利擁護」「切れ目ない支援」の3つの基本視点を踏まえ、次のとおりとします。

重点課題1. 障がいのある人への理解と権利擁護の推進

重点課題2. 暮らしを支えるサービスの充実

重点課題3. 就労と社会参加の促進

重点課題4. 障がい児支援・発達支援の充実

重点課題5. 相談支援の充実

重点課題6. 社会資源の充実

第5章 施策の体系

計画期間【令和 6（2024）年度～令和 11（2029）年度】

重点課題	基本施策	施策数
1. 障がいのある人への理解と権利擁護の推進	(1) 差別解消、合理的配慮の普及・啓発 (2) 成年後見制度の利用促進 (3) 障がい者虐待防止の取り組みの推進 (4) 障がい（者）理解のための取り組みの推進 (5) さまざまな手段による情報コミュニケーション保障	9 5 5 19 16
2. 暮らしを支えるサービスの充実	(1) 障害福祉サービス等の提供体制の充実 (2) 地域生活支援事業等の充実 (3) 地域生活支援拠点等の充実 (4) 保健・医療と連携した健康維持・増進活動の充実	16 9 11 13
3. 就労と社会参加の促進	(1) “働ける・働きたい”の意識醸成につながる支援 (2) 就業環境の整備 (3) 障がい者就労支援施設等からの調達の拡充 (4) 余暇活動充実のための支援	10 8 3 5
4. 障がい児支援・発達支援の充実	(1) 障がい児等へのサービスの充実 (2) 発達相談・支援、療育の充実 (3) 特別支援教育の充実 (4) 保健・医療・福祉・保育・教育など分野を超えた連携 (5) 発達障がいの支援強化	4 6 10 9 6
5. 相談支援の充実	(1) 相談支援体制の整備 (2) 当事者団体等における相談活動 (3) 地域移行の推進	18 7 4
6. 社会資源の充実	(1) バリアフリー・ユニバーサルデザインの充実 (2) 地域における支援体制の充実とネットワーク構築 (3) 市民団体・ボランティア団体等との連携 (4) 防災・災害対策等の整備	17 16 3 10
施策数合計		239

※本計画の重点課題及び基本施策は、前期計画を再編し、6つの重点課題と239の基本施策としています。

参考：前期計画

計画期間【平成 30(2018) 年度～令和 5(2023) 年度】

重点課題	基本施策	施策数	前期計画の重点課題及び基本施策番号
1. 障がいのある人への理解の促進	(1) 障がいへの理解を深める広報・啓発活動の充実 (2) 住民主体の交流づくり (3) 障がい当事者からの情報発信 (4) 障がい(者)理解のための取組の推進	5 5 9 5	1(1) 1(4) 1(4) 1(4)
2. 暮らしを支えるサービスの充実	(1) それぞれの障がいや生活環境にあった障がい福祉サービス等の提供 (2) 地域生活支援事業の充実 (3) 障害福祉サービス等の提供体制の充実 (4) 保健・医療と連携した健康維持・増進活動の充実 (5) 関係機関の障がいへの専門性を深める取組の強化 (6) 訪問医療・訪問看護・訪問リハビリテーションの体制整備	11 6 5 10 5 3	2(1)、2(3) 2(2) 2(1) 2(4) 2(3) 2(4)
3. 就労等を通じた社会参加の促進	(1) “働ける・働きたい”の意識醸成につながる支援 (2) 就労支援の強化 (3) 就業環境の整備 (4) 障がい者就労支援施設等からの調達の拡充 (5) 余暇活動充実のための支援	5 5 7 3 5	3(1) 3(1) 3(2) 3(3) 3(4)
4. 障がい児支援・発達支援の充実	(1) 特別支援教育の充実 (2) 発達相談・支援、療育の充実 (3) 保健・医療・福祉・保育・教育など分野を超えた連携 (4) 障がい児等へのサービスの充実 (5) 発達障がいの支援強化	12 6 9 4 6	4(3) 4(2) 4(4) 4(1) 4(5)
5. 相談支援の充実	(1) 相談支援体制の整備 (2) 計画相談支援の充実 (3) 当事者団体等における相談活動 (4) 地域移行の推進 (5) 経済的不安に向けた支援の充実 (6) 地域生活支援拠点の整備	9 4 7 4 6 5	5(1) 5(1) 5(2) 5(3) 1(2)、2(2)、 3(2)、5(1) 2(3)
6. 情報コミュニケーション保障と権利擁護の推進	(1) 地域のネットワークによる権利擁護 (2) 成年後見制度の利用促進 (3) 差別解消と合理的配慮の普及・啓発 (4) 障がい者虐待防止の取組の推進 (5) 手話・点字等様々な手段による情報コミュニケーション保障	5 4 5 5 16	6(2) 1(2) 1(1) 1(3) 1(5)
7. 社会資源の充実	(1) バリアフリー・ユニバーサルデザインの充実 (2) 地域における支援体制の充実とネットワーク構築 (3) 市民団体・ボランティアの活動やインフォーマルサービスの推進 (4) 防災・災害対策等の整備	15 11 3 10	6(1) 6(2) 6(3) 6(4)
施策数合計		235	

第6章 施策の方向性と展開

重点課題Ⅰ. 障がいのある人への理解と権利擁護の推進

誰もが互いに人格と個性を尊重し、支え合いながら生きる共生社会を実現するためには、「障がい」や「障がいのある人」との交流などにより、理解を深めていくことが必要です。一方で、障がいのある人も社会の一構成員として、自ら情報発信し、積極的に社会に参加し、相互の関わりを強めていくことで、相互の理解が促進されていきます。

障がいのある人の権利を擁護するため、成年後見制度等の利用の促進に関する取り組みを進めるとともに、障がいのある人への虐待の防止や差別解消の観点から、関係機関と連携した支援体制の強化や、周知・啓発の推進が必要です。

なお、習志野市では、「虐待・暴力・いじめ・差別から自身を含む大切な人を守る都市宣言」（通称）大切な人を守る都市宣言を令和4年6月1日に制定し、全ての人に対する虐待・暴力・いじめ・差別を無くすために、これらの問題を市民全体で認識し、行動することにより事態の解消をめざしています。

基本施策(1) 差別解消、合理的配慮の普及・啓発

基本施策(2) 成年後見制度の利用促進

基本施策(3) 障がい者虐待防止の取り組みの推進

基本施策(4) 障がい(者)理解のための取り組みの推進

基本施策(5) さまざまな手段による情報コミュニケーション保障

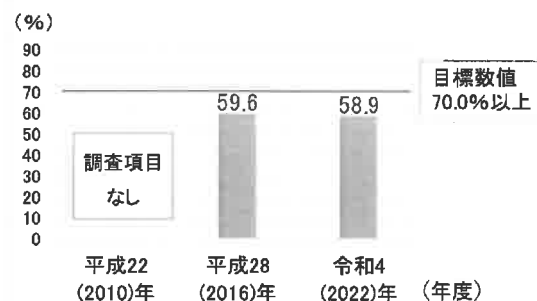
■重点課題 アンケート結果を踏まえた数値目標

【在宅の人(18歳以上)対象調査】

【問42】 あなたは、障がいがあることが原因で、日常生活の中で、差別や虐待に当たるのではないかとと思われる扱いを受けた経験がありますか。
(複数回答可)

数値目標の指標

「特になし」の選択肢の回答率



障がいがあることが原因で、日常生活の中で、差別や虐待に当たるのではないかとと思われる扱いを受けた経験が「特になし」の回答率を指標としました。

平成28年度の調査では59.6%でしたが、令和4年度の調査では58.9%と若干減少しています。

障がいのある人となない人との交流機会の増加や、教育の機会を通じた障がいについての理解促進などにより、この回答率の更なる増加をめざし、令和11年度の目標数値は70.0%以上とします。

基本施策(Ⅰ) 差別解消、合理的配慮の普及・啓発

■現状と課題

平成 23 年の障害者基本法改正では、第4条において差別の禁止と合理的配慮が求められており、同年に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、「障害者差別解消法」といいます。）が制定されました。

在宅の人（18 歳以上）や18歳未満の人と保護者の人を対象としたアンケート結果では、差別を受けたと感じている割合は非常に少なくなっていますが、障がいのない人を対象としたアンケート結果では、障がい者差別は「かなりあると思う」と「少しはあると思う」の合計が82.2%と非常に多く、差別に対する感じ方が大きく異なっています。

この背景には、障がいのある人が感じる差別と一般の人が考えている差別に違いがあることや、障がいのある人が社会における差別に慣れてしまっている等、さまざまな要因があると考えられます。

このようなことから、障がいのある人への差別とは何か（合理的配慮とは何か）について、市民全体へ周知啓発を実施するとともに、差別についての相談に対する適切な対応や関係機関との連携が必要です。

障がいのある人の地域生活を支えるために、障がい及び障がいのある人についての正しい知識を広め、理解を深めていくことは非常に重要です。

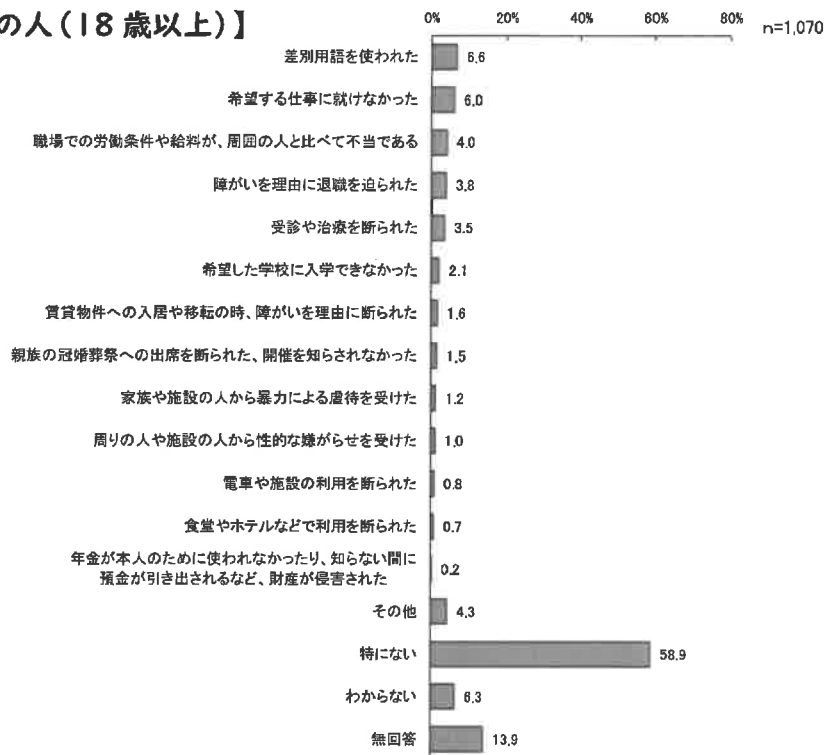
障がいのない人を対象としたアンケート結果では「ノーマライゼーション」という用語を「知らなかった」との回答が約 54%、「ユニバーサルデザイン」を「知らなかった」との回答が 25%となっています。

また、「障害者差別解消法」を「知らなかった」との回答は約 60%、「習志野市心が通うまちづくり条例」を「知らなかった」との回答は約 80%となっています。

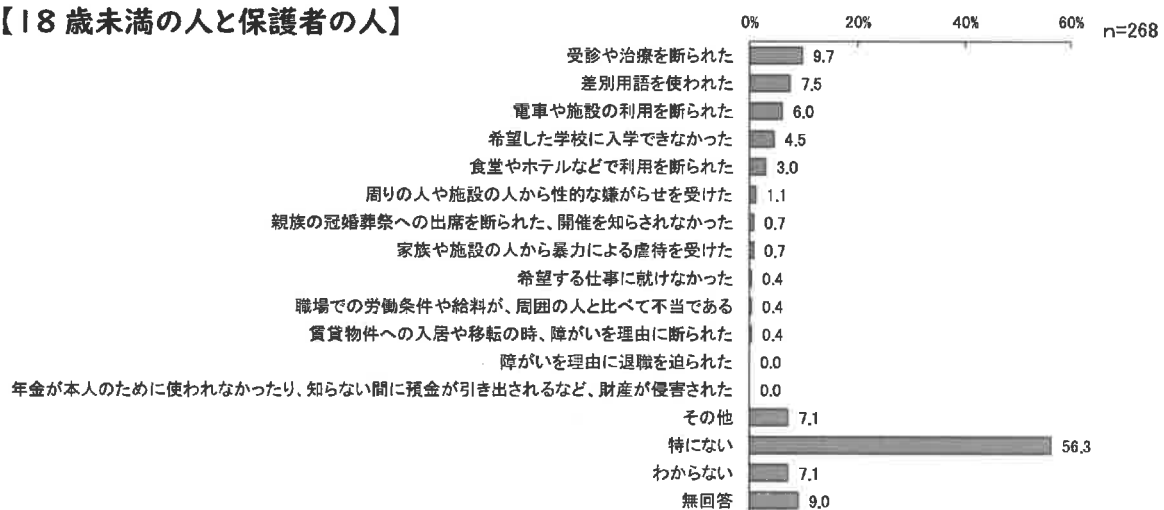
障がいへの理解を深めるための取り組みは、すぐに成果が反映できるものではないことから、今後も、障がいのある人への理解を進めるための啓発活動を継続的に行っていく必要があります。

■差別や虐待を受けた経験（複数回答）

【在宅の人（18歳以上）】

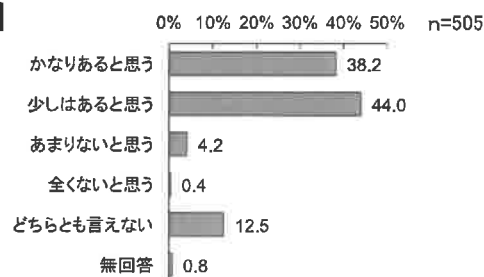


【18歳未満の人と保護者の人】



■社会における障がい者差別の有無

【障がいのない人】



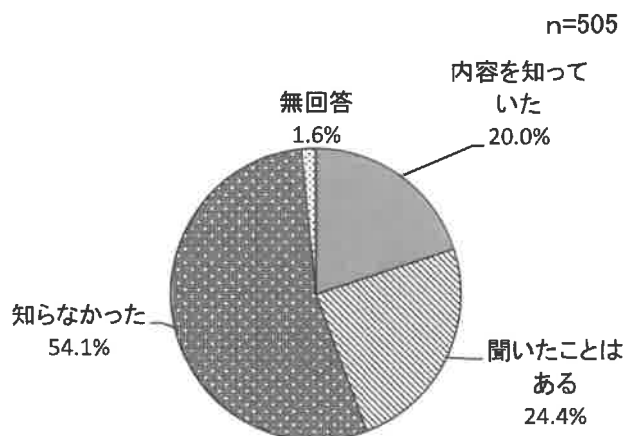
【第6章 施策の方向性と展開】

重点課題1. 障がいのある人への理解と権利擁護の推進

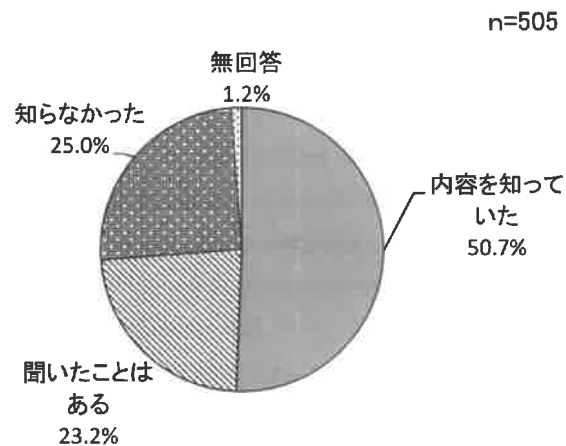
■障がい福祉に関わる用語・法令の認知状況

【障がいのない人】

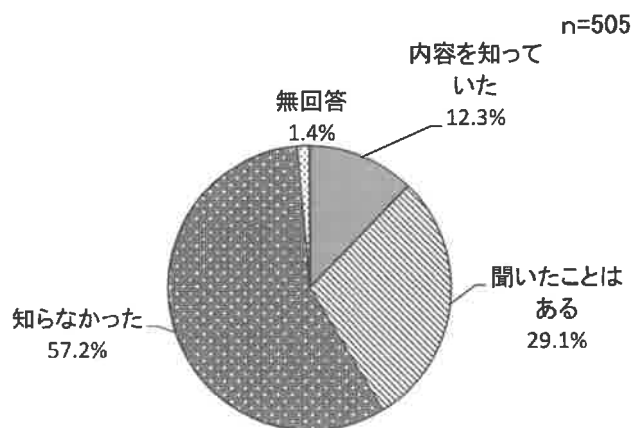
・ノーマライゼーションの認知状況



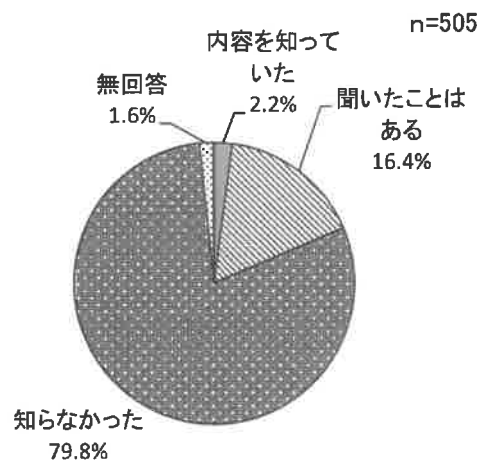
・ユニバーサルデザインの認知状況



・障害者差別解消法の認知状況



・習志野市心が通うまちづくり条例の認知状況



■施策の方向性

- ・障がいのある人の差別解消に向けた市民全体の関心と理解を深める周知啓発や差別についての相談に対して適切な対応と関係機関との連携
- ・個人だけでなく、地域・公共施設・公共交通機関及び民間事業者等における障がいへの理解を深めるとともに、差別解消や合理的配慮の周知を図る広報や啓発活動の充実

No	施策の展開	担当課
1	特集記事及び障がい者団体・障害福祉サービス事業所主催のイベント等に関する広報習志野・テレビ広報での情報発信	障がい福祉課 広報課
2	行政・警察・消防、医療・金融・交通機関、商業施設等、日常生活に関わる機関に対する啓発の推進	障がい福祉課
3	市広報・市ホームページへの障がい福祉に関する記事の掲載による理解と交流の促進	障がい福祉課
4	障がいのある人となない人が参加できる障がいの理解を深めるイベントの実施	障がい福祉課
5	障がいのある人に関するマークや標識の周知・啓発	障がい福祉課
6	障がいのある人への差別解消と合理的配慮についての啓発の充実	障がい福祉課
7	差別に関する相談、助言の実施	障がい福祉課 社会福祉課
8	差別解消と合理的配慮に関する市の対応について関係所管と連携した取り組みの推進	障がい福祉課
9	差別解消と合理的配慮に向けた施策に関する各分野を交えた検討・協議の実施	障がい福祉課

【第6章 施策の方向性と展開】

重点課題1. 障がいのある人への理解と権利擁護の推進

基本施策(2) 成年後見制度の利用促進

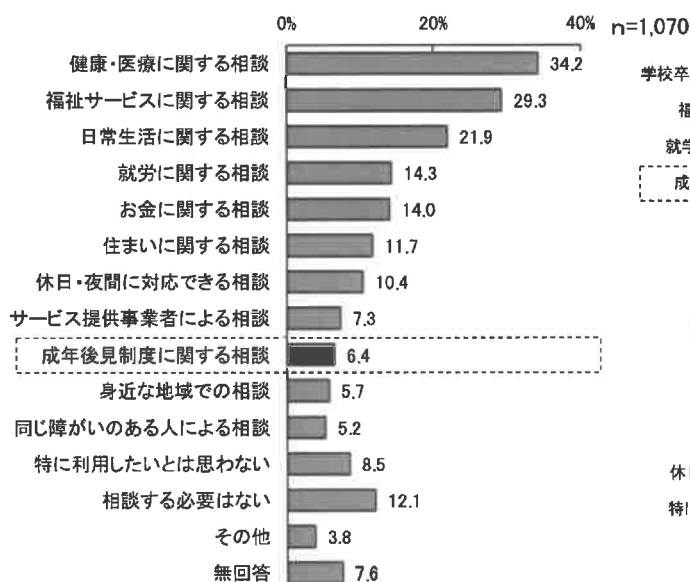
■現状と課題

成年後見制度は、地域生活支援事業にその制度の利用支援事業の実施が義務付けられる等、障がいのある人の権利を擁護するため、より一層の利用促進が求められています。

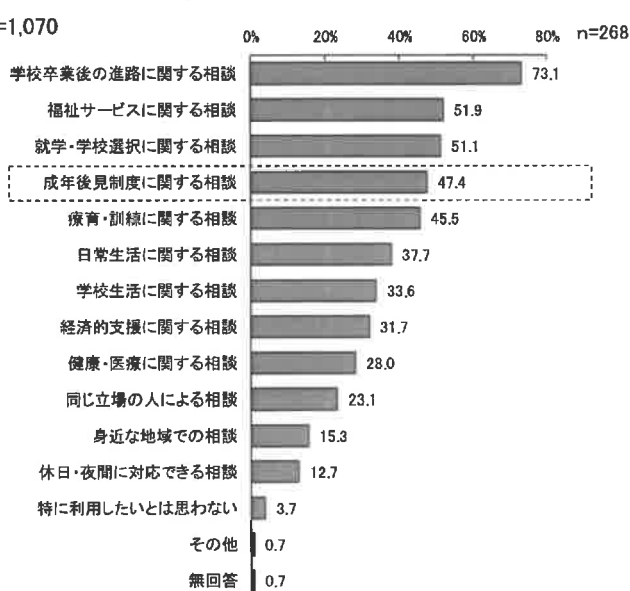
障がいのある人の財産を守り、日常生活等の支援に資するため、引き続き普及啓発と利用の促進を図る必要があります。

■利用したい相談制度(複数回答)

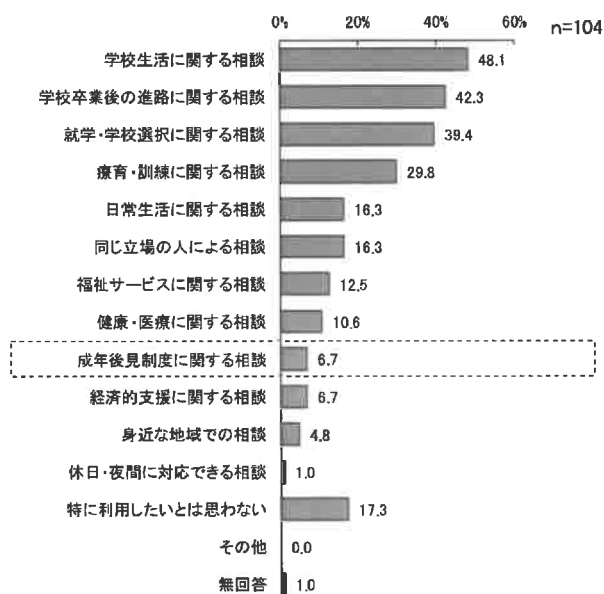
【在宅の人(18歳以上)】



【18歳未満の人と保護者の人】



【発達障がいの人と保護者の人】



■施策の方向性

・成年後見制度の周知啓発と必要な人に対する支援の実施による利用促進

No	施策の展開	担当課
10	成年後見制度の周知と利用の必要性についての啓発の実施	高齢者支援課 障がい福祉課
11	成年後見制度の必要な人に対する利用の支援の実施	高齢者支援課 障がい福祉課
12	相談支援業務における成年後見制度の利用の必要がある対象者の把握、対応の充実	高齢者支援課 障がい福祉課
13	市民後見人の活用を含めた法人後見の活動支援の推進	高齢者支援課 障がい福祉課
14	成年後見制度利用者の経済的な負担の軽減の実施	高齢者支援課 障がい福祉課

【第6章 施策の方向性と展開】

重点課題1. 障がいのある人への理解と権利擁護の推進

基本施策(3) 障がい者虐待防止の取り組みの推進

■現状と課題

平成23年に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下、「障害者虐待防止法」といいます。)が制定されました。

障がいのある人に対する虐待は、障がいのある人の尊厳を侵害するものであり、障がいのある人の自立や社会参加のためには、虐待を防止することが極めて重要です。

在宅の人(18歳以上)を対象としたアンケート結果では、差別や虐待を受けた経験聞いたところ、障がい別に見ると、身体的虐待である「家族や施設の人から暴力による虐待を受けた」について、精神障がいのある人が3.2%と、他と比較してやや多く、心理的虐待である「障がいを理由に退職を迫られた」についても精神障がいのある人が9.9%と、他と比較してやや多くなっています。

身体的虐待、放棄・放置、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待やそれらの複合的な虐待について、障がいのある人とその身近な人の情報をもとに、関係機関と連携しながら早期解決を図るとともに、虐待の防止に向けた体制の充実を図ることや虐待防止に係る啓発活動を実施する必要があります。

■差別や虐待を受けた経験(障がい別)(複数回答)

【在宅の人(18歳以上)】

(実数の単位:人)

		合計	希望した学校に入学できなかった	希望する仕事に就けなかった	職場での労働条件や給料が、周囲の人と比べて不当である	障がいを理由に退職を迫られた	差別用語を使われた	電車や施設の利用を断られた	親族の冠婚葬祭への出席を断られた、開催を知らされなかった	家族や施設の人から暴力による虐待を受けた	周りの人や施設の人から性的な嫌がらせを受けた
全 体	実数	1,070	22	64	43	41	71	9	16	13	11
	%	100.0	2.1	6.0	4.0	3.8	6.6	0.8	1.5	1.2	1.0
身体障がい	実数	743	8	29	20	18	31	4	5	7	3
	%	100.0	1.1	3.9	2.7	2.4	4.2	0.5	0.7	0.9	0.4
知的障がい	実数	112	9	8	5	5	15	3	6	1	3
	%	100.0	8.0	7.1	4.5	4.5	13.4	2.7	5.4	0.9	2.7
精神障がい	実数	222	9	30	20	22	31	3	6	7	5
	%	100.0	4.1	13.5	9.0	9.9	14.0	1.4	2.7	3.2	2.3

		合計	年金が本人のために使われなかったり、知らない間に預金が引き出されるなど、財産が侵害された	賃貸物件への入居や移転の時、障がいを理由に断られた	食堂やホテルなどで利用を断られた	受診や治療を断られた	その他	待にない	わからない	無回答
全 体	実数	1,070	2	17	8	37	46	630	67	149
	%	100.0	0.2	1.6	0.7	3.5	4.3	58.9	6.3	13.9
身体障がい	実数	743	0	8	6	17	22	491	35	111
	%	100.0	0.0	1.1	0.8	2.3	3.0	66.1	4.7	14.9
知的障がい	実数	112	0	0	1	5	8	48	13	15
	%	100.0	0.0	0.0	0.9	4.5	7.1	42.9	11.6	13.4
精神障がい	実数	222	2	9	1	17	18	88	21	21
	%	100.0	0.9	4.1	0.5	7.7	8.1	39.6	9.5	9.5

■施策の方向性

・障がいのある人とその身近な人の情報をもとに、関係機関と連携しながら虐待の未然防止と早期発見を図るための体制整備や虐待防止に係る啓発活動の充実

No	施策の展開	担当課
15	障がい者虐待防止センターによる虐待通報への迅速・適切な対応の強化	障がい福祉課
16	障がい者虐待に関する相談・助言及び予防啓発の実施	障がい福祉課
17	障害者虐待防止法の理解の推進と虐待に関する通報義務等の周知の徹底	障がい福祉課
18	障がい者虐待に関する関係機関の連携協力体制の整備	障がい福祉課
19	障がい者虐待に関する関係機関による、虐待の予防、早期発見、支援の方法などについての継続的な協議の実施	障がい福祉課

基本施策(4) 障がい(者)理解のための取り組みの推進

■現状と課題

障がい及び障がいのある人に対する理解を深めるためには、障がいのある人となない人相互の交流機会を持つことや、障がいのある人自身からの意思表示や情報発信が大切です。

障がいのない人を対象としたアンケート結果では、障がいのある人との交流経験では、「地域活動などに一緒に参加したことがある」が5.7%と最も少なくなっています。

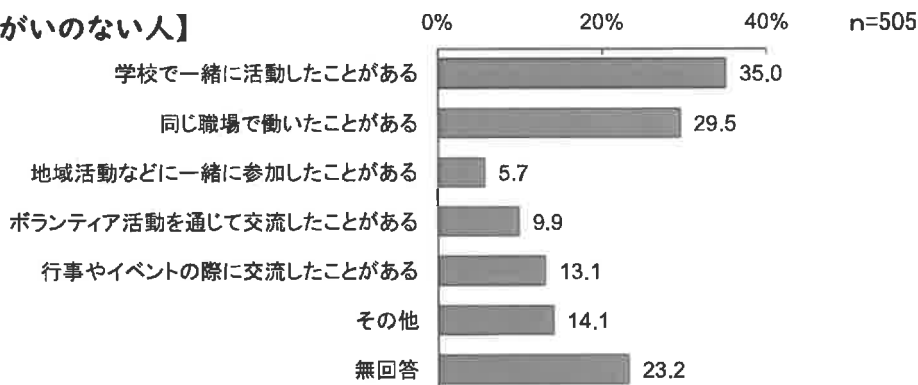
一方で、障がいに対する理解を深めるために必要な取り組みとして「学校における障がい教育の推進」や「子どもの頃からの交流機会の確保」、「子どもの頃から共に育つ機会の確保」がいずれも50%を超えています。

したがって、現在取り組まれている交流機会を、障がいのある人がより参加しやすい環境へ整えとともに、身近な地域で障がいのある人との交流機会を積極的に設けていく必要があります。

今後も、小・中学校での交流機会や福祉学習、市民向けの障がいへの理解を深めるための各種イベント等を、一層推進するとともに、プログラム内容や回数の充実を図る必要があります。

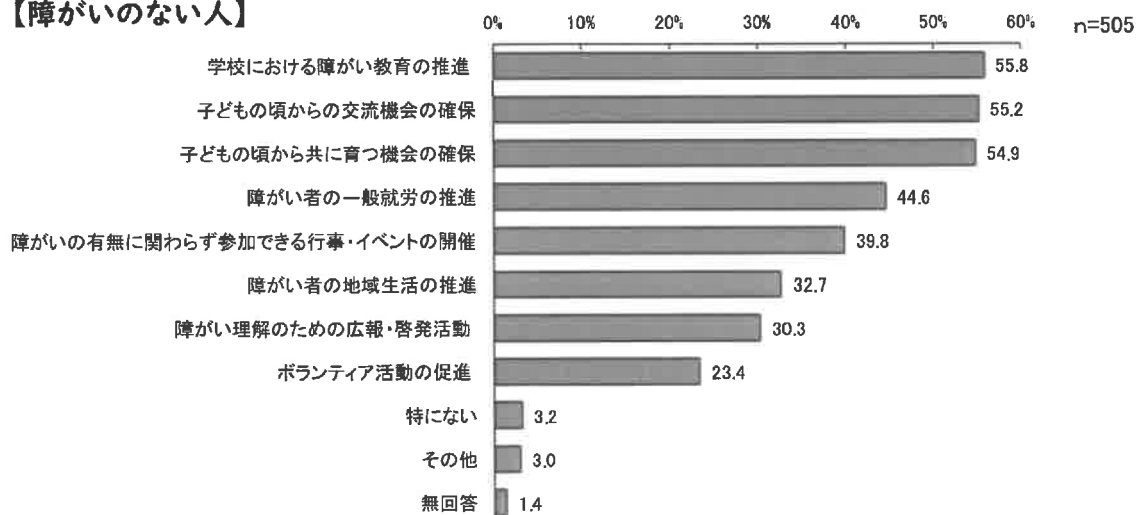
■障がいのある人との交流経験(複数回答)

【障がいのない人】



■障がい等への理解を深めるため必要な取り組み(複数回答)

【障がいのない人】



■施策の方向性

- ・障がいのある人となない人の交流機会の充実及び参加しやすい環境の整備ならびに障がいのある人が地域に主体的に参加していこうとする意識の醸成に向けた取り組みの推進
- ・障がいのある人が周囲の人と相互に意思や情報を伝えあうことができる環境の整備と機会の充実
- ・小・中学校での交流機会や福祉学習、市民向けの障がいへの理解を深めるための各種イベント等の推進と内容の充実

No	施策の展開	担当課
20	町会・自治会・社会福祉協議会等が提供する障がいのある人との交流機会の周知・普及	障がい福祉課
21	地域住民を交えた障がいのある人となない人の交流の場の提供	障がい福祉課
22	福祉ふれあいまつり等の取り組みを通した障がいのある人への理解の促進	健康福祉政策課
23	障がいのある人も地域を担う一員としての自覚を持ち、地域に主体的に参加していこうとする意識の醸成と参加するための体制の整備の推進	障がい福祉課
24	地域のイベント等に障がいのある人が参加しやすい配慮がなされるような働きかけの実施	障がい福祉課
25	地域共生協議会による障がい者理解に向けた情報発信と啓発活動の実施	障がい福祉課
26	市民向け講座等における障がい当事者からの情報発信	障がい福祉課
27	障がいのある人本人が自分にとって必要な支援を周囲に伝え、理解を求めることのできる環境の整備	障がい福祉課
28	市主催会議への障がい当事者の参加促進への働きかけ	障がい福祉課
29	事業の実施にあたって可能な限り障がい福祉の関係機関や障がい当事者の意見を取り入れる機会の充実や体制の整備	障がい福祉課
30	障がい者団体の活動支援の充実	障がい福祉課
31	障がい者団体との交流の推進による潜在的ニーズの把握	障がい福祉課
32	地域共生協議会への障がい福祉行政に関する課題の提起など、地域共生協議会の活動の一層の充実に向けた支援の実施	障がい福祉課
33	障害福祉サービス事業所を紹介する機会の提供	障がい福祉課
34	障がい及び障がいのある人に対する理解の促進のための、小・中学校における福祉学習の充実	指導課
35	福祉教育の現場に障がいのある人が講師等として参加する等、より高い学習効果が得られるような支援の実施	指導課
36	市民向け講座等による市民の障がいへの理解の促進	障がい福祉課
37	障がいのある人と接する際の配慮や対応スキルに関する職員研修の充実	人事課 障がい福祉課
38	学校で障がいのある人が情報発信できる環境を整えるための教育委員会との連携強化	障がい福祉課

基本施策(5) さまざまな手段による情報コミュニケーション保障

■現状と課題

「習志野市手話、点字等の利用を進めて、障がいのある人もない人も絆(きずな)を深め、互いに心を通わせるまちづくり条例」(以下、「習志野市心が通うまちづくり条例」といいます。)では、手話、点字等の伝達手段による情報保障及びコミュニケーションの保障ならびに手話の普及及び理解の促進を図ることにより、障がいのある人もない人も、互いに人格と個性を尊重し、支え合いながら生きる共生社会を実現することを目的とし、平成28年4月1日に施行しました。

国においても、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」が令和4年5月25日公布・施行されました。

意思疎通支援事業・手話通訳者等派遣件数は、令和2年度以降減少しましたが、令和元年度までは600件以上あり、特に医療に関することの件数が非常に多く、次いで権利の保持や福祉、生活、教育に関すること等が多くなっています。

これまでも、障がいのある人に対して必要な情報が提供できるように、映像・文字・音声を活用した情報伝達に取り組んできましたが、十分な配慮ができていない状況です。

いろいろな場面において多様な情報伝達を実現するためには、手話通訳・要約筆記・点字・音訳等のコミュニケーション技術を有する人材を十分に確保することが必要です。

また、近年の情報技術を利用した新たな情報伝達、コミュニケーション支援の手法についても検討・導入していく必要があります。

これらのことから、習志野市心が通うまちづくり条例の周知啓発を積極的に進めていくとともに、障がいのある人の情報保障、コミュニケーション保障につながるさまざまな取り組みを実施していきます。

■意思疎通支援事業・手話通訳者等派遣件数(平成30年度～令和4年度)

利用目的	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
医療に関すること	378件	395件	206件	240件	224件
権利の保持に関すること	74件	25件	24件	20件	7件
福祉に関すること	70件	45件	38件	30件	19件
労働に関すること	0件	4件	7件	1件	0件
生活に関すること	59件	47件	40件	19件	30件
教育に関すること	59件	44件	21件	17件	30件
良好な人間関係に関すること	8件	15件	2件	26件	1件
社会参加に関すること	28件	28件	23件	20件	16件
その他	9件	10件	7件	24件	17件
合 計	685件	613件	368件	397件	344件

■施策の方向性

・習志野市心が通うまちづくり条例の積極的な周知啓発と、障がいのある人の情報保障、コミュニケーション保障に必要な環境整備の推進

No	施策の展開	担当課
39	市が主催するイベントや会議等における手話通訳者及び要約筆記者の配置の充実にに向けた取り組みの推進	障がい福祉課
40	手話通訳者及び要約筆記者の技術力向上に向けた支援	障がい福祉課
41	障がいのある人のコミュニケーションを支援する人材の養成	障がい福祉課
42	手話通訳者資格取得及び増員に向けての取り組みの強化	障がい福祉課
43	市民に手話を学ぶ機会を提供することによる手話の普及と手話に対する理解の促進	障がい福祉課
44	手話通訳者及び要約筆記者の登録者数の拡充	障がい福祉課
45	テレビ広報、インターネットにて視聴できる広報番組での手話通訳の挿入	広報課
46	音声版市広報紙「声の広報」・点字版広報などによる視覚障がい者へ向けた行政情報の提供	障がい福祉課 広報課
47	文字情報の音声化及び点字化の推進	障がい福祉課
48	聴覚障がいのある人と手話について、職員の理解促進	人事課 障がい福祉課
49	視覚障がい・聴覚障がいのある人への（デジタル技術を活用した）情報支援機器の利用促進	障がい福祉課 情報政策課
50	窓口やイベント等におけるヒアリンググループ及び拡大読書器などの情報支援機器の活用の促進	障がい福祉課 情報政策課
51	障がいのある人の緊急時や災害時の情報保障、コミュニケーション保障のための環境整備の推進	障がい福祉課 情報政策課
52	携帯電話メールの更なる活用や、新たな情報伝達手法の導入についての検討・実施	障がい福祉課 情報政策課
53	市ホームページにおけるウェブアクセシビリティの充実	広報課
54	ろう者が手話を学び、使用する機会に関する検討	障がい福祉課

重点課題2.暮らしを支えるサービスの充実

福祉サービスは、障がいのある人の生活を直接サポートするもので、暮らしを支え、安心して生活するために、非常に重要な制度です。

障がいのある人のニーズに応えるため、既存の制度に捉われることなく、地域の特性に応じたサービスを検討し、提供できる体制を整備していくことが求められています。また、福祉以外の分野との連携を強めることや、関係機関における支援の専門性をより深めることも必要です。

基本施策(1) 障害福祉サービス等の提供体制の充実

基本施策(2) 地域生活支援事業等の充実

基本施策(3) 地域生活支援拠点等の充実

基本施策(4) 保健・医療と連携した健康維持・増進活動の充実

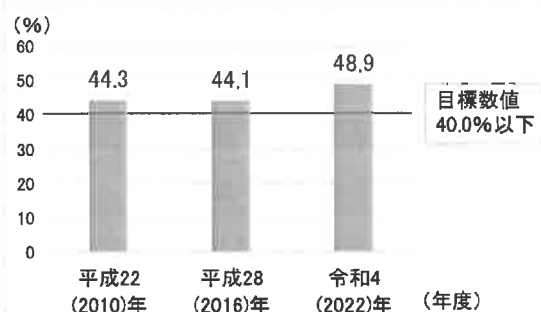
■重点課題 アンケート結果を踏まえた数値目標

【在宅の人(18歳以上)対象調査】

【問34】あなたは、障害福祉サービスの利用に関して困っていることはありますか。
(複数回答可)

数値目標の指標

「どのようなサービスを利用できるのかわからない」、「事業者を選ぶための情報が少ない」の選択肢の回答率の合計



障害福祉サービスの利用に関して困っているとして、回答率の高かった2つの選択肢「どのようなサービスを利用できるのかわからない」、「事業者を選ぶための情報が少ない」の回答率の合計を指標としました。

平成22年度の調査では44.3%、平成28年度の調査では44.1%とわずかですが減少しましたが、令和4年度の調査では48.9%と増加しています。

今後はよりわかりやすいサービス案内などにより、この回答率の減少をめざし、令和11年度の目標数値は40.0%以下とします。

基本施策(1)障害福祉サービス等の提供体制の充実

■現状と課題

アンケート結果における障害福祉サービスの今後3年以内の利用意向は、訪問系サービスについては、在宅の人(18歳以上)では、「居宅介護(ホームヘルプ)」が最も多く、18歳未満の人と保護者の人(以下「18歳未満の人」という。)では、「行動援護」が最も多くなっています。

日中活動系サービスについては、在宅の人(18歳以上)では、「短期入所(ショートステイ)」が最も多く、18歳未満の人では、「放課後等デイサービス」が最も多くなっています。

居住系サービスについては、在宅の人(18歳以上)では、「自立生活援助」が最も多く、18歳未満の人では、「共同生活援助(グループホーム)」が最も多くなっています。

このようなことから、在宅や共同生活援助(グループホーム)で適切な支援を受けながら生活するニーズが高く、医療的なケアとの組合せや介護保険制度との連携を視野に入れたサービスを提供する必要があります。また、18歳未満の人では社会との関わりを持ちながら、将来的に自立した生活を送るためのサービスの提供が必要です。

障害福祉サービスは、障がいのある人の自立した生活をサポートする上で欠かせないものであり、より利用しやすいサービス提供を図る必要があります。

また、本市では、障がいのある人の状態や生活環境にあった障害福祉サービスの利用につながる情報の提供を積極的に行っていますが、障害福祉サービスの利用に関して困っていることについては、在宅の人(18歳以上)と18歳未満の人のいずれも、「どのようなサービスを利用できるのかわからない」が最も多くなっています。

引き続き利用者に対し、障害福祉サービス等についての十分な情報提供を実施していく必要があります。

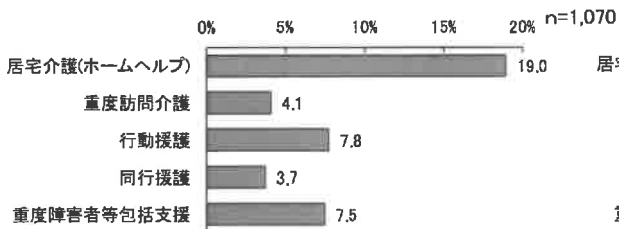
【第6章 施策の方向性と展開】

重点課題2. 暮らしを支えるサービスの充実

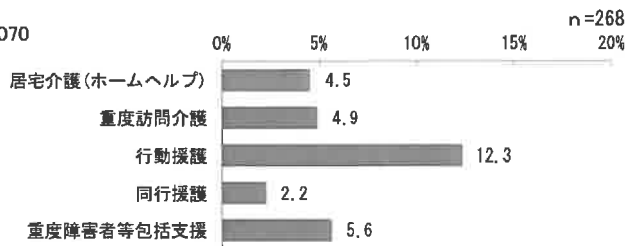
■今後3年以内の福祉サービスの利用意向（複数回答）

・訪問系サービスの利用意向

【在宅の人（18歳以上）】

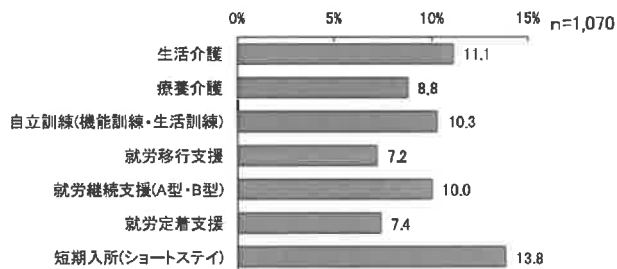


【18歳未満の人と保護者の人】

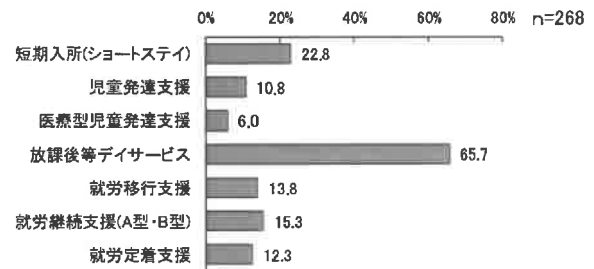


・日中活動系サービスの利用意向

【在宅の人（18歳以上）】

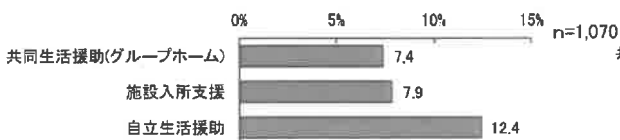


【18歳未満の人と保護者の人】

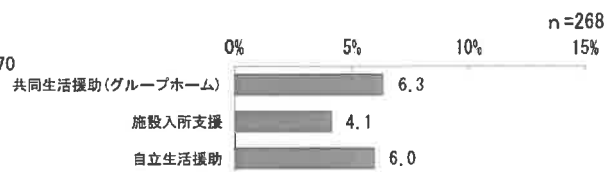


・居住系サービスの利用意向

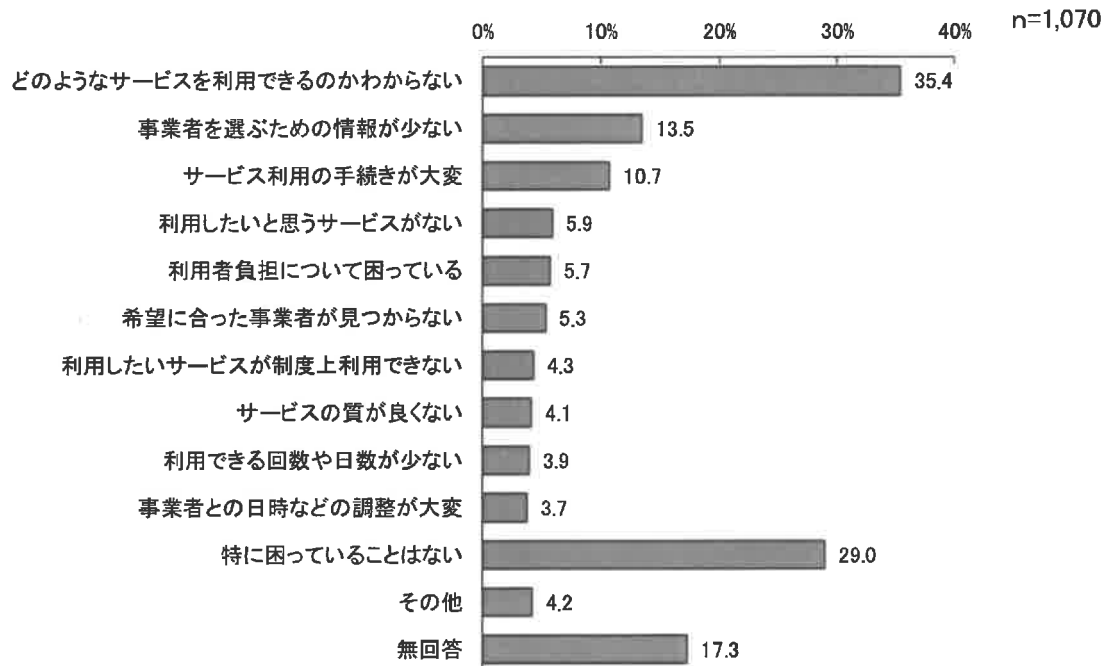
【在宅の人（18歳以上）】



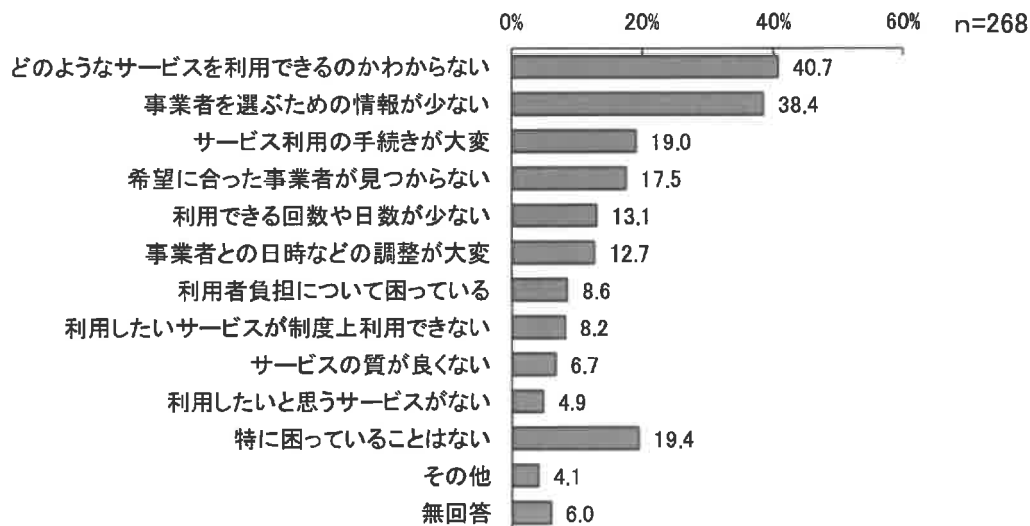
【18歳未満の人と保護者の人】



■サービス利用に関して困っていること（複数回答）
【在宅の人（18歳以上）】



【18歳未満の人と保護者の人】



■施策の方向性

- ・障がいのある人が安心して自立した生活を送るための積極的な支援と利用しやすいサービス内容の充実
- ・対象者に対し障害福祉サービス等について十分な情報提供を実施する等、利用しやすい体制の構築

No	施策の展開	担当課
55	障がいのある人がより自立した生活を送るために必要な障害福祉サービス等の質的・量的な充実	障がい福祉課
56	障がいのある人やその家族の高齢化に伴う支援の充実	障がい福祉課
57	福祉サービス等の各種手続に関する個別に必要な情報提供の充実	障がい福祉課
58	障がい者手帳のない制度対象者に向けての障がい福祉のサービスの周知	障がい福祉課
59	介護保険の移行期における障害福祉サービスの適切かつ柔軟な運用	障がい福祉課
60	医療機関等を利用しやすい移動手段が選択可能な環境の整備	障がい福祉課
61	将来の見通しが持てるよう、ライフサイクルに応じた支援の内容を本人やその家族に提供できる体制の構築	障がい福祉課
62	高次脳機能障がいについて、個々の状況に応じたサービスの提供や市民への理解の推進	障がい福祉課
63	介護保険事業所で障がい分野に参入の可能性のある事業所の動向の把握と参入への働きかけ	障がい福祉課
64	障がいのある人のライフサイクルや家庭状況に応じた社会資源の検証	障がい福祉課
65	福祉制度に関する障害福祉サービス事業所への情報提供の充実	障がい福祉課
66	障害福祉サービスの利用を希望する人等への市内障害福祉サービス事業所についてのわかりやすい情報提供の実施	障がい福祉課
67	障害福祉サービス事業所の安定的運営を図るための補助と事業所に関する周知	障がい福祉課
68	障害福祉サービス事業所の安定的運営を図るための体制整備の推進	障がい福祉課
69	雇用契約期間中の就労系障害福祉サービスの利用など、障がいのある人の自立を確保するための障害福祉サービスの柔軟な運用の検討	障がい福祉課
70	ヤングケアラーの早期発見、早期把握及び具体的な支援策の検討	子育て支援課

基本施策(2) 地域生活支援事業等の充実

■現状と課題

障がいのある人の地域生活を支える地域生活支援事業については、過去の実績から多くの人が利用していることがわかります。特に日常生活用具給付等や日中一時支援の利用が多くなっています。また、アンケート結果における地域生活支援事業の今後3年以内の利用意向では、相談支援事業に次いで、日常生活用具給付貸与事業と日中一時支援事業が多くなっています。

障害者総合支援法の見直しが行われ、ニーズの多様化へのきめ細かい対応を図ることとしており、本市ではこれまで日中一時支援事業の宿泊支援の導入などにより、地域の課題へ対応してきました。

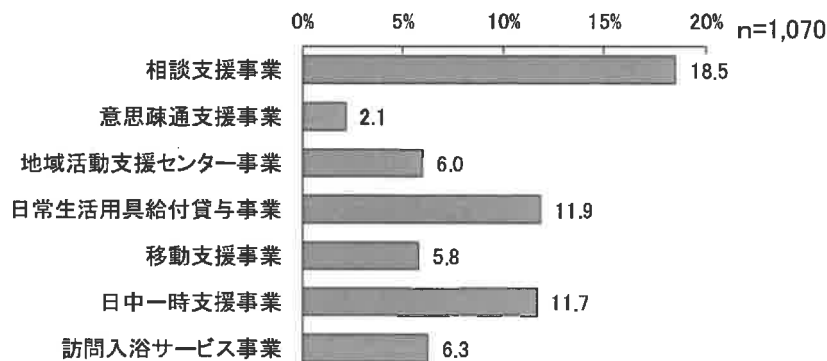
地域生活支援事業は、日常生活に密着した非常に重要なサービスであることから、サービスの周知を図り、利用の促進を図る必要がありますが、地域の特性なども踏まえて利用者の立場に立った利用しやすいサービスに見直していく必要もあります。

■地域生活支援事業の利用状況(平成30年度～令和4年度)

利用目的	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
移動支援	133人	120人	88人	97人	113人
日常生活用具給付等	440人	510人	471人	494人	479人
日中一時支援	333人	284人	302人	283人	261人
緊急一時保護	0人	1人	0人	0人	0人
成年後見制度利用支援	4人	5人	6人	10人	10人
自動車改造費助成	4人	3人	0人	2人	2人
免許取得経費助成	2人	0人	1人	0人	1人
地域活動支援センターⅡ型	89人	80人	77人	88人	87人
地域活動支援センターⅢ型	89人	67人	68人	61人	61人
訪問入浴サービス	7人	14人	18人	17人	13人

■今後3年以内の地域生活支援事業の利用意向(複数回答)

【在宅の人(18歳以上)】



■施策の方向性

- ・事業の周知や利用の促進を図るとともに利用者の立場に立ったサービス内容とすることを基本とする地域生活支援事業等の充実

No	施策の展開	担当課
71	地域の特性とニーズを踏まえた地域生活支援事業の質的・量的な充実	障がい福祉課
72	地域生活支援事業についての周知の強化	障がい福祉課
73	基準の定期的な見直し等、実施する事業所の安定的な運営につながる制度運営の確保	障がい福祉課
74	日常生活用具の支給基準の定期的な見直し等による給付内容の充実	障がい福祉課
75	賃貸住宅への入居を希望する障がいのある人に対する必要な支援の充実	障がい福祉課
76	当事者や家族からの意見や地域共生協議会からの意見等を踏まえた社会資源の開発に向けての協議	障がい福祉課
77	住居確保のための経済的助成の検討	障がい福祉課
78	重度訪問介護利用者の大学修学支援事業の周知・実施	障がい福祉課
79	雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業の実施の検討	障がい福祉課

基本施策(3) 地域生活支援拠点等の充実

■現状と課題

国では、障がいのある人の重度化・高齢化、「親なき後」を見据え、居住支援のための5つの機能である、「相談」、「緊急時の受け入れ・対応」、「体験の機会・場」、「専門的人材の確保・養成」、「地域の体制づくり」を有する地域生活支援拠点等を整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築を進めています。

本市では、習志野市地域生活支援拠点等を令和5年4月に整備し、その名称を、より馴染みやすくするため、習志野市障がい者地域共生協議会の略称(ならとも)を用いて、「習志野版障がいのある人の生活を支える体制～ならとも拠点システム～」と呼称しています。

在宅の人(18歳以上)と18歳未満の人と保護者の人へのアンケート結果では、介助者が困っていることとして「緊急時の対応に不安がある」が、いずれも36%程度となっています。

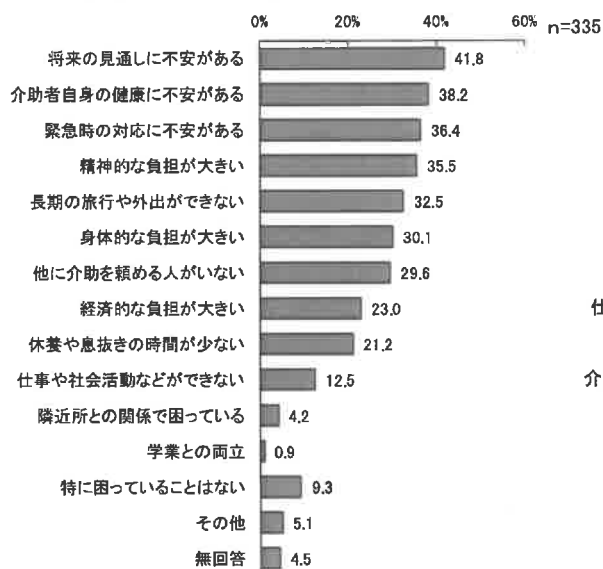
障がいのある人が地域で安心して暮らし続けられるよう、緊急時の相談や受け入れ等を地域全体で支える地域生活支援拠点等の充実を図る必要があります。

【第6章 施策の方向性と展開】

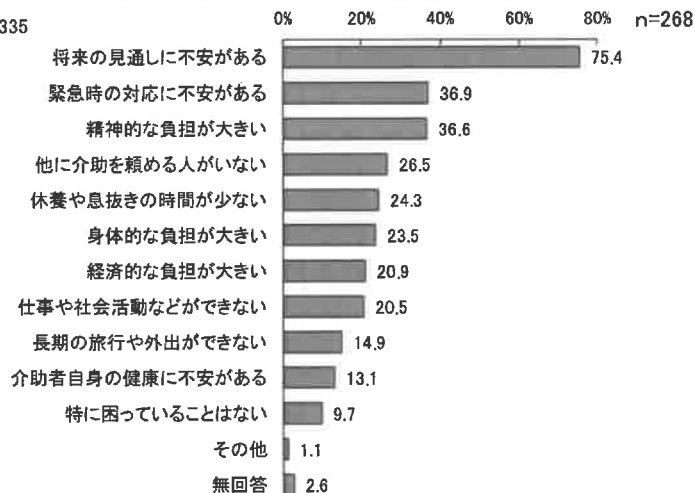
重点課題2.暮らしを支えるサービスの充実

■介助者が困っていること(複数回答)

【在宅の人(18歳以上)】

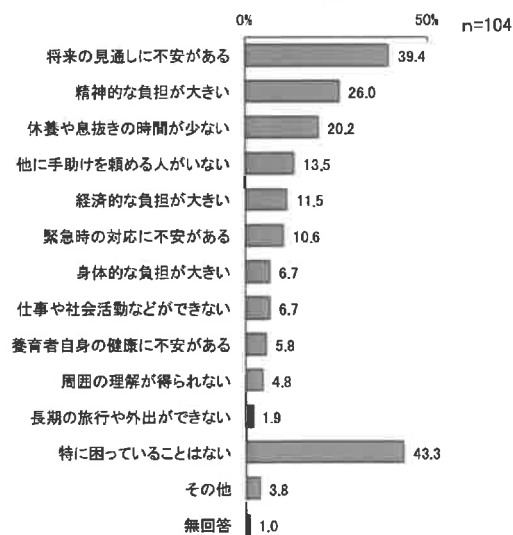


【18歳未満の人と保護者の人】



■主な養育者が困っていること(複数回答)

【発達障がいの人と保護者の人】



■施策の方向性

・障がいのある人の生活を地域全体で支えるサービス体制の充実

No	施策の展開	担当課
80	地域生活支援拠点等(ならとも拠点システム)の運用状況の検証・検討	障がい福祉課
81	地域生活への移行や親元からの自立等に係る相談体制の整備	障がい福祉課
82	支援にあたる市職員の専門的研修への参加による資質の向上	障がい福祉課
83	短期入所(ショートステイ)等の整備と緊急時の受け入れ体制の確保・充実	障がい福祉課
84	一人暮らし、共同生活援助(グループホーム)の入居等の体験の促進	障がい福祉課
85	発達支援に携わる職員等を対象とする研修の充実	ひまわり発達相談センター
86	福祉サービス事業所や保育・教育・児童育成に携わる職員への、障がいの理解を深めるための研修等の実施及び参加	こども保育課 子育て支援課 児童育成課 指導課 障がい福祉課
87	保健・医療・福祉・教育等の関係機関に対する研修機会等の情報提供	障がい福祉課
88	事業所職員や市職員への専門性を高めるための研修実施の検討	障がい福祉課
89	人材の確保・養成・連携などによる専門性の確保	障がい福祉課
90	地域生活支援拠点等のコーディネーター配置等による地域の体制づくり	障がい福祉課

【第6章 施策の方向性と展開】

重点課題2. 暮らしを支えるサービスの充実

基本施策(4) 保健・医療と連携した健康維持・増進活動の充実

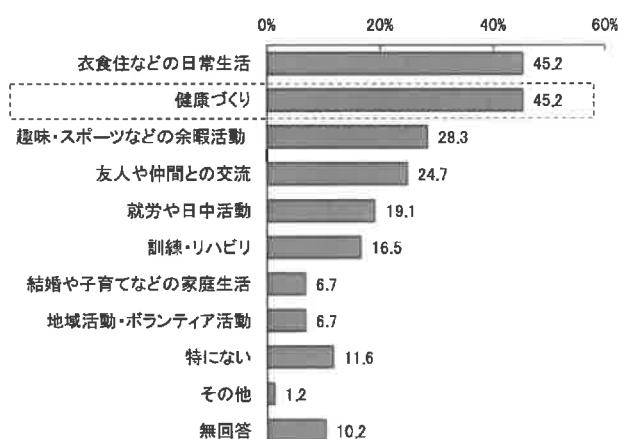
■現状と課題

アンケート結果では、在宅の人(18歳以上)に今後の生活で充実させたいことや相談したい項目などを聞いたところ“健康”に関心を持つ人の割合が多くなっています。

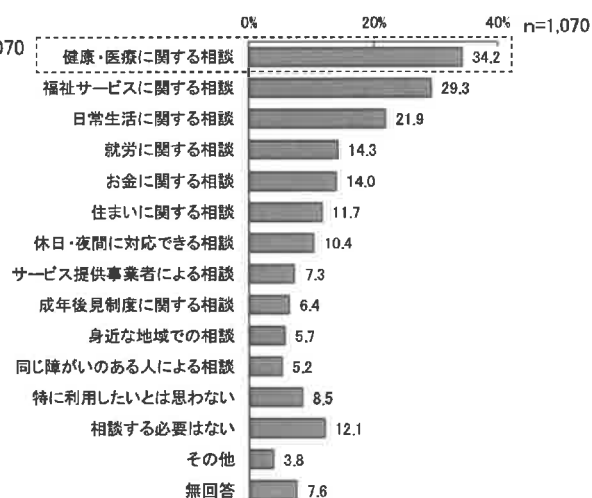
また、日常生活の中で改善したいことでも、在宅の人(18歳以上)や施設に入所している人の“健康”への関心の割合は多くなっています。

障がいのある人にとって、疾病の状況が日々の暮らしに大きく関係している場合もあることから、地域に密着した保健活動や健康づくりの総合計画である「健康なまち習志野」を推進するとともに、行政や地域が実施する健康増進の取り組みを周知し、障がいのある人が参加しやすい環境を整えることが必要です。

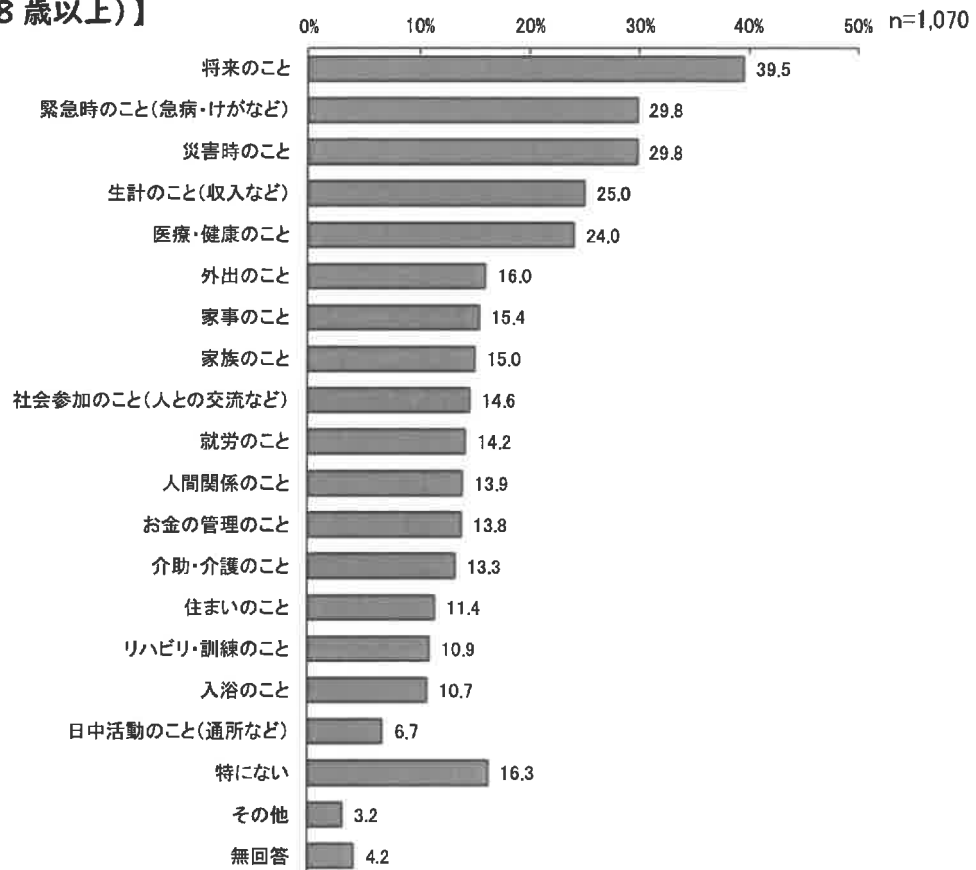
■今後の生活で充実させたいこと(複数回答) 【在宅の人(18歳以上)】



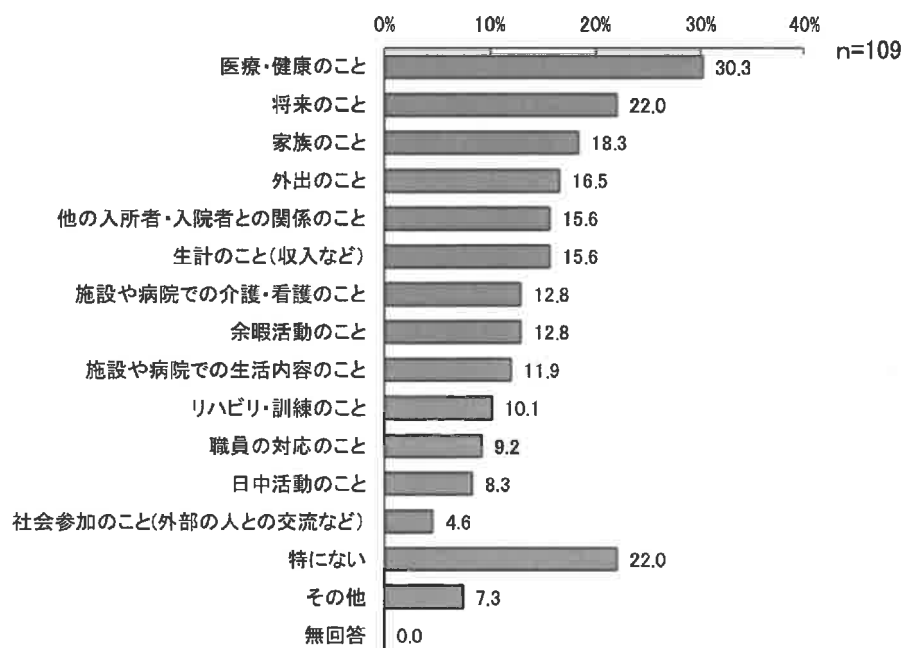
■利用したい相談制度(複数回答)〔再掲〕 【在宅の人(18歳以上)】



■日常生活の中で改善したいこと(複数回答)
【在宅の人(18歳以上)】



【施設に入所している人】



■施策の方向性

- ・医療機関、行政及び地域で実施している健康維持・増進の取り組みの周知や障がいのある人が参加しやすい環境づくり

No	施策の展開	担当課
91	保健活動やケースワークにおける障がいのある人の健康状態の把握や、健康診査の受診勧奨	健康支援課 障がい福祉課
92	健康づくりの総合計画「健康なまち習志野」による疾病予防、健康づくり活動の推進	健康支援課
93	保健師、管理栄養士、歯科衛生士による個々の状況に応じた相談・指導の充実	健康支援課
94	生活習慣病などの疾病予防及び健康づくりに対する啓発活動の推進	健康支援課 障がい福祉課
95	特別支援学校、障害福祉サービス事業所等との連携による歯科健康教育の充実	健康支援課
96	県が実施する障がい者施設への歯科保健巡回診療指導の利用の促進	障がい福祉課
97	広報、ホームページによる医療体制及び医療機関に関する情報提供	健康支援課
98	さまざまな障がいに係る専門的な医療機関に関する情報収集及び情報提供	健康支援課 障がい福祉課
99	障がいのある人が低年齢から継続して歯科健診及び歯科受診できる環境づくりの推進	健康支援課
100	障がいのある人の健康診査の受診時等における事業所担当者など、関係機関との連携	健康支援課 障がい福祉課
101	訪問診療・訪問看護・訪問リハビリテーションを必要とする障がいのある人への情報提供	障がい福祉課
102	訪問看護等のサービスを実施する事業者と、障害福祉サービス事業所との協議・情報共有の場の確保	障がい福祉課
103	医療保護入院者や長期入院者の早期退院に向けた地域の訪問医療機関等と連携した取り組みの検討	障がい福祉課

重点課題3. 就労と社会参加の促進

障がいのある人が働くことを通して生きがいを感じ、社会の一員として自己肯定感を持って社会生活を送ることは、障がいのある人の自立と共生社会の実現に資するものです。

そのためには、障がいのある人自身の働ける・働きたいという意識の醸成や、職業訓練を通じた働くための能力向上の支援が必要です。また、障がいのある人への差別禁止や合理的配慮の提供義務等についての啓発を行い、理解の促進を図るとともに、各々が能力を発揮して就労できる体制と環境の整備などについて、関係する機関が連携して取り組みを進めることが重要です。

基本施策(1) “働ける・働きたい”の意識醸成につながる支援

基本施策(2) 就業環境の整備

基本施策(3) 障がい者就労支援施設等からの調達の拡充

基本施策(4) 余暇活動充実のための支援

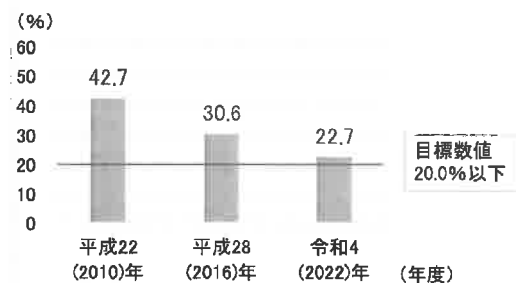
■重点課題 アンケート結果を踏まえた数値目標

【在宅の人(18歳以上)対象調査】

【問23】あなたが、働いていない理由は何ですか。(複数回答可)

数値目標の指標

「自分に合った仕事がわからない」、「働く自信がないから」、「特に理由はない」の選択肢の回答率の合計



障がいのある在宅の人(18歳以上)が働いていない理由について、環境の整備や働きかけによって就労に結びつく可能性のある主な選択肢の回答率を指標としました。

平成22年度の調査は 42.7%でしたが、平成28年度の調査では30.6%、令和4年度の調査では 22.7%と減少しています。

今後の各種施策への取り組みにより、この回答率の更なる減少をめざし、令和11年度の目標数値は20.0%以下とします。

基本施策(1) “働ける・働きたい”の意識醸成につながる支援

■現状と課題

現在働いていない在宅の人(18歳以上)を対象としたアンケート結果では、働いていない理由は「高齢だから」と「障がいや病気の状態のため」を除くと、「働く自信がない」が最も多くなっています。

一方で、希望する就労形態についての質問では、2割以上の人が「働き方は未定だが働きたい」「パート・アルバイトで働きたい」「福祉的就労をしたい」「正職員として働きたい」「自宅で働きたい(自営業など)」と回答し、働く意欲を示しています。

このようなことから、働くことへの不安を解消し、働きたいという思いを就労につなげるために、就業体験や働くことに関するわかりやすい情報をいつでも得ることのできる機会や環境が必要です。

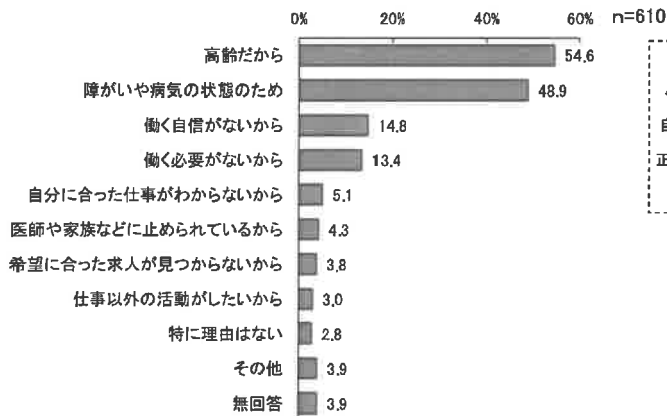
本市にお住いの障がいのある人に対する就労支援は、ハローワークや千葉障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターや障害福祉サービス事業所との連携が必要です。

また、障がいのある人(施設に入所している人を除く。)を対象としたアンケート結果では、一般就労に必要なことについて、「障がいの特性にあった雇用の拡大」、「障がいに対応した柔軟な勤務体制(短時間就労など)」、「職場の障がいへの理解の促進」等の回答が多くなっています。

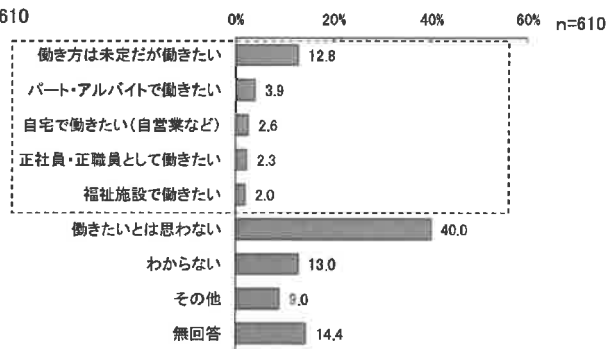
さらに、障がいのない人を対象としたアンケート結果では、障がいのある人の就労のために必要なことは、「障がいへの理解の促進」、「障がい特性に合った職業・雇用の拡大」、「障がい者が働く能力を身につけるための職業訓練」が多くなっています。

個々の障がいにあった多様な働き方が可能となるように、関係機関との連携強化を図り、民間事業者にも、特性にあった働き方や柔軟性のある勤務体制等の実施についての周知と理解を図る必要があります。また、実際の就労事例などを広く紹介することやさまざまな職業訓練の機会を増やしていくことを通して、雇用の促進を図ることも必要です。

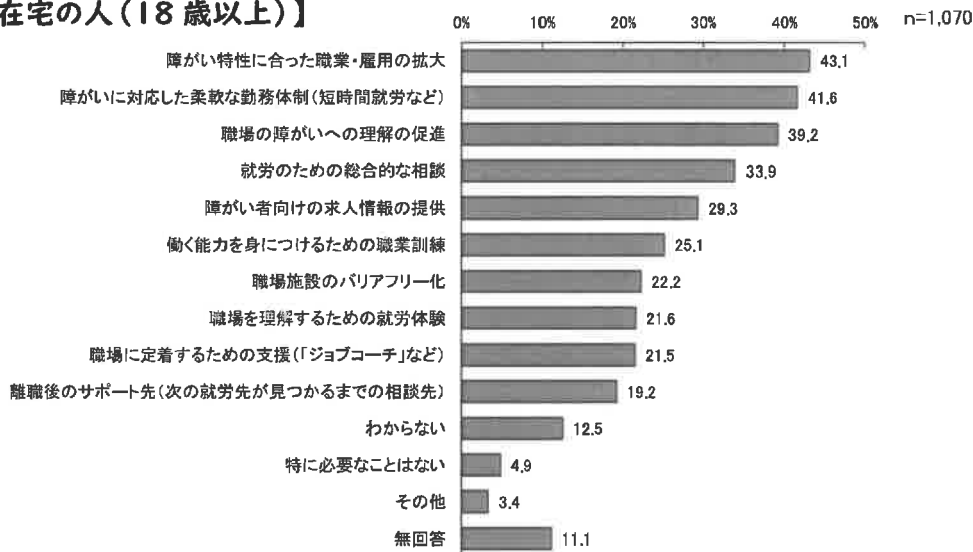
■働いていない理由(複数回答)
【在宅の人(18歳以上)】



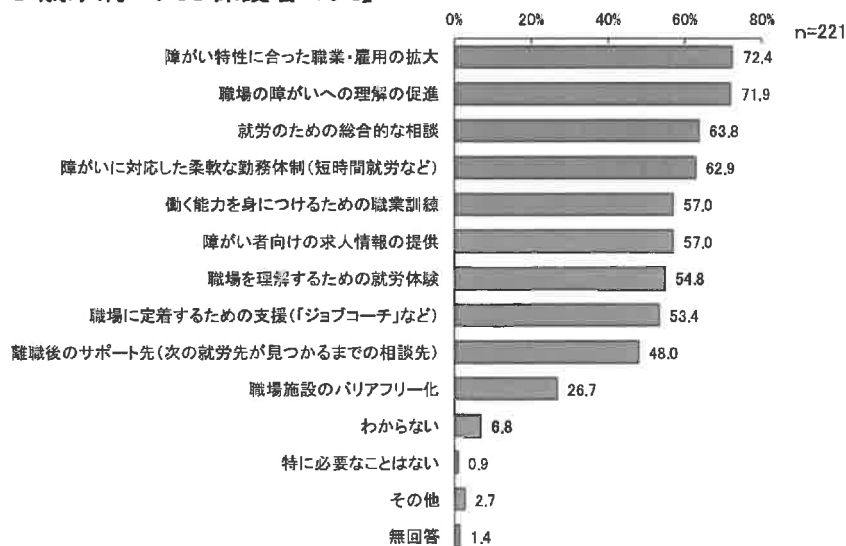
■希望する就労形態
【在宅の人(18歳以上)】



■一般就労に必要なこと(複数回答)
【在宅の人(18歳以上)】



【18歳未満の人と保護者の人】

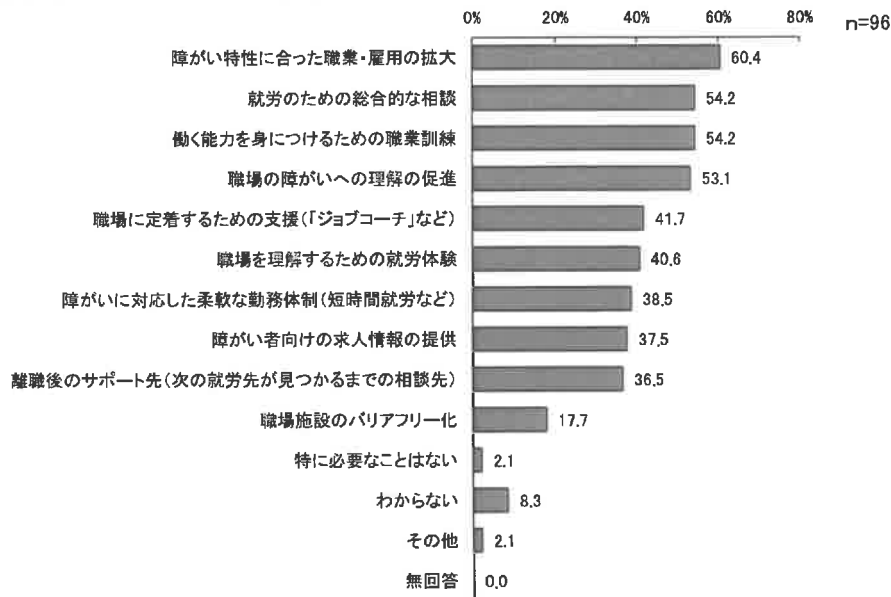


【第6章 施策の方向性と展開】

重点課題3. 就労と社会参加の促進

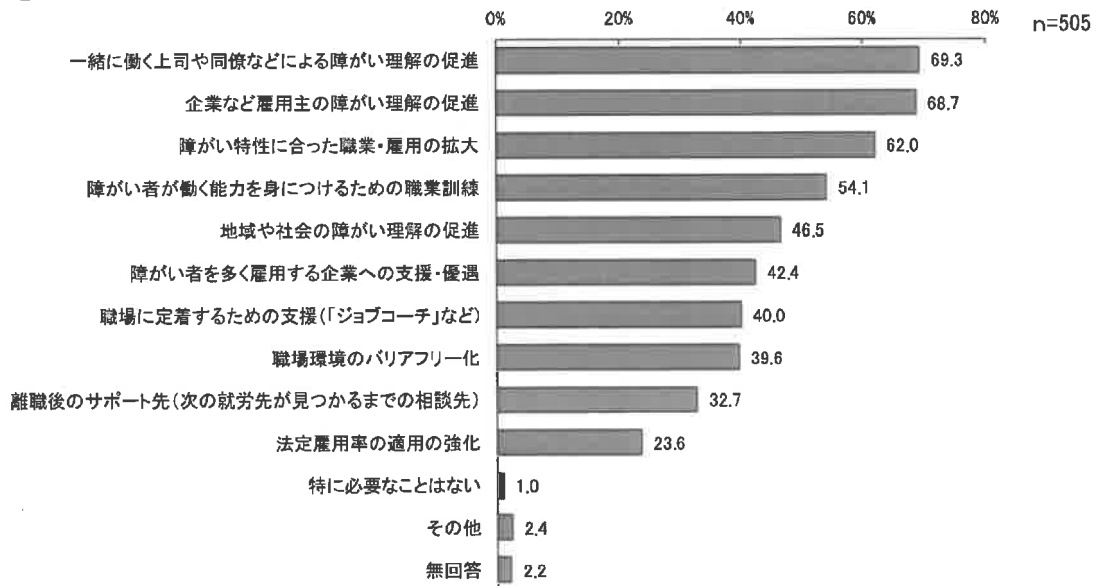
■一般就労に必要なこと(複数回答)

【発達障がいの人と保護者の人】



■障がいのある人の就労のために必要なこと(複数回答)

【障がいのない人】



■施策の方向性

- ・就業体験や働くことに関するわかりやすい情報提供を通した“働ける・働きたい”と思える意識醸成につながる支援の充実
- ・個々の障がいにあった多様な働き方が可能となるように、関係機関との連携強化や民間事業者への周知と理解、職業訓練の機会の充実に図る等の就労支援の強化

No	施策の展開	担当課
104	障がい者職場実習を通した就業体験による就労への意欲醸成に向けた取り組みの実施	障がい福祉課
105	働くことによって得られる喜びや充実感、達成感などを大切に、本人に合った多様な働き方を尊重する支援の実施	障がい福祉課
106	地域共生協議会との協力による、働く障がいのある人についての情報提供	障がい福祉課
107	市のイベント等で障がいのある人がスタッフとして参加する機会の提供	障がい福祉課
108	地域共生協議会地域生活支援部会及び雇用促進部会との連携による、障がいのある人に対する就労意欲の向上のための支援及び就労上の課題の抽出の実施	障がい福祉課
109	障がいのある人の自立を図るため、市の会計年度任用職員として一定期間採用し、一般企業への就労を支援する「チャレンジオフィスならし」の実施	人事課
110	障がいのある人の職場実習の受け入れによる就労支援の促進	障がい福祉課
111	適切なケアマネジメントによる就労系の障害福祉サービスの利用の促進	障がい福祉課
112	障害者就業・生活支援センター等の関係機関との連携や就労相談及び支援の充実	障がい福祉課
113	地域共生協議会との連携による障がいのある人の職場定着に向けた支援	障がい福祉課

基本施策(2) 就業環境の整備

■現状と課題

障がいのある人が就職後に職場の環境に馴染めずに離職してしまうケースは少なくありません。

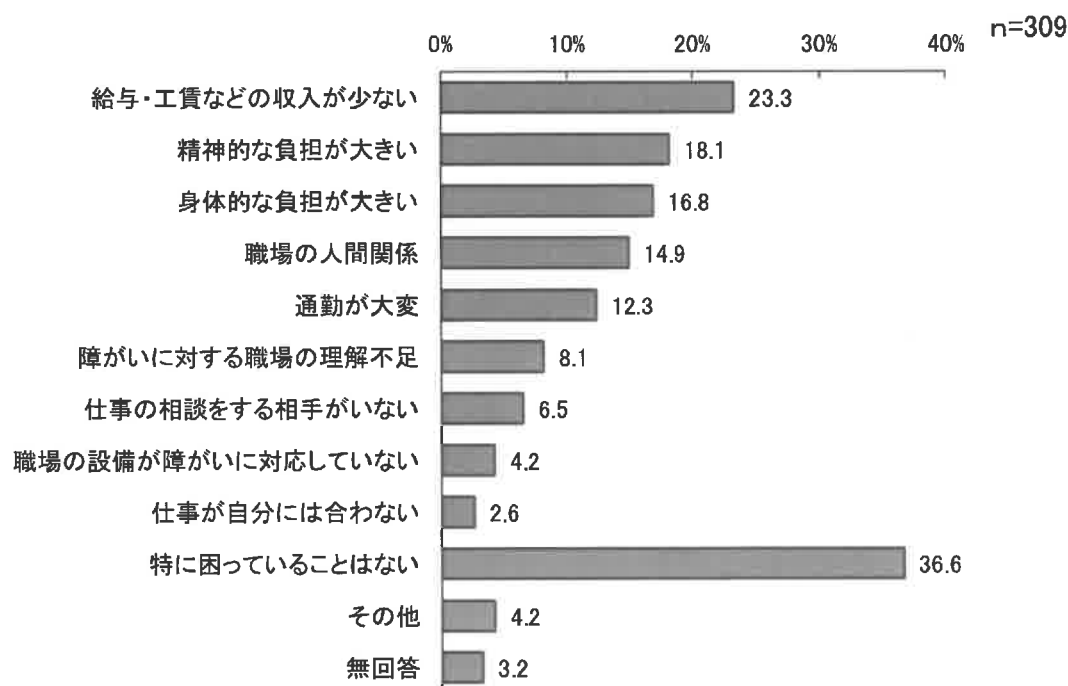
在宅の人(18歳以上)を対象としたアンケート結果では、仕事をする上で困っていることについては、「給与・工賃などの収入が少ない」、「精神的な負担が大きい」、「身体的な負担が大きい」等が多くなっています。

また、前掲で示したとおり、障がいのない人を対象としたアンケート結果では、障がいのある人の就労のために必要なことは、「障がい理解の促進」、「障がい特性に合った職業・雇用の拡大」、「障がい者が働く能力を身につけるための職業訓練」、「就労のための総合的な相談」が多くなっています。

このようなことから、障がいへの理解について、職場における意識啓発が重要です。企業において障がいへの理解を推進し、障害者の雇用の促進等に関する法律など法令の遵守についての意識の向上や障がいの特性に配慮した人的・物的配置などの就業環境の整備により、障がいのある人の職場定着に努めることで、就業を通じた社会参加や自立につなげていくことが必要です。

■仕事をする上で困っていること(複数回答)

【在宅の人(18歳以上)】



■施策の方向性

・企業における障がいへの理解の推進や、障がい者雇用に関する法令等の遵守についての意識向上と障がい特性に配慮した就業環境の整備による職場定着の推進

No	施策の展開	担当課
114	雇用主である企業の障がいに対する理解の促進	障がい福祉課
115	障害福祉サービス事業所や障害者就業・生活支援センターとの連携による支援など障がいのある人の職場定着に向けた取り組みの充実	障がい福祉課
116	市広報や市ホームページを活用し、障がい者就労の現状や就労に関する情報を広く市民や民間事業者等に発信する取り組みの充実	障がい福祉課
117	習志野商工会議所及び市内企業等の経済関係団体が集まる会議、懇談会等を活用した障がい者雇用に関する情報提供の充実	障がい福祉課 産業振興課
118	地域共生協議会地域生活支援部会及び雇用促進部会と連携した障がい者就労の理解促進のための周知啓発の推進	障がい福祉課
119	「チャレンジドオフィスならしの」における、地域共生協議会と連携した実習先企業の確保等、地域に向けた障がい者就労促進	人事課
120	地域共生協議会や障害者就業・生活支援センターと連携した中小企業向けの障がいのある人の働き方についての検討	障がい福祉課
121	就労に向けた経済的支援の検討	障がい福祉課

基本施策(3) 障がい者就労支援施設等からの調達額の拡充

■現状と課題

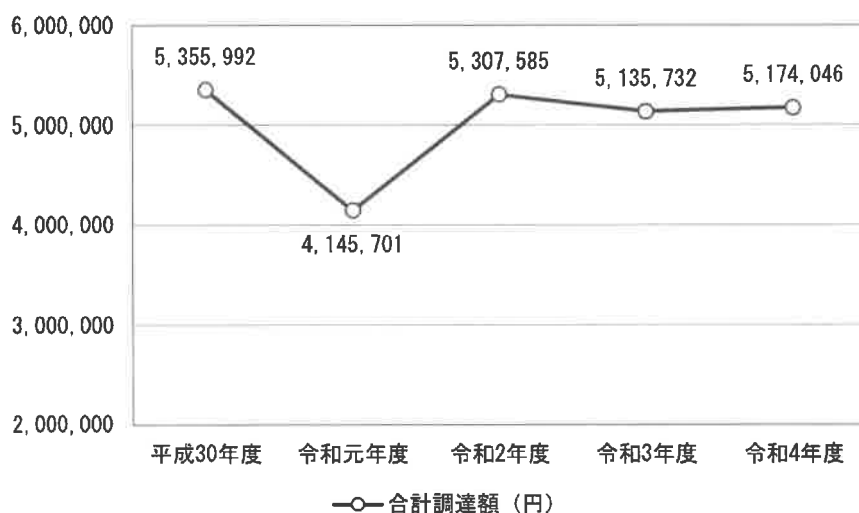
障がい者就労支援施設等は、障がいのある人が地域での生活を実現するための「働く場」として重要な役割を担っていますが、これらの施設では、新たな業務開拓への取り組みが難しく、受注の機会が少ない状況となっています。

国では、平成25年4月に「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（以下、「障害者優先調達推進法」といいます。）を施行し、障がい者就労支援施設等で就労する障がい者等の自立の促進に資するため、自治体が物品及び役務の調達に際し、障がい者就労支援施設等からの調達を推進するための方針を定め、障がい者就労支援施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図っています。

本市では、調達方針を地域共生協議会に意見を求めながら毎年策定し、平成30年度は500万円超の実績がありました。令和元年度では400万円台に減少しましたが、令和2年度以降は回復し、令和4年度では約518万円の実績がありました。

引き続き、市役所内での計画的・効果的な調達の検討・推進が必要です。

■障がい者就労施設等からの物品等の調達実績



■施策の方向性

・障がい者就労支援施設の安定的な運営や就労者の雇用確保を図るための物品等の調達
の計画的・効果的な拡充

No	施策の展開	担当課
122	障害福祉サービス事業所に発注可能な業務について、庁内に広く情報提供することによる発注の促進	障がい福祉課
123	障害者優先調達推進法の計画的・効果的な運用についての地域共生協議会との連携	障がい福祉課
124	障がい者就労施設における賃金向上に向けた取り組み等の情報共有	障がい福祉課

基本施策(4) 余暇活動充実のための支援

■現状と課題

障がいのある人がスポーツ及び文化・芸術活動などの余暇活動に参加することは生活の質を高め、心身の健康を維持増進できるという点で大切なことです。

また、このような社会参加が、障がいへの理解の促進にもつながります。

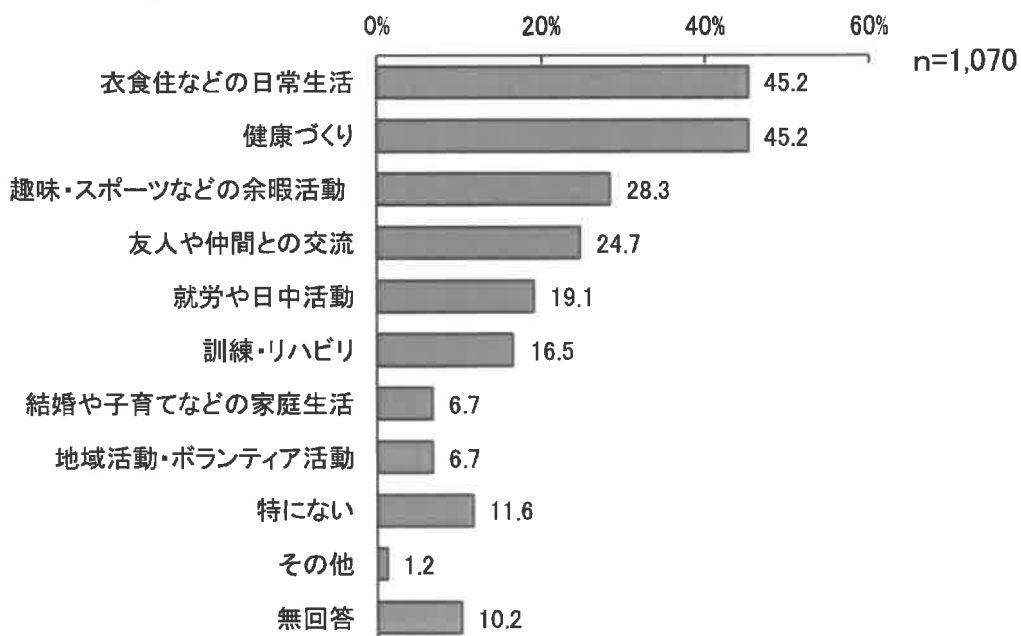
アンケート結果では、今後の生活で充実させたいこととして「趣味・スポーツなどの余暇活動」と回答した人が在宅の人(18歳以上)で約30%、18歳未満の人と保護者の人や発達障がいの人と保護者の人では40%以上となっています。

また、施設に入所している人では、施設に対する要望で「余暇活動の充実」が20%以上となっています。

障がいのある人の余暇活動の支援・充実を図るためには、より多くの活動機会を設けることやその情報の周知が必要です。また、参加しやすい環境づくりとして施設等のバリアフリー化及びコミュニケーションの確保等を図ることも大切です。

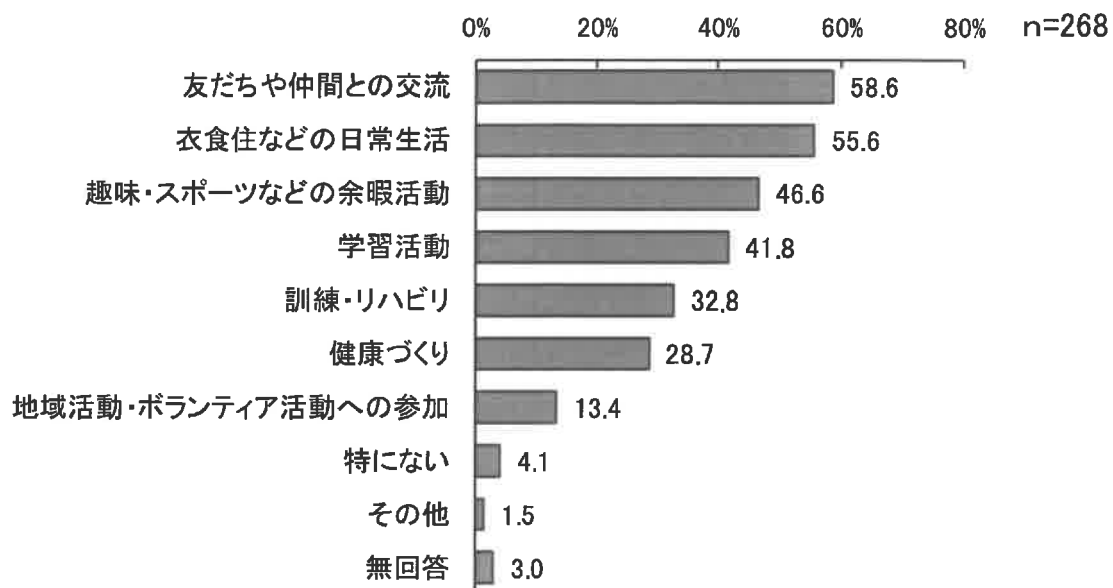
■今後の生活で充実させたいこと(複数回答)〔再掲〕

【在宅の人(18歳以上)】

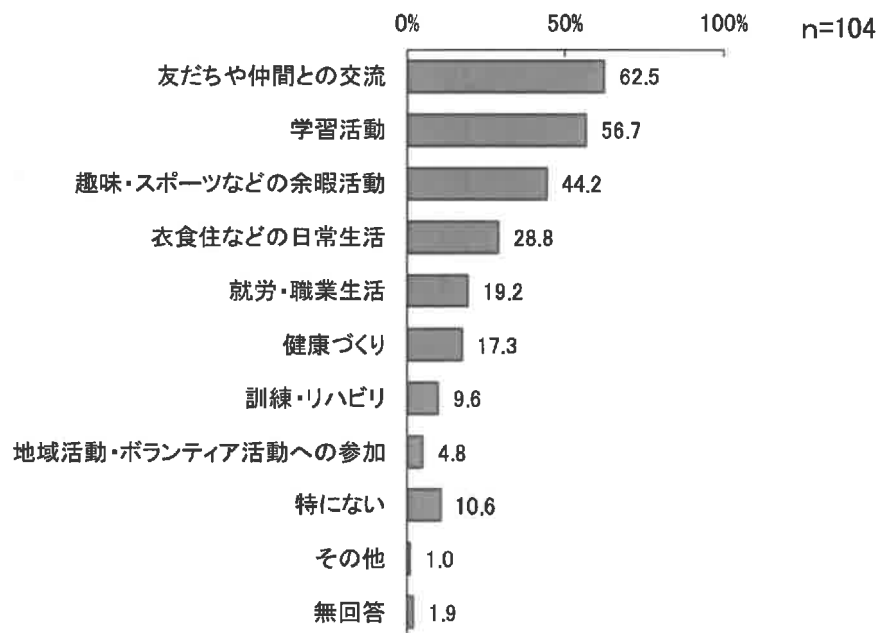


■今後の生活で充実させたいこと(複数回答)

【18歳未満の人と保護者の人】



【発達障がいの人と保護者の人】

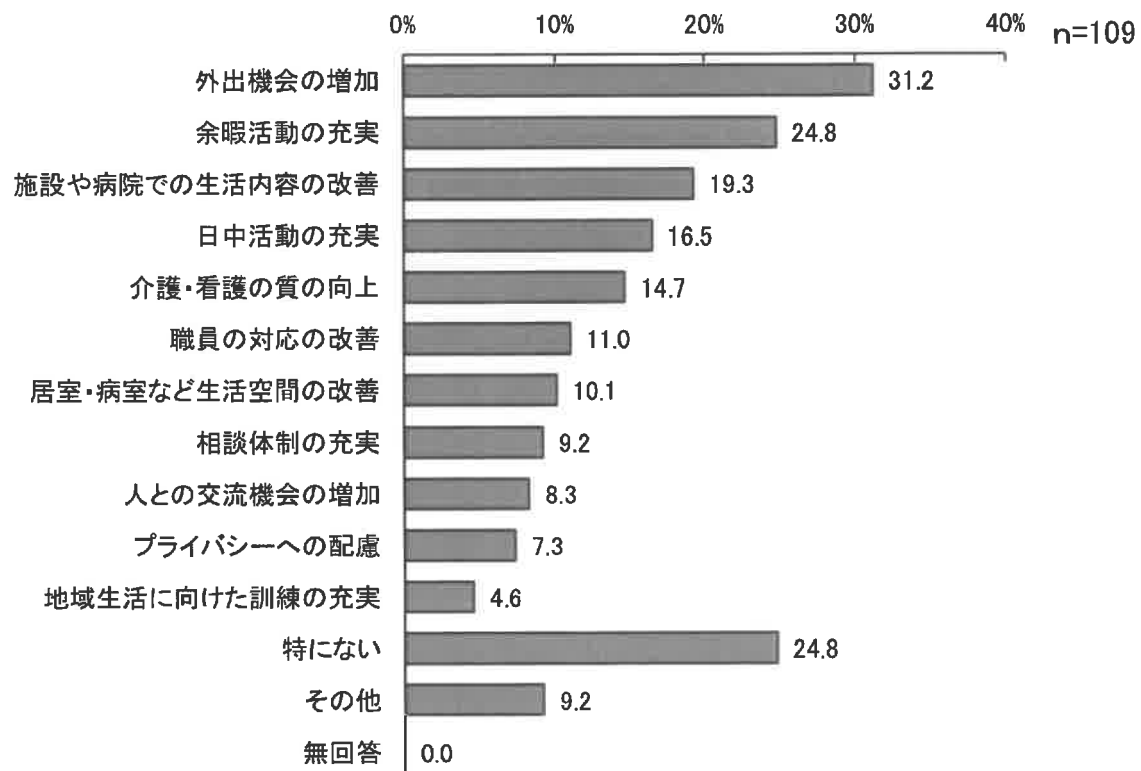


【第6章 施策の方向性と展開】

重点課題3. 就労と社会参加の促進

■施設や病院に対する要望（複数回答）

【施設に入所している人】



■施策の方向性

・障がいのある人の余暇活動の機会を設け、その情報の周知と参加しやすい環境づくりの推進

No	施策の展開	担当課
125	障がいのある人もない人も楽しめるイベントやレクリエーションの実施・情報提供	障がい福祉課
126	各種文化芸術行事、スポーツイベント、サークル活動等に参加しやすくするための配慮に関する情報提供や環境の整備	障がい福祉課
127	余暇活動及び社会参加を促進するための事業の周知及び利用の促進	障がい福祉課
128	障がい者向け図書館資料の充実と周知	中央図書館
129	公共施設の利用促進のための福祉機器の設置の推進	障がい福祉課

重点課題4. 障がい児支援・発達支援の充実

障がいのある子への支援として、発達相談や療育、特別支援教育など各分野で取り組みが行われています。しかし、それぞれの分野における個別の取り組みの成果だけに終始することなく、ライフステージに合わせて、保健・医療・福祉・保育・教育などが分野を超えて連携し、横断的・一体的に切れ目ない支援に取り組むことが求められています。

また、障がいのある子を対象とした福祉サービスの資源は、量的には年々拡充しており、個々の状況に応じた支援の検討、提供の必要があります。

基本施策(1) 障がい児等へのサービスの充実

基本施策(2) 発達相談・支援、療育の充実

基本施策(3) 特別支援教育の充実

基本施策(4) 保健・医療・福祉・保育・教育など分野を超えた連携

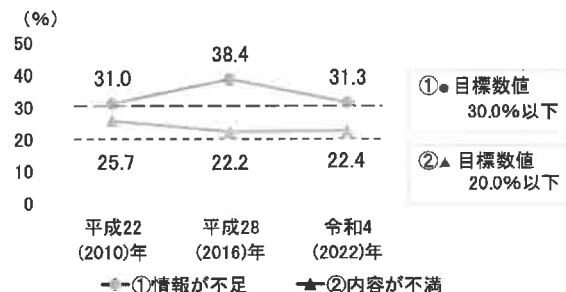
基本施策(5) 発達障がいの支援強化

重点課題 アンケート結果を踏まえた数値目標

【18歳未満の人と保護者の人対象調査】

【問23】保護者の方には、療育・保育に関して困っていることがありますか。(複数回答可)

【問26】あなたや保護者の方には、学校・教育について困っていることがありますか。(複数回答可)



数値目標の指標

①「情報の不足」についての選択肢の回答率

②「内容への不満」についての選択肢の回答率

問 No	指標として選んだ選択肢
問 23	①療育・保育に関する情報が少ない ②療育や訓練の内容が十分ではない
問 26	①教育・療育に関する情報が少ない ②教職員の指導・支援の仕方が心配

障がいのある18歳未満の人の保護者の人が、療育・保育(又は学校・教育)に関して困っていることについて、「情報の不足」と「内容への不満」についての主な選択肢の回答率を指標としました。

「情報の不足」についての回答率は、平成28年度に増加していますが、多様化するサービスについて適切な情報提供を行うことにより減少をめざし、令和4年度では31.3%に減少し、令和11年度の目標数値は30.0%以下とします。

「内容への不満」についての回答率は令和4年度の調査では22.4%となっていますが、関係機関との連携や職員等の質の向上などにより更なる減少をめざし、令和11年度の目標数値は20.0%以下とします。

基本施策(1) 障がい児等へのサービスの充実

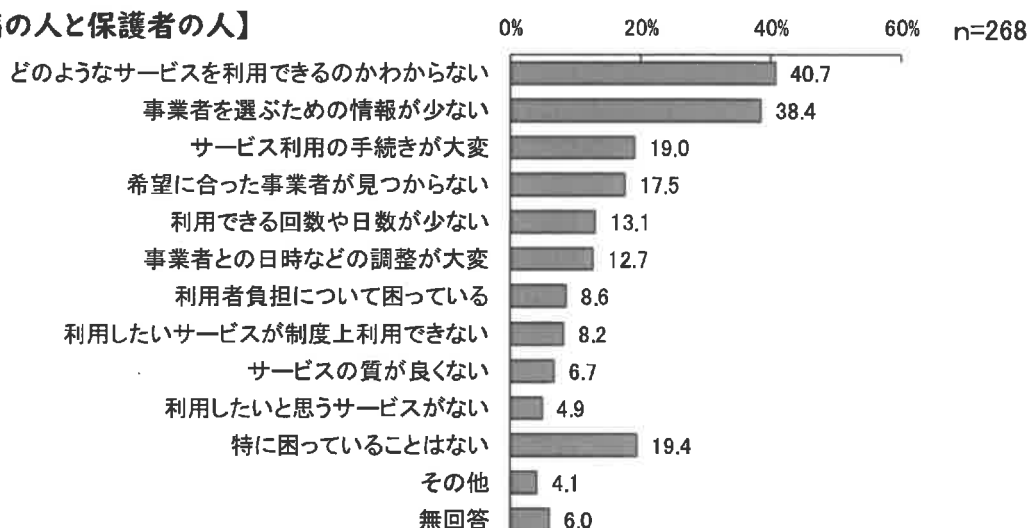
■現状と課題

18歳未満の人と保護者の人を対象としたアンケート結果によると、サービス利用に関して困っていることについては、「どのようなサービスを利用できるかわからない」、「事業者を選ぶための情報が少ない」が多く、また、不足しているサービスについては、「放課後等デイサービス」や「児童発達支援」が多くなっています。

したがって、適切にわかりやすい情報提供を図るとともに、必要なサービスを的確に把握し、利用しやすいサービスを提案する必要があります。

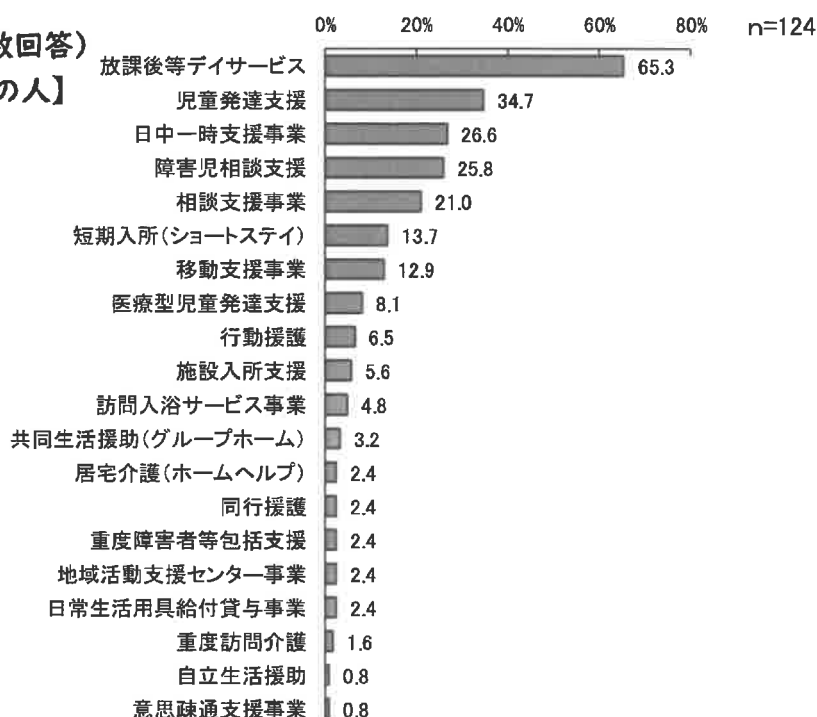
■サービス利用に関して困っていること(複数回答)〔再掲〕

【18歳未満の人と保護者の人】



■不足しているサービス(複数回答)

【18歳未満の人と保護者の人】



【第6章 施策の方向性と展開】

重点課題4. 障がい児支援・発達支援の充実

■施策の方向性

・障がい児等のサービスについて適切でわかりやすい情報提供や利用者に必要なサービスの確な把握、利用しやすいサービスの提案

No	施策の展開	担当課
130	放課後児童会における特別な支援を要する子どもの保育内容の充実	児童育成課
131	障がいのある子が放課後や長期休暇等に利用できるサービスの充実	障がい福祉課
132	障がい児向けサービスの利用を希望する人等への障がい児向け障害福祉サービス事業所についてのわかりやすい情報提供の実施	障がい福祉課
133	特別支援学級、通級指導教室の通学手段に係る利便向上の検討	指導課

基本施策(2) 発達相談・支援、療育の充実

■現状と課題

一人ひとりの障がいの状態は多様で、それに対する支援策の構築や利用可能な福祉サービスも十分とは言えない状況です。

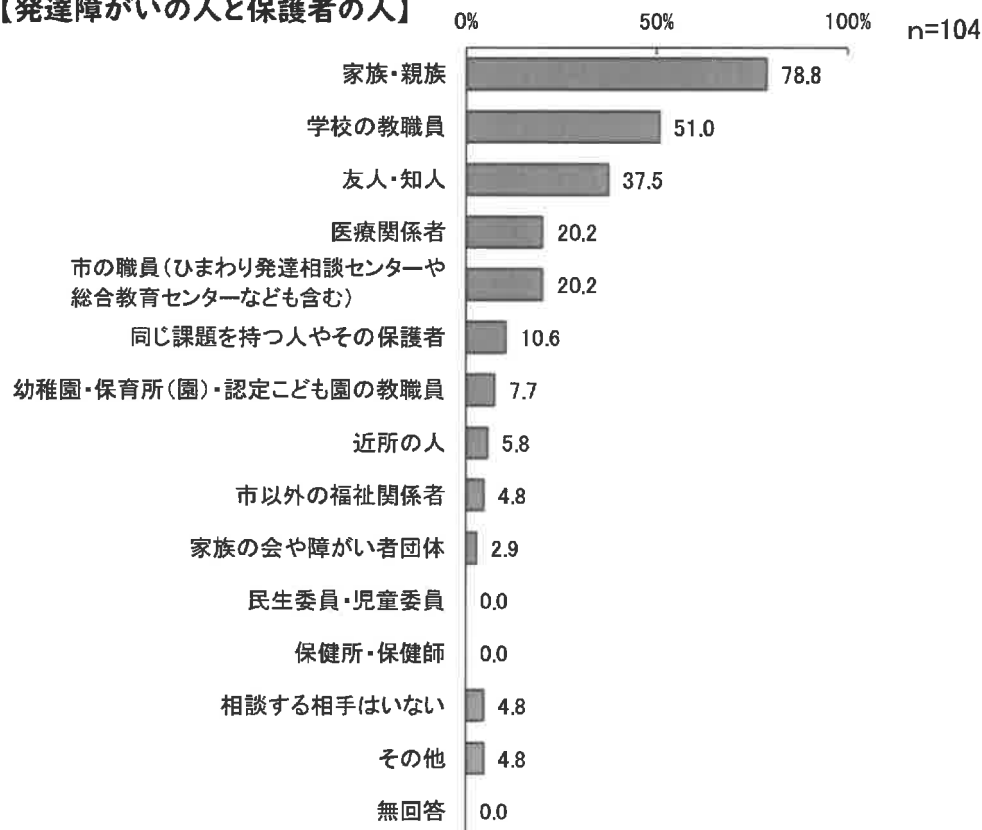
発達障がいの人と保護者の人を対象としたアンケート結果では、困ったときの相談先として「家族・親族」、「学校の教職員」、「友人・知人」が多く、身近な人に対する相談だけで完結していることがうかがえます。

また、利用したい相談制度では、「学校生活に関する相談」、「学校卒業後の進路に関する相談」、「就学・学校選択に関する相談」、「療育・訓練に関する相談」が多くなっています。

このようなことから、学校生活や就学・進路など就学期間を通して、個々の課題に応じた継続的な支援が期待されています。そのために本市の発達支援施策は、ひまわり発達相談センターを中心に関係機関との連携のもと、一人ひとりの障がいへの正しい理解とそれに合わせた継続的支援を実施する必要があります。

■困ったときの相談先(複数回答)

【発達障がいの人と保護者の人】

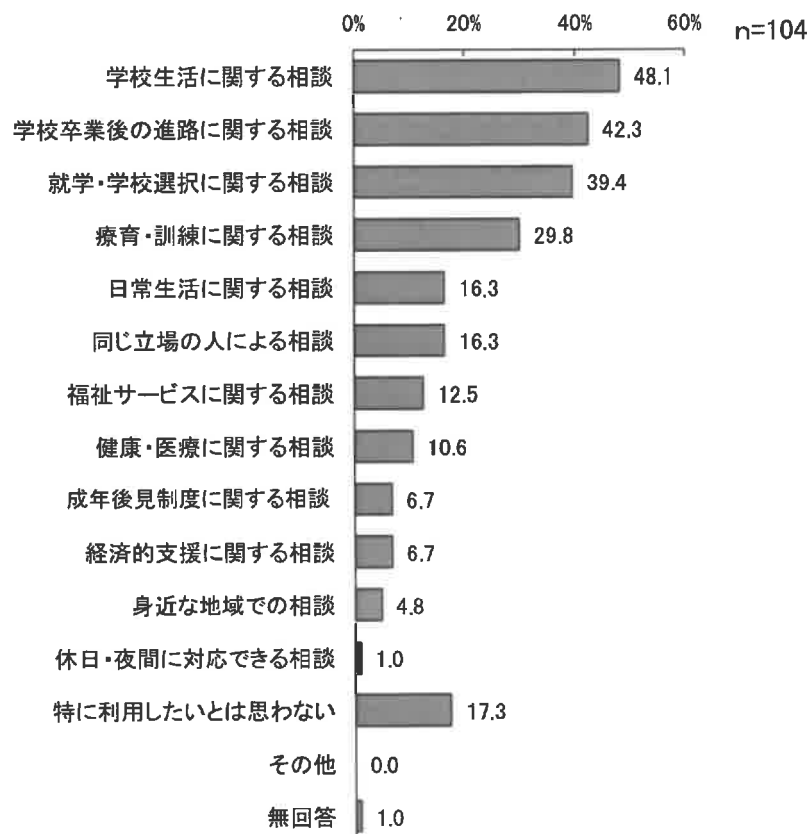


【第6章 施策の方向性と展開】

重点課題4. 障がい児支援・発達支援の充実

■利用したい相談制度

【発達障がいの人と保護者の人】



■施策の方向性

一人ひとりの障がいへの正しい理解と個々の課題に応じた療育・就学期間を通しての継続的な支援

No	施策の展開	担当課
134	発達障がいを含む、成長・発達に課題がある子どもと保護者の相談支援の充実	ひまわり発達相談センター
135	ピアサポートのための保護者の仲間づくり、学習の機会の充実	ひまわり発達相談センター
136	個別支援計画等を活用した計画的な療育の推進	あじさい療育支援センター
137	個別の支援計画による一人ひとりに応じた支援の充実	こども保育課 指導課
138	あじさい療育支援センターを利用し、医療的ケアを必要としている児童に対する就学に向けた単独による療育の機会を確保するため、医療的ケアを実施	あじさい療育支援センター
139	ペアレントメンター、ペアレントトレーニング等、保護者に視点を置く発達支援の手法の活用検討	障がい福祉課

基本施策(3) 特別支援教育の充実

■現状と課題

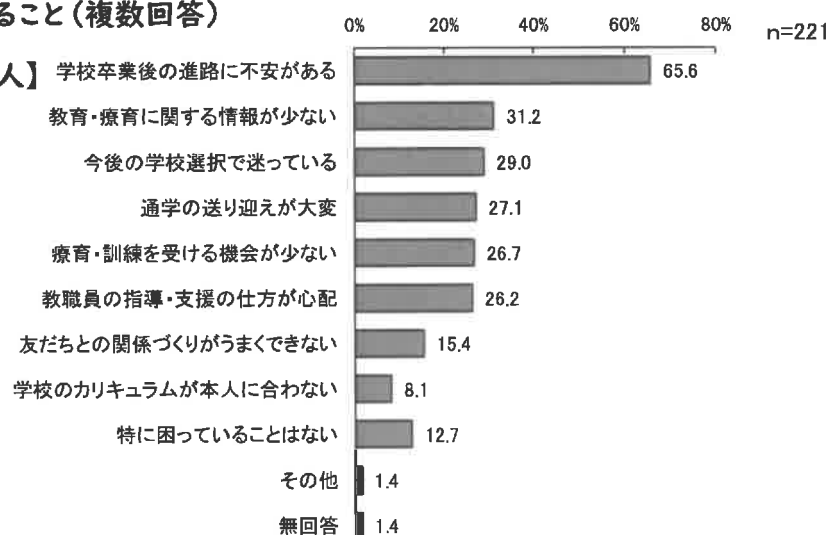
特別支援教育では、障がいのある子の自立と社会参加に向けて、障がいのある子の可能性を最大限に伸ばすことをめざしており、これまでも教職員等への研修や、特別支援学級等における教育の充実、専門機関との連携強化、就学前の障がいのある子には療育や幼稚園、保育所、こども園等における受け入れ体制の整備などを実施してきました。

18歳未満の人と保護者の人及び発達障がいの人と保護者の人を対象としたアンケート結果では、いずれも「学校卒業後の進路に不安がある」の回答が最も多くなっており、他にも、「教育・療育に関する情報が少ない」、「専門的な教育・指導を受ける機会が少ない」、「専門的な教育・指導に関する情報が少ない」といった、教育内容に対する不安に関わる回答が多くなっています。

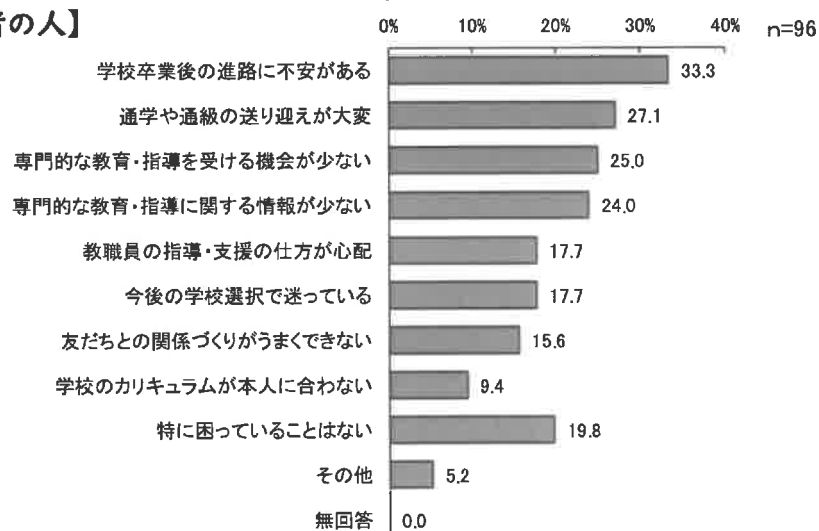
このようなことから、子どもの将来を踏まえつつ、障がいの知識に通じ、関係機関との連携を図る等教育・指導の進化をめざし、更なる職員の資質向上やカリキュラムの充実を図る必要があります。

■学校・教育について困っていること(複数回答)

【18歳未満の人と保護者の人】



【発達障がいの人と保護者の人】



■施策の方向性

・職員の資質向上やカリキュラム・相談体制等の強化などによる特別支援教育の充実

No	施策の展開	担当課
140	子どもの支援にあたる施設や関係機関が相互に連携することによる障がい児支援の向上	こども保育課 あじさい療育支援センター ひまわり発達相談センター 指導課 総合教育センター 障がい福祉課
141	特別支援学級と通常学級の児童生徒の交流教育の推進	指導課
142	特別支援教育内容の充実を図るため、特別支援学校教諭免許取得者の確保と特別支援教育に関する教員の専門性及び意識向上の推進	指導課 学校教育課
143	障がいや個性に応じた特別支援学級及び通級指導教室の整備	指導課
144	特別支援教育コーディネーターの育成と企画力及び実践力向上の推進	こども保育課 指導課
145	特別支援学級・通級指導教室整備計画に基づく特別支援教育体制の推進	指導課 教育総務課 学校教育課
146	総合教育センターにおける相談体制の充実	総合教育センター
147	市内特別支援学級、習志野特別支援学校との交流の推進	あじさい療育支援センター
148	所内研修や外部研修への参加による職員の専門性及び意識の向上と療育の質の向上	あじさい療育支援センター
149	所内研修や外部研修への参加による職員の専門性及び意識の向上と発達支援の質の向上	ひまわり発達相談センター

基本施策(4) 保健・医療・福祉・保育・教育など分野を超えた連携

■現状と課題

ライフステージを通して切れ目ない支援を推進するためには、さまざまな分野における連携が不可欠です。

障がいのある子の発達支援のため、早期からの組織横断的・継続的な支援体制を一層推進する必要があります。

■施策の方向性

・障がいのある人の日常生活・社会生活を総合的に支援するためのさまざまな分野を超えた連携の推進

No	施策の展開	担当課
150	保育所、幼稚園、こども園、学校での障がいの有無に関わらず教育を受けられる環境と体制の充実	こども保育課 指導課 障がい福祉課
151	福祉分野以外の関係機関とも連携し障がいのある子が将来に見通しを持ち、継続的に適切な支援を受けられる体制の整備	ひまわり発達相談センター 障がい福祉課
152	保育所、幼稚園、こども園等の発達障がいを含む、成長、発達に課題がある子どもの支援にあたる職員と保護者をサポートする巡回相談の充実	ひまわり発達相談センター こども保育課 あじさい療育支援センター
153	乳幼児期から子どもの育ち合いを大切にする保育・教育（インクルーシブ保育・教育）の推進	こども保育課 あじさい療育支援センター 指導課 総合教育センター
154	障がいのある子への教育と福祉双方から包括的な支援ができるための教育機関との連携	こども保育課 指導課
155	乳幼児個別支援計画及び個別の支援計画の取り組みに基づく児童の状況の継続的な把握と関係機関の連携の強化	障がい福祉課 ひまわり発達相談センター こども保育課 あじさい療育支援センター 指導課 総合教育センター
156	早期からの発達支援と、組織横断的・継続的な支援体制の構築	ひまわり発達相談センター あじさい療育支援センター 指導課 総合教育センター 健康支援課
157	医療的ケアを要する障がい児等が適切な支援を受けられるよう、保健・医療・教育・福祉などとの連携促進と社会資源の充実に向けた協議の実施	障がい福祉課
158	乳幼児個別支援計画及び個別の支援計画の更なる活用と地域共生協議会児童部会との連携による「ライフサポートファイル」の取り組みについての研究	障がい福祉課

基本施策(5) 発達障がいの支援強化

■現状と課題

発達障がいは外見からは分かりにくく、その状況は十人十色のため、社会生活にさまざまな困難を生じています。

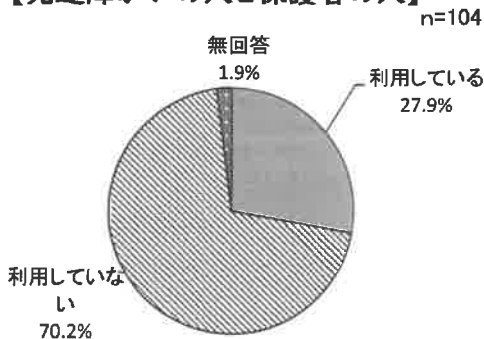
発達障がいの人と保護者の人を対象としたアンケート結果によると、福祉制度を「利用していない」人が約 70%となっており、その理由としては、「どんな制度があるかわからない」が約 50%となっています。

また、将来にわたって地域で暮らし続けるための課題では、「就労の場の確保が難しい」、「生計に不安がある」といった経済的不安につながる内容が多く、次いで、「相談できる人がいない」が多くなっています。

このようなことから、発達障がいへの理解を広めるとともに、個々に合った相談支援の実施など、本人が必要なサービスを利用しながら地域で安心して暮らしていけるよう、関係機関が連携して支援を実施していく必要があります。

■福祉制度利用状況

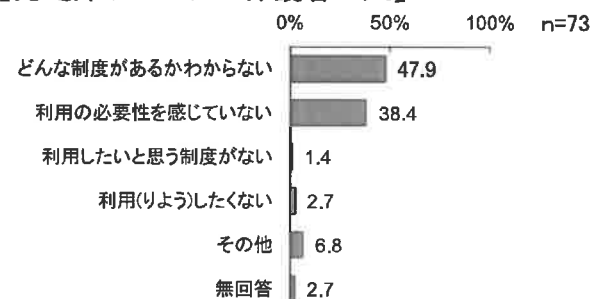
【発達障がいの人と保護者の人】



■福祉制度を利用していない理由

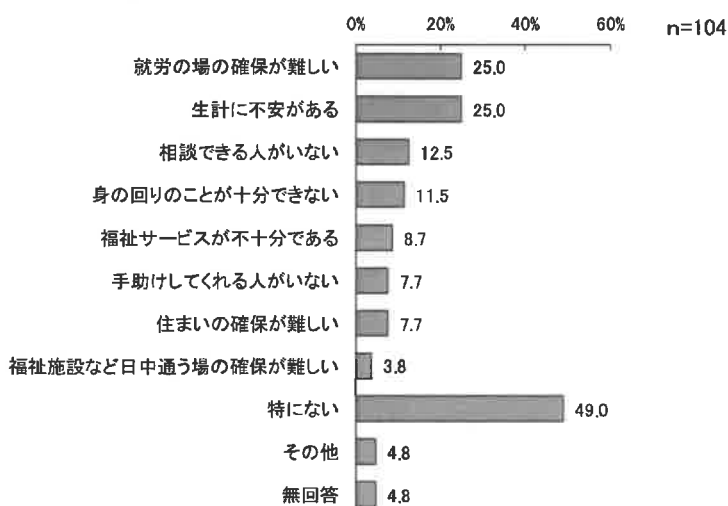
(福祉制度を利用していない人へ質問)

【発達障がいの人と保護者の人】



■将来にわたって地域で暮らし続けるための課題 (複数回答)

【発達障がいの人と保護者の人】



No.	選択肢	n	%
1	どんな制度があるかわからない	35	47.9
2	利用したいと思う制度がない	1	1.4
3	利用の必要性を感じていない	28	38.4
4	利用したくない	2	2.7
5	その他	5	6.8
	無回答	2	2.7
	全体	73	100.0
	非該当	31	

【第6章 施策の方向性と展開】

重点課題4. 障がい児支援・発達支援の充実

■施策の方向性

・発達障がいへの理解を広めるとともに、関係機関の連携による個々に合った支援の充実

No	施策の展開	担当課
159	大人も含めた発達障がいのある人に対する相談支援の確保と CAS（千葉県発達障害者支援センター）等の関係機関との連携による支援の充実	障がい福祉課
160	発達障がいについての市民への理解の推進	ひまわり発達相談センター こども保育課 障がい福祉課
161	習志野市市民協働こども発達支援推進協議会を中心とした協働とパートナーシップによる施策の推進	ひまわり発達相談センター 障がい福祉課
162	発達障がいのある人の支援における関係機関の連携の強化	ひまわり発達相談センター こども保育課 あじさい療育支援センター 指導課 総合教育センター 障がい福祉課
163	発達障がいのある人を支援する人材の育成についての関係機関の情報共有体制の強化	障がい福祉課
164	発達障がいのある人が利用できる福祉サービスの充実	障がい福祉課

重点課題5. 相談支援の充実

障がいのある人の「相談」は、さまざまな悩み等の軽減・解消のみならず、必要な福祉サービスの利用につなげること、さらには潜在的なニーズを掘り起こすことが期待される、身近で第一歩となる取り組みです。

また、障害福祉サービスを利用する場合、サービス等利用計画の作成が必須となり、具体的な支援の充実を図る上で重要となります。

本市では、令和3年6月に、相談支援体制の中核的な役割を担う、基幹相談支援センターを開設し、市内の相談支援事業所へのバックアップや、研修、指導、助言などを行っています。

課題を抱える障がいのある人がさらなる困難を抱えるようなことがないように、より緊密な相談体制を構築し、量的な充足に加え、質的な向上を図る必要があります。

基本施策(1) 相談支援体制の整備

基本施策(2) 当事者団体等における相談活動

基本施策(3) 地域移行の推進

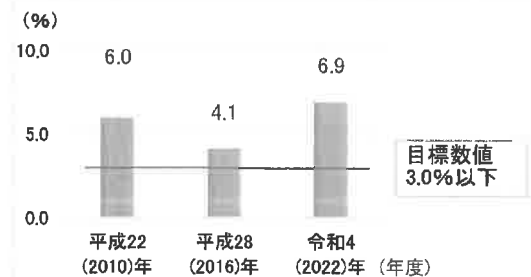
■ 重点課題 アンケート結果を踏まえた数値目標

【在宅の人(18歳以上)対象調査】

【問14】 あなたは、日常生活で困ったことや悩みについて、誰に相談していますか。(複数回答可)

数値目標の指標

「相談したいが相手がない」の選択肢の回答率



※H22の選択肢は「相談する相手がない」

障がいのある在宅の人(18歳以上)が困ったときの相談先について、「相談したいが相手がない」の選択肢の回答率を指標としました。

平成22年度調査の6.0%から平成28年度調査では4.1%と減少しましたが、令和4年度調査では6.9%と増加しています。

障がいのある人が内容に応じた相談先を自由に選択できるように周知・啓発に努めるとともに、職員等の質の向上などにより、障がい者の相談に寄り添い、的確な対応が行える環境整備の促進により回答率の減少をめざし、令和11年度の目標数値は3.0%以下とします。

基本施策(1) 相談支援体制の整備

■現状と課題

障がいのある人へのアンケート結果では、地域で生活を送る上での課題について、「生計に不安がある」、「身の回りのことが十分にできない」、「就労の場の確保が難しい」等の回答が多くなっています。

また、日常生活で困ったことや悩みについて相談する相手は、「家族・親族」、「学校の職員」、「医療関係者」、「施設や病院の職員、医師」等、日常的に接している人が多くなっています。

障がいのある人が地域で安心して暮らしていくためには、多岐にわたる困りごとや悩みの相談に応じ、適切な情報提供や助言、必要な障害福祉サービスの利用につなげる支援が必要です。

困りごとや悩みを持つ障がいのある人を、相談支援事業所をはじめとする福祉関連部門への相談につなげていくためにも、福祉とそれ以外の分野の情報共有や協力の推進、関係団体や事業所との連携など図りながら、相談内容に応じた専門性の高い相談体制の構築が必要です。

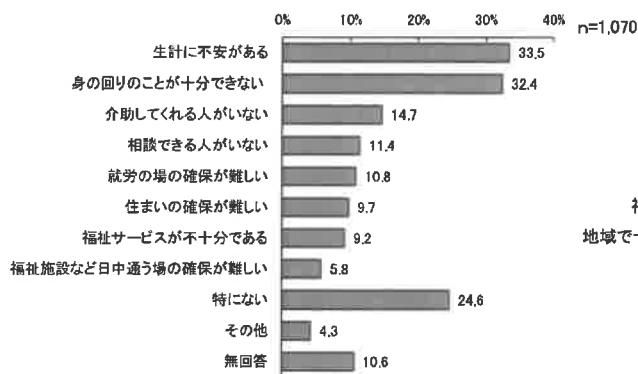
なお、計画相談では、どのような福祉サービスを利用できるか、一人ひとりに適合する福祉サービスの利用の仕方などの相談の対応を行っており、令和4年度では800人が利用しました。

在宅の人(18歳以上)を対象としたアンケート結果では、「計画相談支援」の今後3年以内の利用意向が16.4%となっており、障がい別に見ると、知的障がいのある人が40.2%と最も多くなっています。

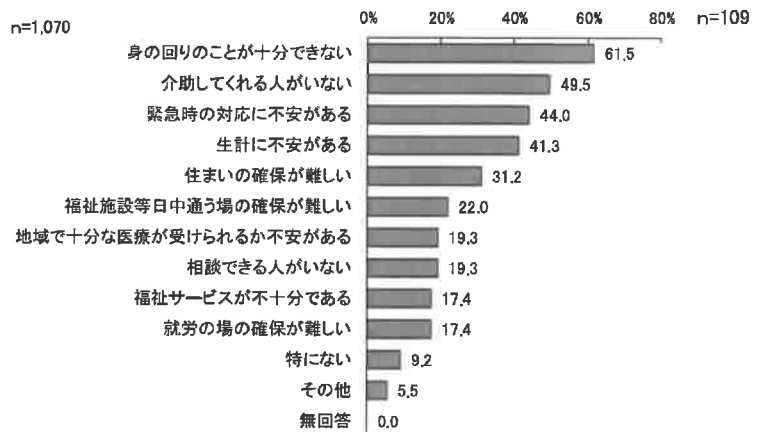
利用者が増加する中でも、障がいのある人の生活の質の向上につながるきめ細かい計画作成の相談ができるよう、相談支援事業所と相談支援専門員の体制を充実する必要があります。

■地域で生活を送る上での課題（複数回答）

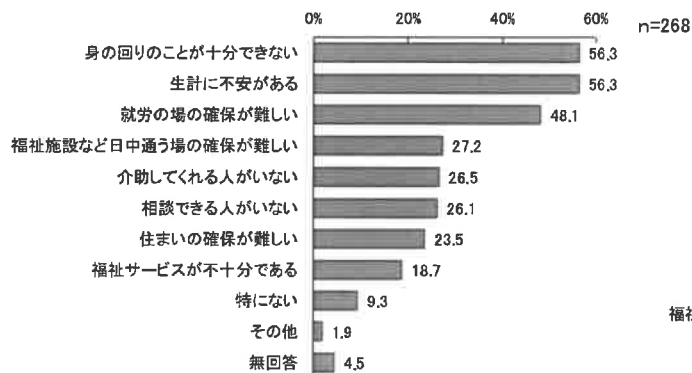
【在宅の人（18歳以上）】



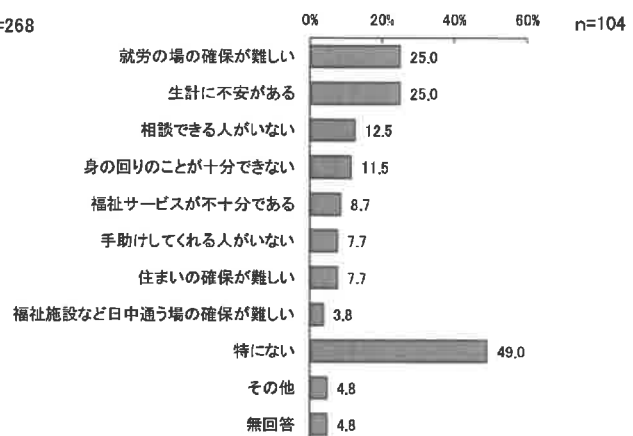
【施設に入所している人】



【18歳未満の人と保護者の人】



【発達障がいの人と保護者の人】

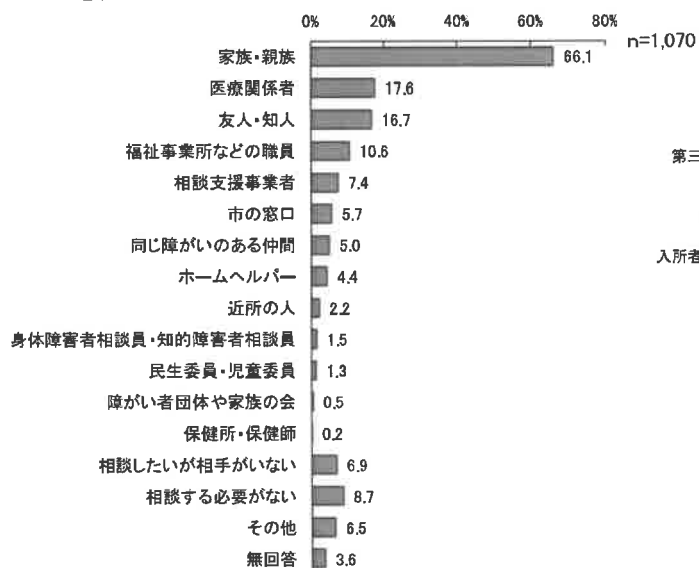


【第6章 施策の方向性と展開】

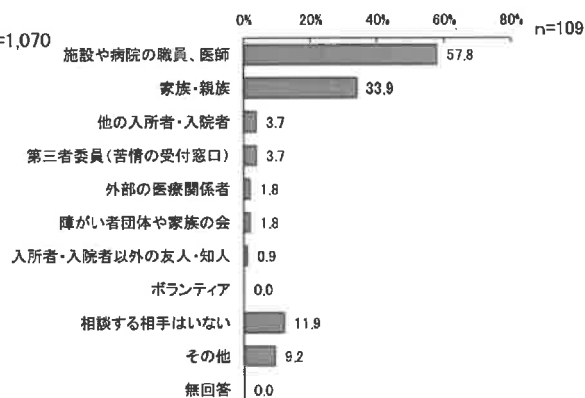
重点課題5. 相談支援の充実

■困ったときの相談先(複数回答)

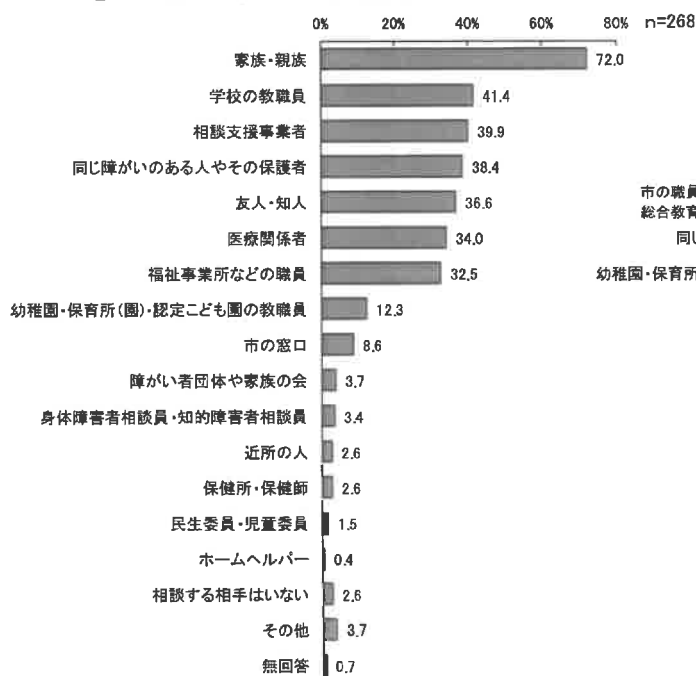
【在宅の人(18歳以上)】



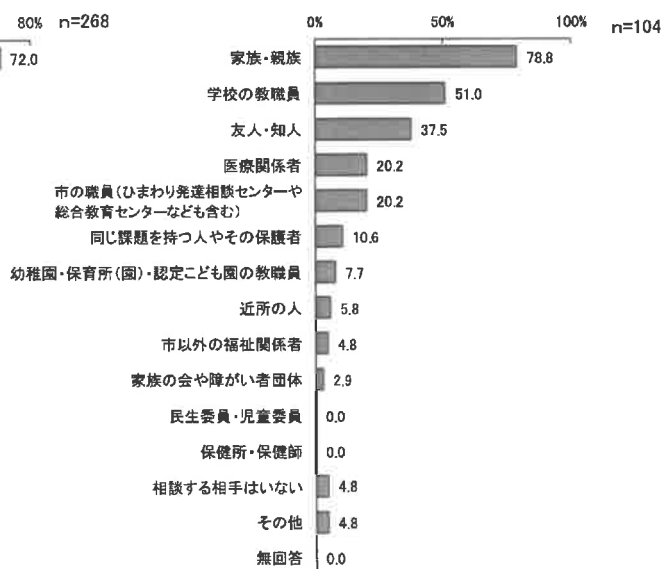
【施設に入所している人】



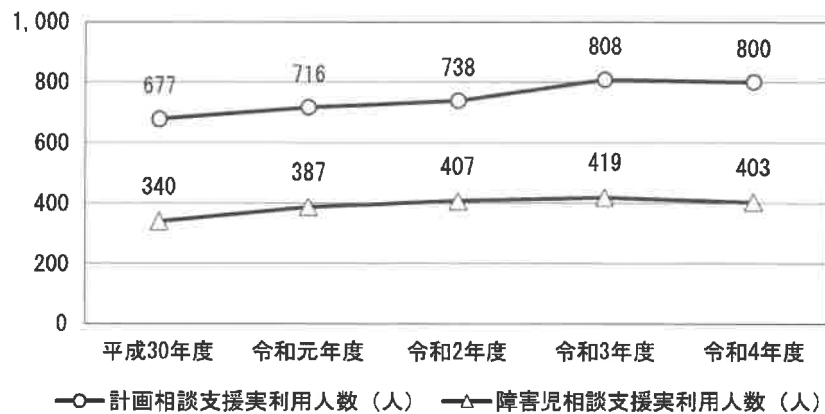
【18歳未満の人と保護者の人】



【発達障がいの人と保護者の人】〔再掲〕

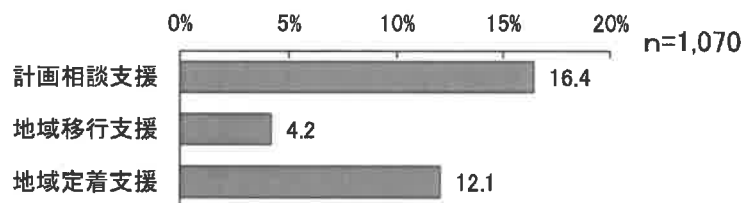


■計画相談利用状況（平成30年度～令和3年度）



■今後3年以内の相談支援（「サービス等利用計画」）の利用意向

【在宅の人（18歳以上）】



上段: 件 下段: %	合計	計画相談 支援	地域移行 支援	地域定着 支援
全体	1,070 100.0	176 16.4	45 4.2	129 12.1
身体障がい	743 100.0	90 12.1	29 3.9	97 13.1
知的障がい	112 100.0	45 40.2	10 8.9	4 3.6
精神障がい	222 100.0	54 24.3	7 3.2	29 13.1

■施策の方向性

- ・福祉部門とそれ以外の分野の情報共有と協力の推進、関係団体や事業所との連携など、相談者に応じた専門性の高い、人生設計を見据えた相談体制の充実
- ・計画相談の利用者が増加する中でも、障がいのある人の生活の質の向上につながるきめ細かい計画作成の相談ができる相談支援事業所と相談支援専門員の体制の充実

No	施策の展開	担当課
165	各障がいの分野に専門性を有する相談支援事業所や地域において相談機能の役割を担う当事者団体との連携強化による相談支援体制の充実	障がい福祉課
166	障がいのある人の家族に向けての相談支援の強化	障がい福祉課
167	精神保健に課題を抱える人への支援の充実	障がい福祉課
168	ひきこもりの人への支援の実施	障がい福祉課
169	基幹相談支援センターの機能の充実	障がい福祉課
170	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の推進	障がい福祉課
171	精神障がいのある人及び難病の人等の相談における健康福祉センターとの連携の強化	障がい福祉課
172	民間委託による相談支援拠点数の確保など身近な相談支援体制の整備	障がい福祉課
173	地域共生協議会での困難事例等の検討や情報共有による相談支援の質の向上	障がい福祉課
174	福祉分野以外の研修会への参加等相談支援に携わる職員の資質向上	障がい福祉課
175	地域共生協議会相談支援部会と協力した本市の相談支援体制全般にわたる継続的な検討	障がい福祉課
176	サービス等利用計画の作成や一般相談等、利用者の立場に立った適切な相談支援体制の充実	障がい福祉課
177	計画相談支援の利用促進と、利用者の意向に沿ったサービス等利用計画の活用に向けた情報提供	障がい福祉課
178	相談支援に携わる相談支援専門員等の質の向上に向けた取り組みの推進	障がい福祉課
179	計画相談支援の利用拡大に対応できるための相談支援事業所の新規参入等に向けた環境整備の検討	障がい福祉課
180	必要な受診機会の確保に向けた、自立支援医療などの医療費助成制度の利用促進	障がい福祉課
181	生活保護制度や生活困窮者への支援に関する周知	障がい福祉課
182	生活相談支援センターとの連携	障がい福祉課

基本施策(2) 当事者団体等における相談活動

■現状と課題

障がいのある人へのアンケート結果では、困ったときの相談先で「障がい者団体や家族会」と回答した人の割合は、最も多い18歳未満の人と保護者の人で3.7%にとどまっています。

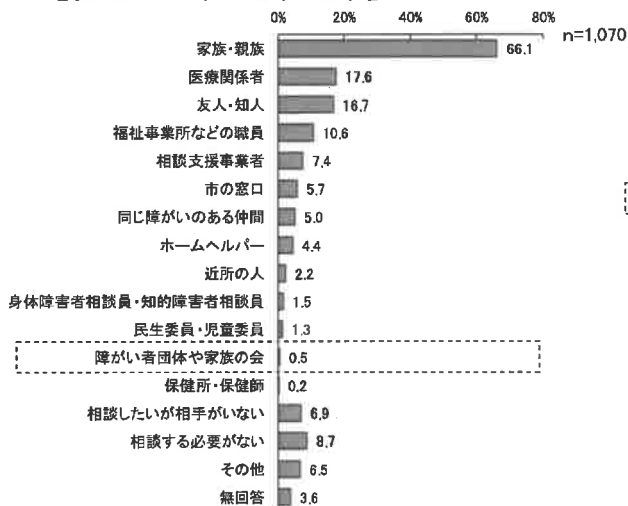
当事者団体や障がいのある人が、他の障がいのある人及びその家族の相談に対応することは、同じ障がいがある立場として経験を生かした対応ができる等、大変重要です。

しかし、各障がい者団体は、構成員の固定化や高齢化等さまざまな問題を抱えています。

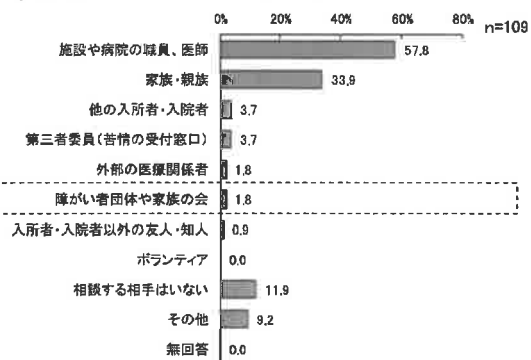
このようなことから、障がい者団体に関する情報発信を積極的に行うことで団体加入者の拡大を図るとともに、同じ障がいのある人同士あるいは障がいの種別の異なる人同士で情報交換ができる場や交流の拡大に取り組む必要があります。

■困ったときの相談先(複数回答)〔再掲〕

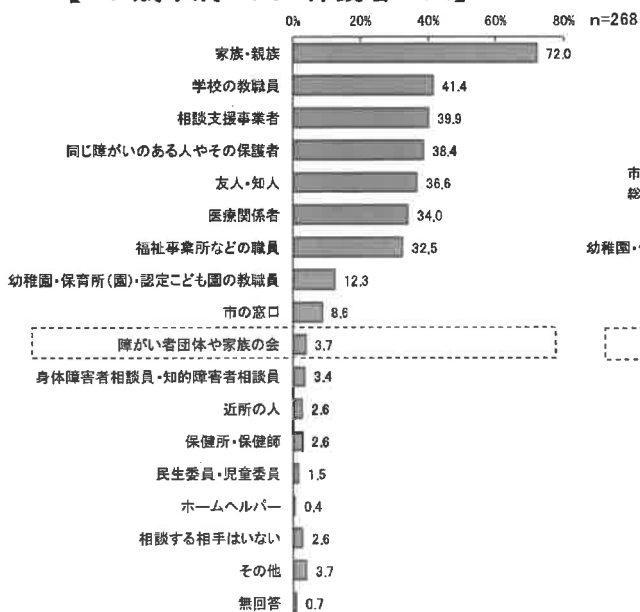
【在宅の人(18歳以上)】



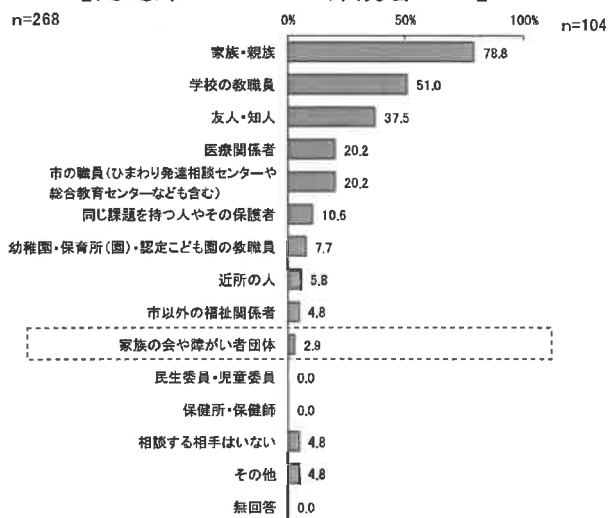
【施設に入所している人】



【18歳未満の人と保護者の人】



【発達障がいの人と保護者の人】



■施策の方向性

・障がい者団体に関する情報発信を積極的に行うことで団体加入者の拡大につなげるとともに、同じ障がいのある人同士あるいは障がい種別の異なる人同士で情報交換ができる場の設置や交流の拡大

No	施策の展開	担当課
183	身体障がい者相談員、知的障がい者相談員など同じ障がいのある立場で対応する相談支援の充実	障がい福祉課
184	新規相談者等への当事者団体の活動についての幅広い周知	障がい福祉課
185	障がいのある人同士の交流や情報交換の促進	障がい福祉課
186	ピア研修についての積極的な情報提供	障がい福祉課
187	ピアサポート活動の充実のための支援の推進	障がい福祉課
188	障がい種別の異なる人が集い、情報交換ができる場の検討	障がい福祉課
189	子育て中の精神障がいのある人同士の交流機会の検討	障がい福祉課

基本施策(3) 地域移行の推進

■現状と課題

地域移行に関する相談件数は、平成 30 年度から令和4年度では0人～3人の利用にとどまっています。

障がいのある人へのアンケート結果では、将来の暮らし方の希望については、在宅の人（18 歳以上）、18歳未満の人と保護者の人、発達障がいの人と保護者の人は「家族と暮らしたい」、施設に入所している人は「現在入所・入院している施設や病院で暮らし続けたい」が最も多く、次いで多い回答は、在宅の人（18 歳以上）、18歳未満の人と保護者の人、発達障がいの人と保護者の人は「一人暮らしがしたい」、施設に入所している人で「施設や病院を退所・退院して、家族と暮らしたい」となっています。

また、地域で生活を送る上での課題については、「生計に不安がある」、「身の回りのことが十分にできない」、「就労の場の確保が難しい」等の回答が多くなっています。

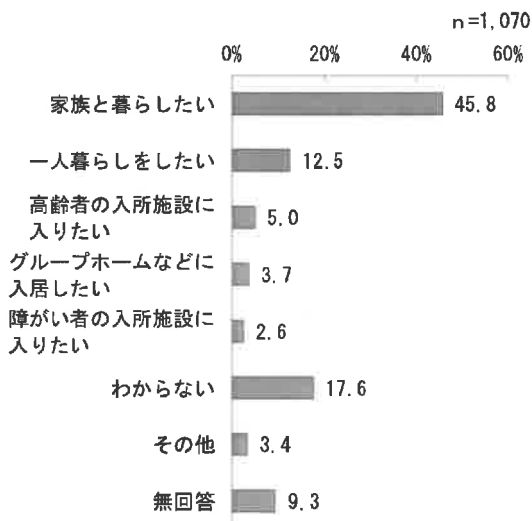
精神科病院の長期入院者や施設入所者の実態把握を含め、障がいのある人が自ら希望する生活のあり方が選択でき、地域での生活を希望する人は住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、居住系サービスの他、さまざまな障害福祉サービスを始めとした支援体制の充実を図る必要があります。

■相談件数

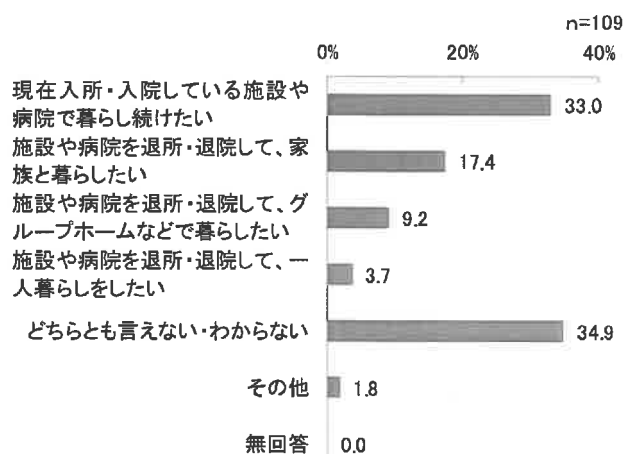
区分	実利用人数				
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
地域移行支援	3 人	1 人	0 人	1 人	2 人

■将来の暮らし方

【在宅の人（18 歳以上）】



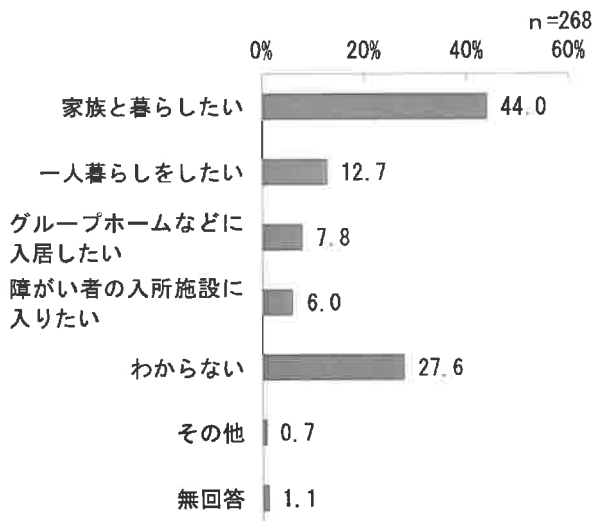
【施設に入所している人】



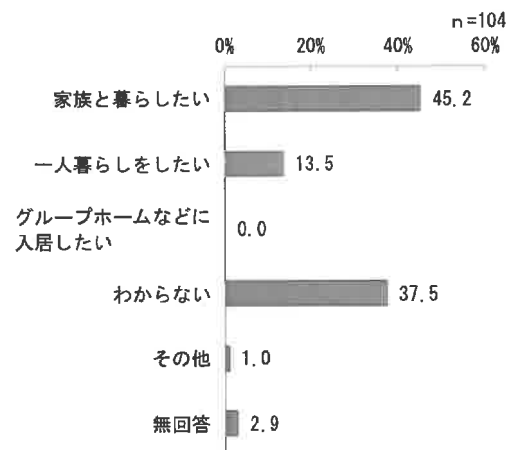
【第6章 施策の方向性と展開】

重点課題5. 相談支援の充実

【18歳未満の人と保護者の人】

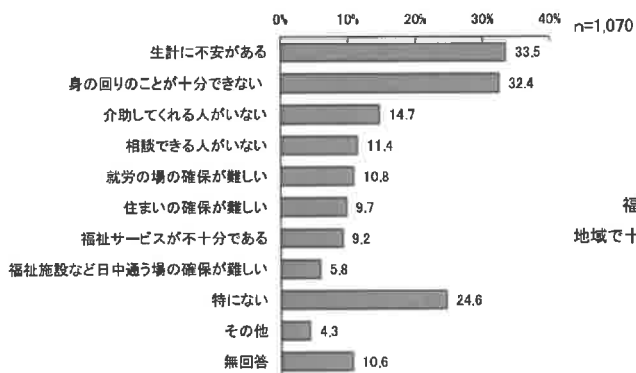


【発達障がいの人と保護者の人】

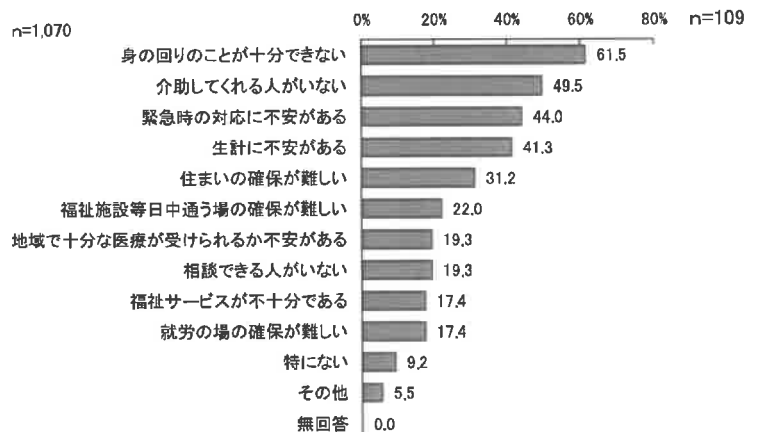


■地域で生活を送る上での課題（複数回答）〔再掲〕

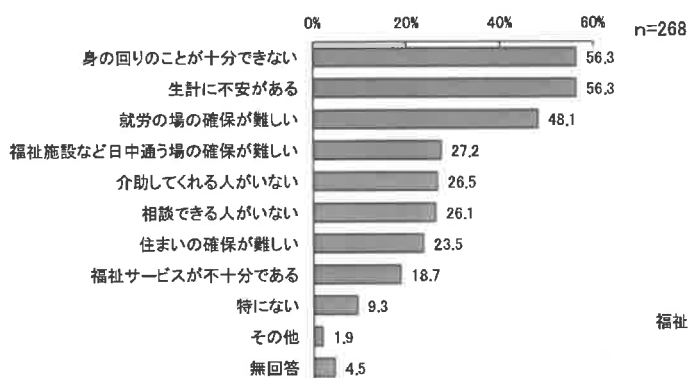
【在宅の人（18歳以上）】



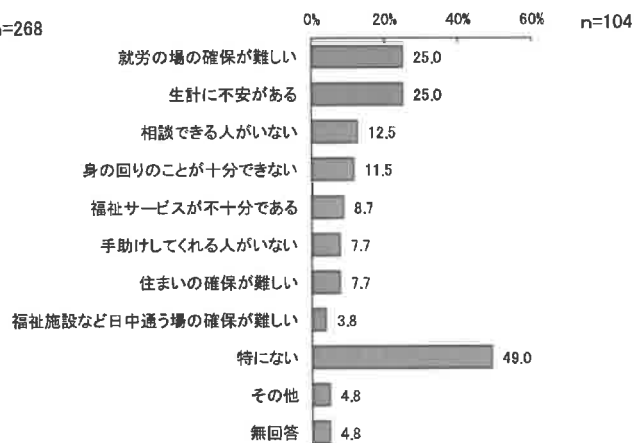
【施設に入所している人】



【18歳未満の人と保護者の人】



【発達障がいの人と保護者の人】



■施策の方向性

・地域で安心して暮らせるよう、いつでも受けることができる相談体制や居住系サービスを始めとするさまざまな障害福祉サービスの充実

No	施策の展開	担当課
190	障がいのある人が地域で暮らすための共同生活援助（グループホーム）やその他のサービスの拡充	障がい福祉課
191	医療保護入院者や長期入院者の地域移行のための支援体制の整備	障がい福祉課
192	重度の障がいのある人や医療的ケアが必要な障がいのある人の地域移行のための支援体制の充実	障がい福祉課
193	精神科病院の長期入院者についての実態把握に向けた方策の検討	障がい福祉課

重点課題6. 社会資源の充実

誰もが安心して安全な生活を送るためには、社会環境において、バリアフリーやユニバーサルデザインによるハード面の整備は欠かせません。

一方、ソフト面では、地域でさまざまな活動をされている市民やボランティア、市民活動団体、民間事業者等の取り組みが、より障がいのある人への充実した支援につながるよう、さまざまな連携や協働が必要です。

また、災害時において障がいのある人が不安や混乱に陥ることのないよう、適切な配慮に基づく対応ができる体制の整備を図ることが必要です。

基本施策(1) バリアフリー・ユニバーサルデザインの充実

基本施策(2) 地域における支援体制の充実とネットワーク構築

基本施策(3) 市民団体・ボランティア団体等との連携

基本施策(4) 防災・災害対策等の整備

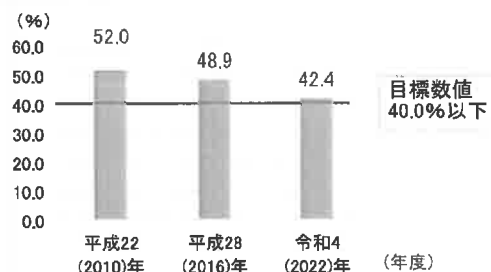
■重点課題 アンケート結果を踏まえた数値目標

【在宅の人(18歳以上)対象調査】

【問28】 あなたには、外出するときに困っていることはありますか。(複数回答可)

数値目標の指標

「歩道の段差や障害」、「建物の段差や階段」、「周りの人に手助けを頼みにくい」の選択肢の回答率の合計



障がいのある在宅の人(18歳以上)が外出するときに困っていることについて、「歩道の段差や障害」、「建物の段差や階段」、「周りの人に手助けを頼みにくい」の選択肢の回答率の合計を指標としました。

平成22年度の調査では 52.0%でしたが、平成28年度の調査では 48.9%、令和4年度の調査では 42.4%と減少しています。

引き続き、関係機関と連携し、障がいのある人が安全で利用しやすいまちづくりに向けた取り組みを推進するとともに、ハード面だけではなく、市民の障がいや障がいのある人への理解を深めることにより、回答率の減少をめざし、令和11年度の目標数値は 40.0%以下とします。

基本施策(1) バリアフリー・ユニバーサルデザインの充実

■現状と課題

本市では、習志野市バリアフリー移動等円滑化基本構想等に基づき、交通環境のバリアフリー化に取り組んでいます。障がいのある人が地域で安全に安心して暮らせる生活環境の整備は、障がいのある人の社会参加の促進にも繋がります。

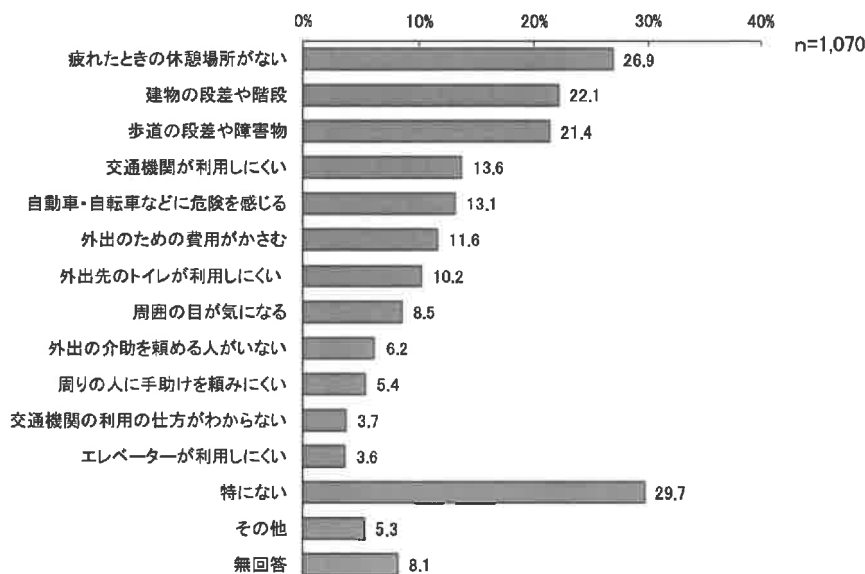
外出するとき困っていることのアンケート結果では、「建物の段差や階段」「歩道の段差や障害物」等のハード整備に対する困りごとの割合は多くなっています。またハード整備だけではなく、「周りの人に手助けを頼みにくい」等の心のバリアフリーに対する意見も多くなっています。

生活環境におけるバリア（障壁）を取り除いていくことと、できるだけ多くの人が利用できるユニバーサルデザインの普及は、障がいのある人ばかりでなく、すべての人にとって地域で生活を送るために役立つものです。

このようなことから、バリアフリーやユニバーサルデザインを積極的に推進する必要があります。

■外出するとき困っていること（複数回答）

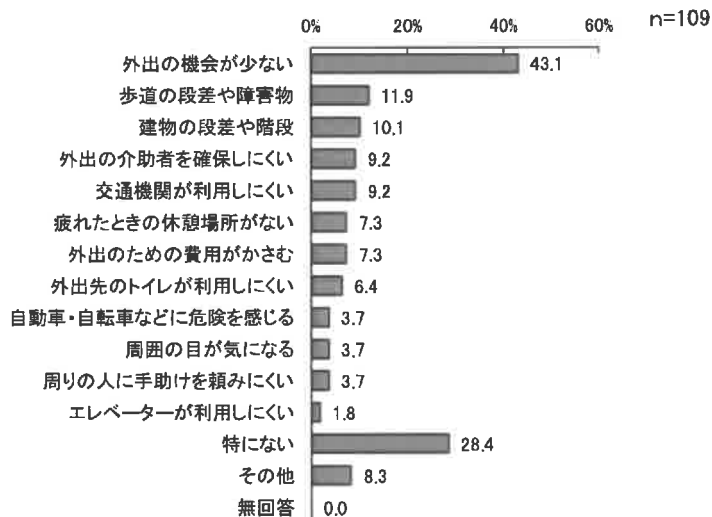
【在宅の人（18歳以上）】



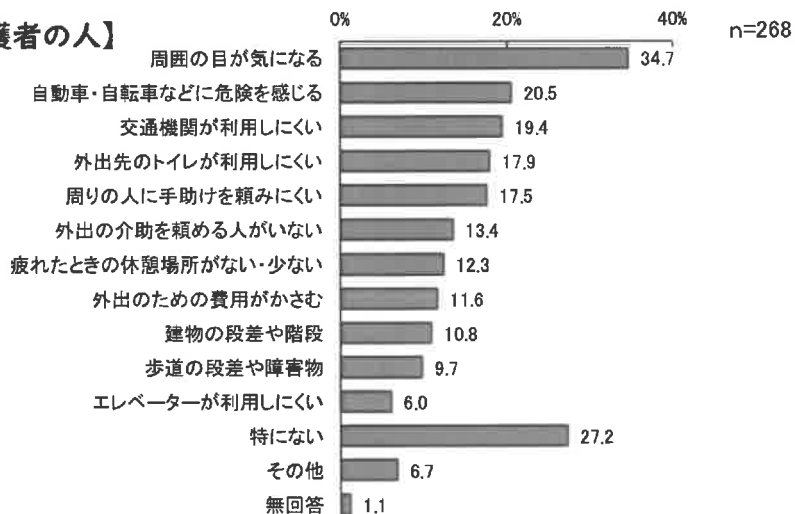
【第6章 施策の方向性と展開】

重点課題6. 社会資源の充実

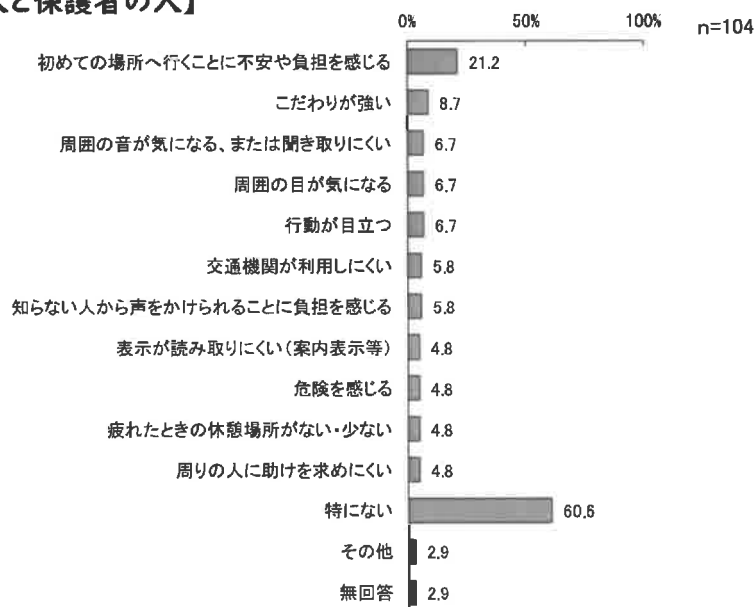
【施設に入所している人】



【18歳未満の人と保護者の人】



【発達障がいの人と保護者の人】



■施策の方向性

・バリアフリーやユニバーサルデザインの実現と、市全体の障がいに関するモラルの向上に向けた取り組みの推進

No	施策の展開	担当課
194	道路移動円滑化基準に沿った駅前広場及び歩道等の改良の実施	道路整備課 街路建設課
195	放置自転車等の台数削減のための放置自転車等の撤去の実施	防犯安全課
196	路上放置物パトロールの強化	道路管理課
197	ごみ集積所まで運ぶことが困難な障がいのある人へのごみの戸別収集の実施	クリーンセンター業務課
198	市庁舎におけるユニバーサルデザインの配慮の充実	契約検査課
199	公共施設における障がいのある人に配慮した設備の充実	障がい福祉課
200	市営住宅の改修時における室内段差の解消及び手すりの設置等バリアフリー化の推進	住宅課
201	障がいの有無に関わらず誰にでも情報を伝えやすい字体による公文書の作成の推進	障がい福祉課 情報政策課
202	バリアフリー等のハード面の整備、従業員の対応等のソフト面の強化など、民間事業者の障がいに対する理解と知識の普及の推進	障がい福祉課 産業振興課 建築指導課
203	市広報及び市ホームページを利用した路上放置物及び放置自転車等を防止するための啓発活動の実施	道路管理課 防犯安全課
204	障がい者用乗降場の適切な利用及び点字ブロック上の障害物除去に関する意識啓発の推進	道路管理課
205	「習志野市カラーユニバーサルデザインガイドライン」の周知と活用の推進	障がい福祉課
206	大規模な商業施設等の建設時における、民間事業者に対する障がいのある人に配慮した整備等についての働きかけの推進	建築指導課 障がい福祉課
207	千葉県福祉のまちづくり条例、千葉県建築物ユニバーサルデザイン整備指針の周知	建築指導課 障がい福祉課
208	公共交通機関に対する障がいのある人の安全性に配慮した整備等についての働きかけの推進	障がい福祉課
209	都市公園移動等円滑化基準に沿った公園の整備・改修の実施	公園緑地課
210	インクルーシブ遊具の導入の検討	公園緑地課

基本施策(2) 地域における支援体制の充実とネットワーク構築

■現状と課題

障害者権利条約の批准に先立ち、平成 23 年に改正された「障害者基本法」では、新たに“消費者としての障害者の保護”が明記され、それ以降も、さまざまな法律の整備により、障がいのある人の権利擁護について強化が図られてきました。

本市では、これまで消費生活相談や人権擁護委員等による人権相談などを実施してきましたが、消費者問題、差別、虐待などの防止や早期発見には、障がいのある人が日常生活を送る“地域”での見守り、サポートが欠かせません。

障がいのある人の身近な人々との情報連携をもとに、各種の相談につなげ、早期発見・早期解決を図るための体制を一層充実していく必要があります。

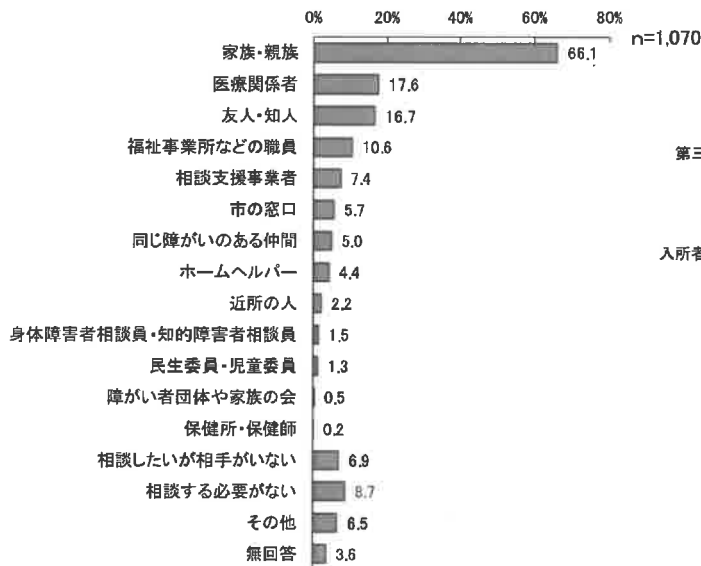
また、障がいのある人のさまざまな生活上の困りごとを把握し、行政機関等につなぐためには、障がいのある人の身近な地域で支援を行っている民生委員・児童委員の果たす役割は欠かせないものです。

しかし、障がいのある人へのアンケート結果では、日常生活で困ったことや悩みについて相談する相手は、「家族・親族」、「学校の職員」、「医療関係者」等が多く、地域の人に相談する割合は少なくなっています。

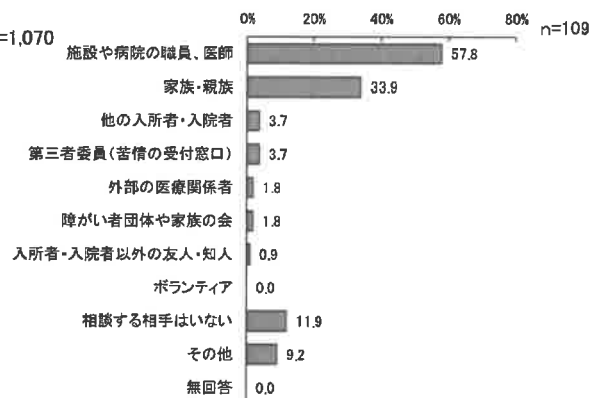
地域で障がいのある人を見守り、支援する担い手として、民生委員・児童委員の他にも各種相談員や、町内会・自治会、社会福祉協議会、警察、自主防災組織などの関係機関がありますが、障がいのある人が地域でより一層安心して暮らしていくためには、これら関係機関等への活動支援の実施と、関係機関等とのネットワーク体制を充実していくことが必要です。

■困ったときの相談先(複数回答)〔再掲〕

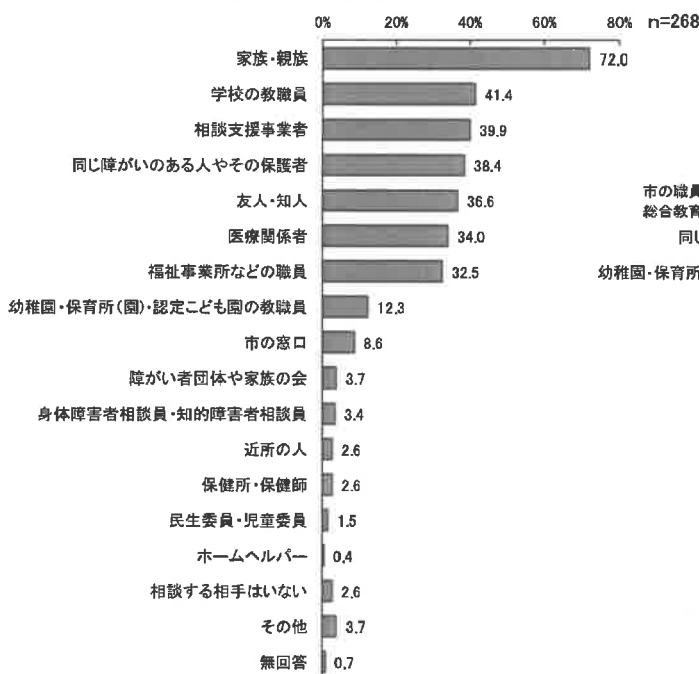
【在宅の人(18歳以上)】



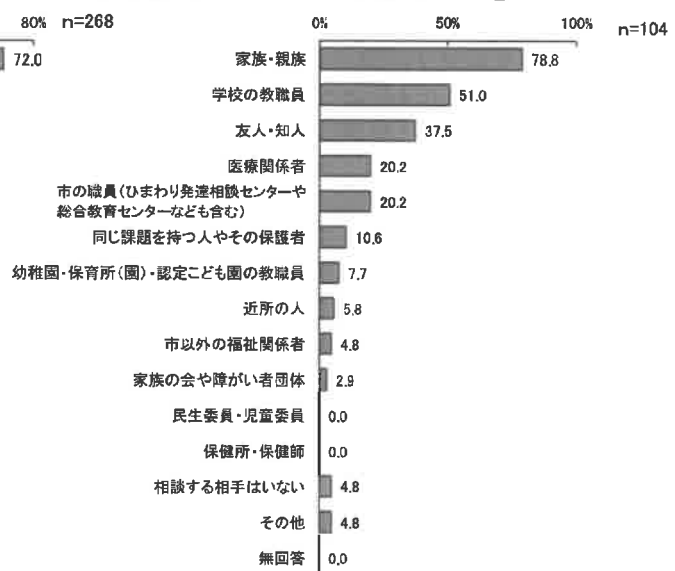
【施設に入所している人】



【18歳未満の人と保護者の人】



【発達障がいの人と保護者の人】



■施策の方向性

- ・障がいのある人の身近な人々との情報連携をもとに、各種の相談につなげ、早期発見・早期解決を図るためのネットワークの充実
- ・民生委員・児童委員を始め、障がいのある人を地域で見守り支援する各種相談員や関係機関への活動支援の実施と関係機関等とのネットワーク体制の充実

No	施策の展開	担当課
211	地域で活動する相談員や住民との協力による、障がいのある人に対する差別及び虐待の早期把握	障がい福祉課
212	障がいのある人の家族やケースワーカー、民生委員、高齢者相談員や関係機関などの情報をもとに消費生活相談につなげ、早期解決を図るための支援の実施	市民広聴課 障がい福祉課
213	人権擁護委員による人権相談の広報・周知と相談利用の促進	社会福祉課
214	悪徳商法及び消費者トラブルに関する情報の収集と注意喚起の強化	市民広聴課
215	市の多重債務問題対策庁内連絡会や庁内ネットワーク等により、消費者問題の解決に向けての組織間の連携及び支援体制の充実	市民広聴課
216	福祉サービスに関する情報提供及び個別の相談支援活動にケースワーカーが同行する等、民生委員・児童委員活動への支援の充実	社会福祉課 障がい福祉課
217	障がいのある人及び家族の同意に基づき、ケースワーカーが民生委員・児童委員と障がいのある人をつなげることによる平常時からの見守り活動支援の充実	社会福祉課 障がい福祉課
218	相談支援事業所、民生委員・児童委員、地域相談員等との連携を強化することによる相談支援が必要な障がいのある人の早期発見や適切なケアマネジメントの実施	障がい福祉課
219	災害時に備えた、民生委員・児童委員、高齢者相談員と連携した避難行動要支援者名簿の作成	健康福祉政策課
220	地域のつながりの力で、災害時の安否確認や支援等が円滑に行われることに向けた交流機会の確保	障がい福祉課
221	民生委員・児童委員と障がいのある人及び障がい者団体の交流を促進するための調整、援助の充実	社会福祉課 障がい福祉課
222	身体障がい者相談員・知的障がい者相談員、千葉県条例により設置されている広域専門指導員・地域相談員の周知及び活動支援の充実	障がい福祉課
223	相談員相互の情報交換や関係機関、当事者団体等との連携の強化	障がい福祉課
224	地域共生協議会のネットワーク機能を活用した、社会資源に関する情報取得の強化	障がい福祉課
225	地域共生協議会と地域の支援団体間の連携体制の構築	障がい福祉課
226	犯罪被害の防止と早期発見に向けた警察と地域の障がい者団体、施設等との連携の推進	障がい福祉課

基本施策(3) 市民団体・ボランティア団体等との連携

■現状と課題

市民の障がいのある人への理解を促進し、障がいのある人の地域社会への参加を促進するためには、法や制度に基づかないインフォーマルサービスを提供する市民活動団体、民間事業者、ボランティア、地域住民などとの連携が不可欠となってきます。

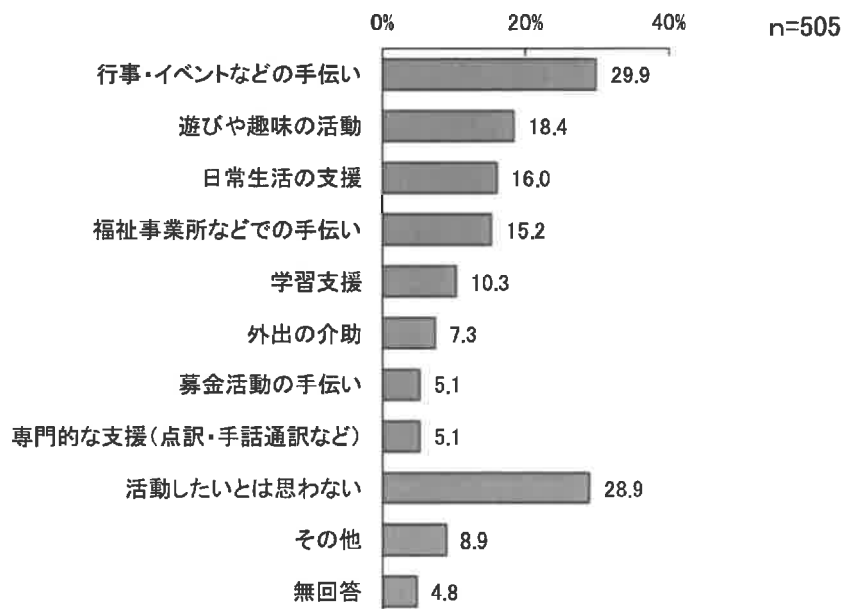
これら市民団体・ボランティア団体等は、障がいのある人に対して柔軟な支援を行っており、障がいのある人の地域生活に重要な役割を担っていることから、協力体制を推進するとともに、障がい分野のボランティア活動への意識啓発と人材育成を積極的に進めていくことが必要です。

障がいのない人を対象としたアンケート結果では、ボランティア活動への参加意向（今後してみたいボランティア活動）では、「行事・イベントなどの手伝い」や「遊びや趣味の活動」、「日常生活の支援」が多くなっていますが、その一方で「参加したいとは思わない」も約3割となっています。

障がいのある人が安心して生活できる地域づくりを推進するため、市民の理解や関心の向上を図り、地域での福祉活動に携わる人材の発掘や育成、支援に努める必要があります。

■ボランティア活動への参加意向（複数回答）

【障がいのない人】



■施策の方向性

・地域のインフォーマルサービスの担い手との協力体制の推進と障がい分野のボランティア活動の活性化に向けた、意識啓発と人材育成の推進

No	施策の展開	担当課
227	ボランティア活動の活性化と人材確保の充実	障がい福祉課
228	民間事業者、NPO法人、市民活動団体等との協力体制の推進	障がい福祉課
229	地域共生協議会社会資源開発・改善部会との連携によるインフォーマルサービス等の地域資源に対するニーズの把握と掘りおこし	障がい福祉課

基本施策(4) 防災・災害対策等の整備

■現状と課題

近年では、大型の台風や線状降水帯などによるゲリラ豪雨などが多発しており、初動における適切な避難行動や避難所となる施設において、障がいに応じた適切な支援体制の確保など、さまざまな課題があります。

こうしたなか、自力で避難することが困難な障がいのある人にとっては、自助による日頃からの備えや共助としての周囲の支援が不可欠となります。

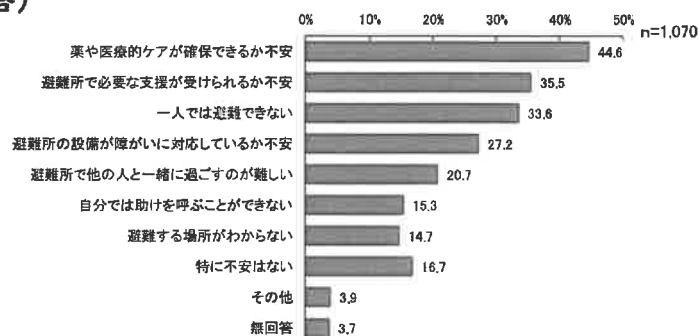
また、「薬や医療的なケアが確保できるか不安」及び「避難所で必要な支援が受けられるか不安」等の声が多くなっています。

併せて、避難所の環境及び体制が整っていない場合、生活が困難になることや、環境になじめないといったこと等が起り得ます。

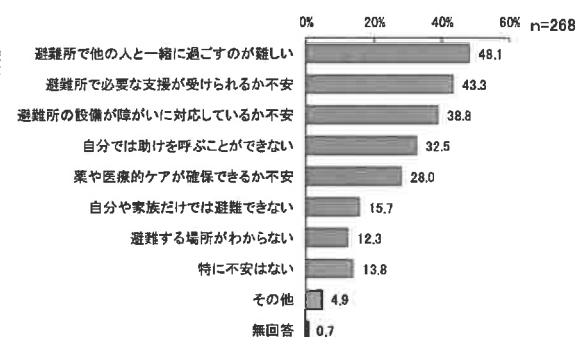
いつ発生するか予測のできない災害に対して、平時から地域住民間や町会及び自治会等のコミュニケーションを構築し、障がいのある人を含めた要配慮者への安否確認及び個別避難計画等、十分に検討を行い、防災支援体制を整備するとともに、障がいのある人も防災訓練等に参加し、避難所の確認や自主的に必要な準備を整え、災害への対応を整えることが必要です。

■災害時不安に思うこと(複数回答)

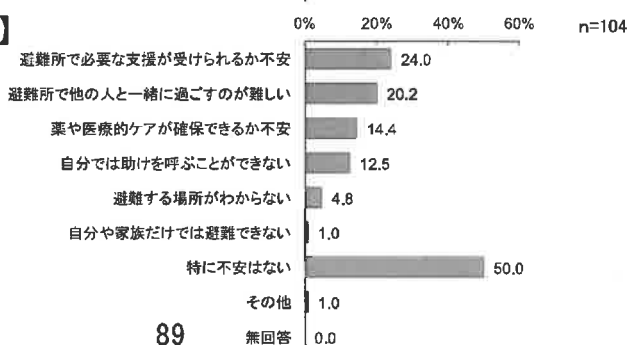
【在宅の人(18歳以上)】



【18歳未満の人と保護者の人】



【発達障がいの人と保護者の人】



■施策の方向性

- ・災害時に必要な人的及び物的支援の提供に向けた、事前の防災支援体制の整備と訓練の実施

No	施策の展開	担当課
230	災害時における障がいのある人への支援について、必要に応じた「習志野市地域防災計画」の見直し	危機管理課
231	防災、減災対策のための経済的支援の推進	障がい福祉課
232	災害時の避難に支援が必要な人の把握	健康福祉政策課
233	災害時に一般避難所において避難生活を送ることが困難な障がいのある人のための福祉避難所の拡充	健康福祉政策課
234	避難所で必要な情報や支援を受けられるための備品整備の推進	障がい福祉課 危機管理課
235	障害福祉サービス事業所での災害対策の強化	障がい福祉課
236	災害時に医療を必要とする障がいのある人が、必要な措置を受けるための体制整備の推進	障がい福祉課 危機管理課
237	災害時に相談支援や必要なサービスが提供できる体制の整備	障がい福祉課
238	重症心身障がい児者及び医療的ケア児者の個別避難計画の作成の推進	障がい福祉課
239	総合防災訓練に合わせた、障がいの特性に応じた訓練の実施検討及び参加の促進	障がい福祉課 危機管理課

■ 習志野市障がい者基本計画等策定委員会

1. 習志野市障がい者基本計画等策定委員会設置要領

制定 平成17年5月16日

最終改正 令和4年 6月20日

（設置）

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に基づく市町村障害者計画（以下「障害者基本計画」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に基づく市町村障害福祉計画及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項に基づく市町村障害児福祉計画を策定又は変更するため、習志野市障がい者基本計画等策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

（策定委員会）

第2条 策定委員会は、委員13人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（1）障がい者当事者又はその家族

（2）知識経験者

（3）関係団体の代表者又はその推薦を受けた者

（4）本市の住民（本市在住、在勤、在学の20歳以上の者）

2 策定委員会に、会長及び副会長を各1名置き、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総括し、策定委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 委員の任期は、障害者基本計画、市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の策定又は変更の完了までとする。

6 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第3条 策定委員会の会議は、必要の都度、会長が招集する。

2 策定委員会の議事進行及び整理は会長が行う。

3 会長は、会議において関係者の出席及び、関係部課等に関係資料の提出を求めることができる。

（任務）

第4条 策定委員会は、障害者基本計画、市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の策定又は変更に関することについて協議及び検討する。

（事務）

第5条 策定委員会の事務は、障がい福祉担当課において処理をする。

（委任）

第6条 この要領に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

2. 委員名簿

(敬称略、順不同)

	設置要領第2条による選出区分	氏 名
1	当事者又はその家族	いわね しんや 岩根 信也
2	当事者又はその家族	おのでら あけみ 小野寺 明美
3	当事者又はその家族	はやかわ まさと 早川 正人
4	当事者又はその家族	や の しんご 矢野 信吾
5	当事者又はその家族	さ さ き 佐々木 めぐみ
6	知識経験者 (弁護士)	わたなべ つとむ 渡邊 惇
7	知識経験者 (大学教授)	さとう しんじ 佐藤 慎二
8	知識経験者 (障害者施設の管理者)	おおしお ゆきお 大塩 幸雄
9	知識経験者 (手話通訳士)	やしろ り つ こ 屋代 利津子
10	団体代表又はその推薦を受けた者	うちやま すみこ 内山 澄子
11	団体代表又はその推薦を受けた者	わたい すみえ 渡井 澄江
12	団体代表又はその推薦を受けた者	まつお こうへい 松尾 公平
13	市民(公募)	ときた ようすけ 時田 陽介

3. 開催状況

回数	日時	議題等
第1回	令和4年8月5日	・障がい者基本計画の概要について ・第5期障がい者基本計画の策定に向けた実態調査の実施について
第2回	令和5年2月6日	・習志野市障がい者基本計画等策定のための実態調査の結果について ・第5期習志野市障がい者基本計画の策定方針及び構成について ・第5期習志野市障がい者基本計画の施策の体系(案)について
第3回	令和5年5月19日	・第4期障がい者基本計画の取り組み状況について ・習志野市障がい者基本計画等策定のためのアンケート調査報告書について ・第5期習志野市障がい者基本計画について
第4回	令和5年8月7日	・第5期習志野市障がい者基本計画(案)について

■ 習志野市手話、点字等の利用を進めて、障がいのある人も ない人も^{きずな}絆を深め、互いに心を通わせるまちづくり条例

(通称) 習志野市心が通うまちづくり条例

平成27年12月25日

条例第24号

私たちが目指すのは、障がいのある人もない人も、誰もが当たり前心を通わせ、理解し合える住みやすい社会である。人と人が心を通わせるには、共通の言語を基盤とした十分な情報の取得やコミュニケーションをするための手段が必要であるが、障がい等により、音声や文字をそのままでは受け取りにくい人たちもいる。

障がい者は、生活の様々な場面において、必要な情報へのアクセス及びコミュニケーションの困難を経験している。情報とコミュニケーションは、生活の基礎として重要であるため、手話、点字、代読、音訳、絵カード、文字盤、筆談等障がい者が容易に利用できる情報と意思の伝達手段や人との関わりを通じた伝達手段を使用することが不可欠であり、情報保障とコミュニケーションの保障のための施策が必要である。

また、手話は言語であり、ろう者にとっては物事を考え、互いの感情を伝え合い、知識を蓄え、文化を創造するものである。ろう者は、手話を大切に育んできたが、全国的に手話を使用する環境が整えられてこなかったことから、多くの不便や不安を抱えながら生活してきた。ろう者が安心した生活を送るためには、手話をいつでも自由に使用できる環境の整備が必要である。

このような認識に基づき、障がい者の手話、点字等の伝達手段による情報保障とコミュニケーションの保障をするとともに、言語として手話を自由に使用できる環境の整備を図ることにより、全ての市民が、互いに人格と個性を尊重し、支え合いながら生きる共生社会を実現するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、手話、点字等の伝達手段による情報保障及びコミュニケーションの保障並びに手話の普及及び理解の促進を図ることにより、障がいのある人もない人も、全ての市民が、互いに人格と個性を尊重し、支え合いながら生きる共生社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がい 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号の障害及び同条第2号に規定する社会的障壁(以下「社会的障壁」という。)により継続的に日常生活又は社会生活において相当な制限を受ける状態をいう。

- (2) 障がい者 障害者基本法第2条第1号の障害者をいう。
- (3) 手話、点字等の伝達手段 手話、点字、代読、音訳、絵カード、文字盤、筆談その他の障がい者が容易に利用できる情報及び意思の伝達手段をいう。
- (4) ろう者 耳が聞こえない者のうち、手話により日常生活を送る者をいう。
- (5) 市民活動団体 特定非営利活動法人その他の市民等で構成される営利を目的としない団体で、主に市内において活動を行うものをいう。
- (6) 事業者 市内に事業所又は事務所を有し事業を行う法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）又は個人をいう。
- (7) 情報保障 情報の取得及び利用の機会を保障し、自己実現の価値を認めることをいう。
- (8) コミュニケーション 相互に意思を伝え合い、理解し合い、意味を分かち合い、信頼関係及びつながりを築くことをいう。
- (9) 合理的配慮 社会的障壁の除去の実施が必要とされている場合で、実施に伴う負担が過重でないときに行われる適切な調整及び変更をいう。

（基本理念）

第3条 第1条に規定する共生社会の実現は、次に掲げる事項を基本理念として推進するものとする。

- (1) 障がい者の基本的人権の尊重又は擁護に当たり、手話、点字等の伝達手段による情報保障及びコミュニケーションの重要性を認めること。
- (2) 手話が言語であるという認識を広め、ろう者が手話を利用する機会を保障すること。
- (3) 障がいのある人もない人も、互いに人格と個性を尊重し、協働すること。

（連携及び協働）

第4条 市、市民、市民活動団体及び事業者は、次条から第7条までに規定する責務を踏まえ、相互に連携及び協働を図り、障がい者の手話、点字等の伝達手段による情報保障及びコミュニケーションの保障並びに手話の普及及び理解の促進のための社会環境の整備に関する施策又は活動を実施するよう努めるものとする。

2 市は、障がい者の手話、点字等の伝達手段による情報保障及びコミュニケーションの保障並びに手話の普及及び理解の促進を図るため、国、他の地方公共団体等との連携及び協働に努めるものとする。

（市の責務）

第5条 市は、市が策定する長期計画その他各種計画との整合性を図りながら、第1条の目的を達成するために必要な施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 市は、障がい者の手話、点字等の伝達手段による情報保障及びコミュニケーションの保障並びに手話の普及及び理解に関する合理的配慮を行うものとする。

（市民の責務）

第6条 市民は、障がい者の手話、点字等の伝達手段による情報保障及びコミュニケーションの重要性並びに手話が言語であることを理解し、障がい者の情報の取得及び利用並びにコミュニケーションにおける合理的配慮を行うよう努めるものとする。

（市民活動団体及び事業者の責務）

第7条 市民活動団体及び事業者は、障がい者の手話、点字等の伝達手段による情報保障及びコミュニケーションの保障並びに手話の普及及び理解の促進に関する合理的配慮を行うよう努めるものとする。

2 市民活動団体及び事業者は、他者が行う第1条の目的を達成するために必要な活動及び市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

（障がい者の情報保障及びコミュニケーションの保障に関する施策）

第8条 市は、第5条第1項の規定に基づき、障がい者の手話、点字等の伝達手段による情報保障及びコミュニケーションの保障を図るため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- （1）障がい者が利用又は選択する手話、点字等の伝達手段によるコミュニケーションの円滑化を図ること。
- （2）障がい者のコミュニケーションを支援する人材等の養成をすること。
- （3）障がい者に対し教育、療育、選挙、職業選択、文化芸術活動、スポーツ活動その他社会生活のあらゆる場面で、障がいのない人と等しく情報保障をすることにより、障がい者がコミュニケーションを図ることができる環境を整備すること。
- （4）災害時における緊急情報を、障がい者の障がいの種類及び特性に応じ迅速かつ的確に伝達すること。
- （5）障がい者の情報通信並びに放送による情報の取得及び利用を促進すること。
- （6）前各号に掲げるもののほか、障がい者の手話、点字等の伝達手段による情報保障及びコミュニケーションの保障を図るために必要な施策

（手話の普及及び理解の促進に関する施策）

第9条 市は、第5条第1項の規定に基づき、手話の普及及び理解の促進を図るため、ろう者、手話通訳に携わる者及び関係者と協力して次に掲げる施策を実施するものとする。

- （1）市民に手話を学ぶ機会を提供することにより、手話を普及し、手話に対する理解を促進すること。
- （2）ろう者が手話を学び、使用する機会の確保に努めること。
- （3）ろう者が市の実施する講座等を手話により受講できる環境の整備を行うこと。
- （4）前3号に掲げるもののほか、手話の普及及び理解の促進を図るために必要な施策

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

■ 習志野市「障がい」ひらがな表記に関する指針

平成23年11月16日
改正平成29年 3月22日

(1) 目的

この指針は、従来から用いられてきた「障害」の「害」という漢字について、市の公文書等における表記を「障がい」とひらがな表記にすることにより、「害」という漢字の否定的なイメージや違和感を有する市民に配慮するとともに、障害者基本法の目的である「障がいの有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会」に対する市民の理解促進と意識の醸成を図ることを目的とする。

(2) 実施内容

市が作成する公文書等の様々な文字情報の発信に際し、人や人の状態を表す場合は、原則、「障がい者」「障がい」と表記するものとする。

なお、表記を改めるのみに留まらず、市の各施策の実施にあたっては、常に障がいのある人に対する適正な配慮を行うとともに、広報啓発活動等を通じて市民の障がい及び障がい者への理解を一層深めるよう努めるものとする。

(3) 対象とする公文書等

- ① 公文書（市が発出する通知、案内文等のほか、各種計画、内部文書を含むものとする。）
- ② 広報、ホームページ、掲示物、資料等（以下「広報等」という）

(4) 実施上の留意点

- ① 実施日に表記の変更が困難なものについては、条件が整い次第、速やかに変更するものとする。
- ② 法令（政省令及び告示等を含む）、条例、規則、要綱等から引用している表記や固有名詞については対象としない。
- ③ 実施日以降に発出し、又は効力が生じる公文書等については、支障のない範囲でひらがな表記の準備を進めることとする。ただし、実施日以降に配布する公文書等について、既に作成が完了している場合は、そのまま使用し、改訂時や増刷時に表記を変更するものとする。
- ④ 既存の施設における表示等については、直ちに変更を要するものでなく、条件が整い次第、順次、表記を変更するものとする。
- ⑤ ひらがな表記は、市民又は町会、自治会、その他の団体（以下「団体等」という）に対して強要するものでなく、それぞれの自主的な判断に委ねるものとする。また、市民、関係機関、

団体等からの依頼により、市が広報等による文字情報を発信する場合は、ひらがな表記についての理解を求めることとするが、最終的には依頼者の判断に委ねるものとする。

(5) 条例、規則、要綱等例規の取扱い

本市の既存の条例、規則、要綱等（以下「条例等」という）の表記については、以下の理由により、当分の間、改正を要しないものとする。ただし、習志野市行政組織規則中の「障害福祉課」は「障がい福祉課」に改める。

- ① 法令は、常用漢字表にある漢字を用いていること。
- ② 条例等の改正については、現在、国の「障がい者制度改革推進本部」において行われている「障害」の表記の在り方に関する検討結果を見極める必要があること。

(6) 対象又は対象外とする用例

身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、発達障害者支援法その他の法令等の規定の有無にかかわらず、「身体障害」、「知的障害」、「精神障害」その他の心身又はその機能に関する用語と「障害」の組み合わせにより障がいのある人又はその人の社会における状況を表すもの（法令等から引用する場合を除く。）

（具体例）

ひらがな表記とする用例

「視覚障がい」、「聴覚障がい」、「内部障がい」、「発達障がい」、「心臓機能障がい」、「学習障がい」

ひらがな表記としない用例

「電波障害」、「システム障害」、「障害物競走」

(7) 対象外とする用例

- ① 身体障害者手帳、障害者相談支援事業、障害支援区分、障害福祉サービス、障害基礎年金その他の法令、条例等で規定されている制度、事業等の名称
- ② 重度心身障害者医療費助成事業その他の固有の事業等の名称
- ③ 千葉県聴覚障害者協会、千葉県障害者スポーツ協会その他の団体、施設等の名称

(8) 所管

この指針による取扱いは、健康福祉部障がい福祉課が所管する。

(9) 実施時期

この指針による取扱いは、平成24年4月1日から実施する。

■ 用語集(50音)

【あ 行】

●インフォーマルサービス

法律や制度に基づかない形で提供されるサービスです。

●ウェブアクセシビリティ

高齢者や障がいのある人など、心身の機能に制約のある人でも、年齢的・身体的条件に関わらず、ウェブで提供されている情報にアクセスし利用できることを意味します。例えば、視力の弱い人がサイト上の小さな文字を読めなければ、書かれている内容を把握することに支障が生じます。このような、ウェブサイトにおけるバリアフリーやユニバーサルデザインの概念です。

【か 行】

●基幹相談支援センター

障がいのある人の相談支援の中核的な役割を担う機関として、市内の相談支援事業所などへのバックアップや、研修、指導、助言などを行う施設です。

●ケアマネジメント

社会的ケアを必要とする人の介護状態や生活状況を把握した上で、本人が望む生活が送れるように、最も効果的で効率的なサービス提供ができるよう調整を行い、そのサービスが有効に利用されているかを継続的に評価する一連の業務のことです。

●ケースワーカー

社会福祉士や精神保健福祉士など、障がいのある人への適切な助言や援助を行う人のことをいいます。習志野市役所の障がい福祉課にもケースワーカーが在籍しています。

●広域専門指導員

「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に基づき、県内16か所の健康福祉センター（保健所）などにいる指導員。習志野圏域では、習志野健康福祉センターにいます。同じく同条例に基づく地域相談員や関係機関と連携し、障がい者差別に関する相談や事案の解決に取り組んでいます。

●高次脳機能障がい

病気や事故などの原因で脳が損傷されたことにより、言語・注意・記憶・遂行機能、社会的行動などに障がいが生じ、日常生活や社会生活に支障をきたす状態をいいます。

●合理的配慮

社会的障壁（障がいのある人が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となる、社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの）を取り除くために、障がいのある人の個別の状況に応じて行う配慮のことをいいます。

●個別支援計画

成長・発達に心配のある子ども一人ひとりの様子に合わせ、みんなが共通した考えと目線を持ち、継続的に支援していくためにつくる計画です。支援方針等をひとつにまとめることで、支援者が替わっても同じ目線、同じ方向性で子どもに関わることができます。

【さ 行】

●サービス等利用計画

障がいのある人の心身の状況、置かれている環境、本人及びその家族の意向等を勘案して、利用する障害福祉サービス等の内容や、必要量を定める計画。市町村が障害福祉サービス等の支給を決定する際に必要となります。

●市民後見人

弁護士や司法書士などの資格をもたない、親族以外の市民による成年後見人のことをいいます。主な業務は、ひとりで決めることに不安のある方の金銭管理、介護・福祉サービスの利用援助の支援などです。市町村等の研修を修了し、必要な知識・技術、社会規範、倫理性を身につけ、登録後、家庭裁判所からの選任を受けてから成年後見人等としての活動が始まります。

●障がい者虐待防止センター

「障害者に対する虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」により平成24年10月1日から各市町村に設置されたもので、業務として障がい者虐待に関する通報等の受理、障がい者虐待の防止及び障がい者保護のための相談、指導及び助言と障がい者虐待に関する広報等啓発活動を行います。

●障害者権利条約

2006年12月に国連総会で採択された条約。障がいのある人の固有の尊厳、個人の自律及び自立、差別されないこと、社会への参加等を一般原則として規定し、障がいのある人に保

障されるべき個々の人権及び基本的自由について定めただけで、この人権及び基本的自由を確保し促進するための措置を締約国がとること等を定めました。

●障害者差別解消法

障がいをも理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成28年4月1日から施行された法律。この法律では、行政機関や民間事業者に対して、障がいのある人への差別的取扱いが禁止されています。また、障がいのある人への合理的配慮の不提供の禁止を行政機関には法的義務とし、民間事業者には努力義務としていましたが、令和3年に障害者差別解消法が改正され、令和6年4月1日から民間事業者にも義務化されました。

●障害者就業・生活支援センター

障がいのある人の職業的自立を実現するため、身近な地域で就職面の支援と生活面の支援を一体的に行う機関です。

●障がい者職場実習

障がいのある人への就労支援として、会計年度任用職員として採用している「チャレンジオフィスならし」とは別に、市役所において短期間、職場実習生の受け入れをしています。

●自立支援医療

心身の障がい除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。更生医療の対象は、身体障害者福祉法に基づき身体障害者手帳の交付を受けた人で、その障がい除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる人（18歳以上）です。育成医療の対象は、身体に障がいのある、又は放置すると将来障がいがあると認められる18歳未満の人で、手術等により障がいの改善が見込まれる人です。精神通院医療の対象は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する統合失調症などの精神疾患を有する人で、通院による精神医療を継続的に要する人となっています。

●身体障がい者相談員、知的障がい者相談員

身体障がい者相談員とは、福祉の増進を図るため、身体に障がいのある人の相談に応じ、必要な援助を行う者で、知的障がい者相談員とは、福祉の増進を図るため、知的障がいのある人又はその保護者等からの相談に応じ、必要な援助を行う者で、両相談員ともに市が委嘱するものです。

●成年後見制度

認知症・知的障がい・精神障がい等の人が、不動産・預貯金の管理や日常生活に必要な契約などにおいてトラブル・被害を受けることがないように、家庭裁判所によって選ばれた人がその人を保護・支援する制度です。

【た 行】

●地域生活支援拠点等

障がいのある人の重度化・高齢化や「親なき後」を見据えた、居住支援のための機能を、地域の実状に応じた創意工夫により整備し、障がいのある人を地域全体で支えるサービス体制です。

●チャレンジオフィスならしの

障がいのある人の自立促進を図るため、市の会計年度任用職員として一定期間採用し、職務経験を積むことで、一般企業等への就労を円滑に行えるように支援をしています。

●道路移動円滑化基準

高齢者、障がいのある人をはじめとした全ての人が利用しやすい道路構造に関する基準を国が定めたものです。（「移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令」（平成18年12月国土交通省）。

国では、令和2年5月改正のバリアフリー法や令和3年3月改正の道路移動等円滑化基準を踏まえ、「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」を作成し、ユニバーサルデザインによる道路空間のあり方について、具体的な目安を示しています。

●特別支援教育

特別支援学校及び特別支援学級等における教育に加えて、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒への対応も積極的に行うなど、一人ひとりのニーズに応じた教育です。

【な 行】

●習志野市カラーユニバーサルデザインガイドライン

習志野市職員がカラーユニバーサルデザインについての理解を深め、印刷物の作成や物品の発注を行う際等に、色覚の個人差を問わずできるだけ多くの方が見やすい色使いを心がけてもらうために、具体的な配慮や工夫などの基本事項をまとめたガイドラインです。

●習志野市障がい者地域共生協議会

障がいのある人の地域における自立した生活を支援していくために、障がいのある人をはじめ障害福祉サービス事業者や医療、教育、雇用等、各分野の関係者が地域の課題を共有し、地域の支援体制の整備について協議を行う組織です。

●習志野市市民協働こども発達支援推進協議会

ソーシャルインクルージョンの理念（社会的に弱い立場にある者の意思と権利を尊重し、社会の構成員として互いに支え合うという理念）に基づく市の発達支援施策について、関係者が協議を行っています。

●ノーマライゼーション

障がいのある人など社会的に不利益を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿である、という考え方のことです。

【は 行】

●バリアフリー

高齢者や障がいのある人の歩行、住宅などの出入りを妨げる物理的障壁がなく、動きやすい環境をいい、今日では物理的な障壁を取り除くだけでなく、制度的、心理的、情報等、障がいのある人を取り巻く生活全般に関連している障壁（バリアー）を取り除く（フリー）ことを含みます。

●ピアサポート

障がいのある人自身が、自らの経験に基づいて、他の障がいのある人の相談相手となったり、仲間として社会参加や地域交流、問題解決などを支援したりする活動です。

●ペアレントトレーニング

保護者の方々が子どもとより良いかかわり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、楽しく子育てができるよう支援する保護者向けのプログラムです。当初、知的障がいや発達障がいのある子どもを持つ家庭向けに開発されましたが、現在は幅広い目的や方法で展開されています

●ペアレントメンター

自閉症など発達障がいのある子どもを育てる保護者に、同じ発達障がいのある子どもの保護者が相談役となり精神的なサポートを行うものです。

【や・ら 行】

●ユニバーサルデザイン

年齢、性別、身体、国籍など様々な特性や違いを超えて、すべての人が利用しやすいよう、すべての人に配慮がなされた、環境、建物、製品等にしていこうという考え方に基づいたデザインのことです。

【資料編】

●ライフサイクル

一般には、人の一生を段階（ライフステージ）に分け、周期（サイクル）として生活を把握することです。「生まれてから死ぬまで」の人の一生、人生の周期のことです。

●ライフサポートファイル

ライフステージごとに支援の担い手が変わりやすい移行期においても一貫した支援が継続されるよう、家族や関係機関が情報を共有するためのファイル。本人に関する様々な情報や支援内容を継続的に記録し、関係機関等の支援計画等を本人やその家族がご自身で1冊にまとめて管理・活用していきます。

●ライフステージ

人の一生を幼年期・少年期・青年期・壮年期・老年期などに分けた場合の、それぞれの段階をいいます。